

平成21年（2009年）紀北町9月定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成21年9月8日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成21年9月8日（火）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	8 番	尾上壽一
9 番	平野倅規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	紀平 勉
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	塩崎剛尚	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	平谷卓也
住 民 課 長	谷口房夫	福祉保健課長	五味 啓
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	長野季樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	喜多 健	教 育 長	小倉 肇
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿
監 査 委 員	佐野耕造		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

10番 岩見雅夫

11番 入江康仁

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

川端龍雄議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であり、定足数に達しております。

川端龍雄議長

ただいまから平成21年9月紀北町議会定例会を開会いたします。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承ください。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにします。

それでは会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

それでは、会期日程並びに議事日程を朗読させていただきます。

平成21年9月紀北町議会定例会会期日程表

日程第1日 9月8日、火曜日、9時30分本会議、開会、議案上程、説明、質疑、委員会付託。なお、一般質問の受付締め切りは、午後5時までとなっております。

第2日 9月9日、水曜日、休会、常任委員会開催。

第3日 9月10日、木曜日、休会、常任委員会開催。

第4日 9月11日、金曜日、休会、常任委員会の開催でございます。

第5日 9月12日、土曜日、休日。

第6日 9月13日、日曜日、休日。

第7日 9月14日、月曜日、休会。

第8日 9月15日、火曜日、9時30分本会議、一般質問。

第9日 9月16日、水曜日、9時30分本会議、一般質問。

第10日 9月17日、木曜日、9時30分本会議、一般質問でございます。

第11日 9月18日、金曜日、9時30分本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会とな

ります。

平成21年9月紀北町定例会議事日程（第1号）

平成21年9月8日（火曜日）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案第40号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第41号 紀北町教育集会所条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第42号 訴えの提起について（所有権移転登記手続請求訴訟）
- 第8 議案第43号 平成21年度紀北町一般会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第44号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第45号 平成21年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第46号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第12 認定第1号 平成20年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第13 認定第2号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 認定第3号 平成20年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 認定第4号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 認定第5号 平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第6号 平成20年度紀北町水道事業会計決算認定について
- 第18 報告第8号 平成20年度健全化判断比率の報告について
- 第19 報告第9号 平成20年度公営企業に係る資金不足比率の報告について
- 第20 請願案件

以上でございます。

川端龍雄議長

これから本日の会議を開きます。

日程第 1

川端龍雄議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

10番 岩見雅夫君

11番 入江康仁君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

川端龍雄議長

次に日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日 9 月 8 日から 9 月 18 日までの 11 日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日 9 月 8 日から 9 月 18 日までの 11 日間とすることに決定しました。

日程第 3

川端龍雄議長

次に日程第 3 諸般の報告を行います。

去る9月3日に議会運営委員会が開催され、9月定例会に関する運営などについて協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、定例会において提案され受理した案件は、議案については第40号から第46号までの7件、認定案件が6件、報告が2件、請願が3件であり、合計18件となっています。

次に、決算審査については、議会運営委員会における協議の結果、決算特別委員会を設置し、審査することで決定いたしております。委員の定数は10人とし、構成については、総務財政常任委員会から4人、教育民生常任委員会から3人、産業建設常任委員会から3人を選出させていただきます。なお、議案については本日の本会議において追加議案として提出したいと思っております。各常任委員長においては、休憩中にそれぞれ委員の選出をしていただくよう、お願い申し上げます。議案の提出者については議長発議とし、委員は議長が指名することで取り扱いをいたします。ご了承ください。

次に、一般質問についてであります。日程は3日間予定しておりますが、通告書を締め切った時点で、一般質問の日程を調整させていただくことになります。なお、通告書の受付は、本日8時30分から受付を開始し、締め切りは午後5時までとなっております。決算認定議案の説明などで会議が長引くことも考えられますので、通告書の締め切り時間には十分に注意していただくようお願い申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、町長はじめ、喜多教育委員長、佐野監査委員、その他関係課長等の出席がありましたのでご報告いたします。

次に、第4回紀北町高齢者福祉大会が9月12日、土曜日の午前10時から東長島公民館において開催されます。多忙な折りとは存じますが、ご出席のほどお願いいたします。

次に、9月21日から9月30日までの10日間で、秋の交通安全運動が展開されます。最近、紀北町内においても交通事故が多発しております。議員並びに町関係職員、町民の皆様におかれましては、事故の悲惨な実態を深く認識され、今後においても、人命尊重を町政の基本理念として、平和で明るいまちづくりを推進するため、町民総ぐるみで決意を新たにして交通安全運動を強力に展開していくことが大切だと思っております。9月18日、午前9時30分から三重県尾鷲庁舎において出発式が行われ、本町においても、実施期間中には早朝街頭指導やミルミルウェーブなどの実施、また、9月30日、午後3時半から紀北教育会館においてポスターの表彰式に引き続き、交通安全パレードを計画していると伺っております。町民一人ひとりの深いご理解、積極的なご協力によって、はじめて、その効果を期待しうるもので

あります。何とぞ多くの方のご参加をお願い申し上げます。なお、通知については各議員の棚に配布させていただいております。

次に、町内の小・中学校の運動会または体育祭の日程についてであります。日程表を各議員の棚に配布させていただきましたので、ご覧ください。

最後に、常任委員会の開催についてであります。さきほど議決いただきました会期日程のとおり、9日から11日までの3日間で常任委員会の開催を予定しております。開催日については委員長において調整を行っていただき、本日の会議の終わりに報告させていただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

川端龍雄議長

次に日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することいたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、2点の行政報告をさせていただきます。

まず1点目は、新型インフルエンザ対策本部の設置についてであります。新型インフルエンザの本格的な流行に備え、去る平成21年9月4日金曜日に、私を本部長とした新型インフルエンザ対策本部を設置いたしました。これにより対策の検証を行うとともに、今後の課題に対し、全庁的に的確に対応してまいりたいと考えております。

次に、ふるさと寄附金について、ご報告させていただきます。

本年8月に、紀伊長島区ご出身で、現在、愛知県碧南市に在住の山本清様より、ふるさと寄附の申し出があり、寄附金200万円をいただきました。ご寄附に対しまして心より感謝申

申し上げますとともに、その趣旨に沿い、今後、有効に活用させていただきたいと存じますので、ここにご報告申し上げます。

以上の2件をご報告いたしまして、9月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

川端龍雄議長

以上で行政報告を終わります。

日程第5～日程第17

川端龍雄議長

お諮りします。

日程第5 議案第40号から、日程第17 認定第6号までの13件については、提案者から提案理由並びに内容を説明を求めるにあたり、一括して説明を求めることといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

北村博司君。

6番 北村博司議員

まずですね、これどういう位置づけになるんか、決算の説明、数字が間違っていますね。説明書、決算説明、9ページ、一般会計の実質収支に関する調書は3億円間違ってます。精査していただきたいと思います。これは議決対象じゃないですが、説明の肝心の一般会計の決算数値が間違ってます。

川端龍雄議長

もう一度、どこの。

6番 北村博司議員

9ページ、歳入歳出決算説明書の一般会計の決算の説明書ですね。これ間違ってます。おわかりになっておられると思うけども、間違っておるやろ。今日配られたやつ、事前に配布じゃなしに、この議場で配られておるやつが間違ってます。間違っていると認めました今、首振って。ちゃんとチェックをお願いしたいと思います。9ページ、実質収支に関する調書の数値が間違ってます。局長確認できた。3億抜けておる。

それと、これは議長にお聞きしたいんですが、もう1点は。ちょっとこれ気になるんですが、今までこんなことなかったと思うんですけど、請願書のこの参考書類になるのかな、議決対象ではないと思うけど、請願条件のこの意見書案のなぜ点線で囲んでいるのか。ちょっとこれ議場に提出されるものについては、こんな飾りは私は不必要だと思いますんで、なぜこういう囲みを全部入れているのか、ちょっとご説明いただきたい。理由があったら別ですが。

川端龍雄議長

はい、わかりました。これ収入役、説明、今の北村議員の説明、はい求めます。

収入役。

川端清司収入役

申し訳ありません。皆さんに配布済みですね、一般会計の決算、20年度の決算報告に伴う説明資料でございますが、このうちですね、9ページのところで109ページに実質収支に関する調書の部分で、歳入歳出その差し引き額が3億差し引きすると、3億というところで3という数字が抜けておりました。大変申し訳ございません。ここの部分を記入して訂正させていただきますと思います。どうぞよろしく願います。

川端龍雄議長

収入役、さきほどの今の確認がどうなっておるのかということも、ちょっと含めて、今後どのようにあれするかということ。

川端清司収入役

申し訳ございません。確認のところですね、大変チェック不足でございまして、今後このようなことがないように注意いたしますので、どうぞよろしく願います。

川端龍雄議長

今、ついっていうので悪いんですけど、いろいろ今までもありますしね。今回は差し戻しの件がありましたけど、やはりもう少しこのチェックを確実にするように、本会議でこういうようなことのないように、ひとつよろしく収入役、皆さん各担当課長にも皆さんお伝えください。よろしいですか。

6番 北村博司議員

収入役、それは結構です。それともう1つ、ちょっと今までなかったと思うんで、請願書の意見書案を点線で囲っているのは、何のため。ちょっと議案には不向きではないかと思えます。全部そう、3件ともそう。

川端龍雄議長

議会事務局長。

中野直文議会事務局長

申し訳ありません。説明させていただきます。あくまでも請願の議案につきましては、表の部分のことをごさいます。この意見書につきましては、案として、資料として提出が、添付がされているものごさいます。あくまでも案件につきましては、請願書ごさいます。意見書につきましては、請願が採択された場合に、意見書案と出るものごさいます。これは添付資料として付けさせていただきます。括弧の点線で囲ってある部分については、提出された資料をそのままコピーをいたしましたので、そのようになっております。はい、今後はとるようにいたしますので、よろしく。

川端龍雄議長

ちょっと苦しい答弁やけど、ご了解ください。

それでは、議案第40号から日程第17 認定第6号までの13件については、提案者から提案理由並びに内容説明を求めるにあたり、一括して説明を求めることとしたいと思いますが、ご異議ごさいませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、案件13件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、初めに提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

それでは、本日、本議会定例会に上程いたしました各議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第40号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令等の制定に伴い、出産育児一時金の引き上げ及び介護納付金賦課限度額を引き上げるにあたり、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第41号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例であります。紀北町立田山教育集会所の老朽化により、今年度新たに紀北町田山集会所として改築することに伴い、

本条例別表から紀北町立田山教育集会所を削除する必要が生じたので、本条例の一部を改正しようとするものであり、議会の議決を求めるものであります。

議案第42号 訴えの提起についてであります。昭和36年9月10日、当時の長島町が占有を開始した田山坂団地の土地について、登記上の所有権者が任意での所有権移転登記に応じていただけないことから、訴訟をもって時効取得を原因とする所有権移転登記手続きを求めようとするものであり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第43号 平成21年度紀北町一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億4,081万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ95億4,827万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

主なものといたしましては、歳入予算では、地域活性化・公共投資臨時交付金、美しい森林づくり基盤整備交付金、安全・安心な学校づくり交付金（太陽光発電導入事業）等で国庫支出金が1億2,211万1,000円の増、森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金等で県支出金が3,989万2,000円の増、老人保健特別会計繰入金、後期高齢者医療特別会計繰入金等で繰入金が836万4,000円の増、前年度からの繰越金が2億3,952万8,000円の増、町債では救急車購入事業債等で2,660万円の増であります。

一方、歳出予算の主なものといたしましては、財政調整基金、減債基金、庁舎等改築及び改修基金への積立金等で総務費が1億8,118万9,000円の増、子育て応援特別手当支給事業等で民生費が1,790万9,000円の増、リサイクルセンター管理運営事業等で衛生費が4,361万7,000円の増、美しい森林づくり基盤整備交付金事業、森林整備加速化・林業再生基金事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業等で農林水産事業費が1億850万5,000円の増、地域新エネルギー等導入促進事業等で教育費が6,372万1,000円の増であります。

議案第44号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ284万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億8,057万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

主なものといたしましては、歳入予算では、療養給付費等負担金の老人保健医療費拠出金分の減等で国庫支出金が1,510万8,000円の減、退職被保険者等に係る拠出金相当額及び後期高齢者支援金分の減で療養給付費交付金が2,363万4,000円の減、財政調整基金繰入金の減で繰入金が7,145万8,000円の減、前年度からの繰越金が1億1,156万1,000円の増であります。

一方、歳出予算の主なものといたしましては、老人保健医療費拠出金が 4,425万 4,000円の減、介護納付金が 1,089万円の減、財政調整基金積立金が 2,791万円の増、国民健康保険関係償還金の増等により諸支出金が 2,850万 4,000円の増であります。

議案第45号 平成21年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,103万 5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,701万 8,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

内訳といたしましては、歳入では、前年度からの繰越金が 2,103万 5,000円の増であります。

一方、歳出では、国、県、支払基金への精算に伴う返還金が 1,678万 8,000円の増、同じく精算に伴う一般会計への繰出金 424万 7,000円の増であります。

議案第46号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 411万 7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4億 8,392万 9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

内訳といたしましては、歳入では、繰越金 411万 7,000円の増であります。

一方、歳出では、前年度精算による一般会計への繰出金 411万 7,000円の増であります。

認定第1号 平成20年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成20年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成20年度紀北町水道事業会計決算認定について

この6案件につきましては、一般会計、特別会計並びに企業会計の平成20年度の決算であります。認定第1号から5号までは地方自治法第233条第3項、認定第6号につきましては地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定を求めるものであります。

以上、7件の議案、6件の認定につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明いたさせます。

何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

川端龍雄議長

続いて内容説明を求めます。

まず、議案第40号についての内容説明を求めます。

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

それでは、議案第40号の紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、内容説明をさせていただきます。議案書の1ページをご覧ください。

議案第40号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第 103号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成21年9月8日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第21号）等の制定に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

この政令改正の趣旨並びに内容でございますが、字句の改正のほか、出産等に係る分娩者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、出産育児一時金の支給額を本年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産した場合という暫定措置ではございますが、産科医療補償制度に係る保険料相当額の3万円を除いた現行の35万円を、4万円引き上げて39万円とするものでございます。

また、これは条例改正には反映されませんが、出産育児一時金の支払い方法も見直しがありまして、これまで分娩者等が分娩機関の窓口で一旦出産費用を全額支払い、そのあとで保険者であります市町村へ出産育児一時金の請求をして受け取りか、分娩機関が分娩者等に代わって市町村へ出産育児一時金の請求をして受け取る、受け取り代理制度がありました。本年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産した場合という、これも暫定措置ではございますが、この受け取り代理制度が廃止されて、分娩機関が直接国保連合会を通して、市町村に請求して支払う直接支払い制度が創設されました。これは出産に際し、一時的とはいえ、多額の出産費用を用意することがなくなることから、出産育児一時金の増額と合わせて、少子化対策の一環として創設されたものであります。

次の改正点ですが、中間所得者層の保険料負担を軽減するため、保険料に係る介護納付金賦課限度額を、現行の9万円から10万円に引き上げるというものでございます。このような趣旨、内容の健康保険法施行令の一部を改正する政令が制定されましたので、本条例を改正しようとするものでございます。

条例の改正部分の説明に入る前に、改正の方法につきまして、若干説明をさせていただきます。2ページをご覧ください。

このページは改正条例の本文と附則であります。本文のところ、第1条と第2条に分けております。これは出産育児一時金の改正では、今回の改正は平成21年10月1日から、平成23年3月31日までの暫定措置であり、このことを附則に追加する改正となること。

また、施行時期につきましても保険料に係る介護納付金賦課限度額の改正と違うことから、これら改正の内容を説明するにあたっては、出産育児一時金の改正と保険料に係る介護納付金の賦課限度額の改正を区分したほうがより良いとの判断から、第1条と第2条に分けた改正としております。したがって、第1条は出産育児一時金関係の改正、第2条は保険料に係る介護納付金の賦課限度額の改正としております。

なお、字句等の改正につきましても、それぞれ関係するところに区分しており、また新旧対照表につきましても、この区分により作成をしております。

それでは、新旧対照表で改正部分の説明をさせていただきます。3ページをご覧ください。

第1条関係の新旧対照表でございます。出産育児一時金関係の改正であります。右が旧、左が新であります。第17条第1項の第1号、第2号、また第22条の6の第1項第1号、4ページの第2号、さらには第27条第1項の第1号、第2号につきましては、得た数を得た額とする字句の改正であります。

次に、附則の改正ですが、第18項の次に第19項として、平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置を追加するというもので、被保険者、または被保険者であった者が平成21年10月1日から、平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第6条の規定の適用については、同条第1項中35万円とあるのは39万円とするというもので、暫定措置ではありますが、現行の35万円を4万円引き上げて39万円支給するというものであります。

なお、本年1月1日から産科医療補償制度に係る保険料相当額の3万円が、この制度に加入されている分娩機関で出産した場合は加算されておりますので、実際、保険者である町からの支給額としましては42万円となります。試行期日でございますが、平成21年10月1日から施行するというものでございます。

続きまして、第2条関係の新旧対照表で、保険料に係る介護納付金賦課限度額関係の改正につきまして説明させていただきます。5ページをご覧ください。

右が旧、左が新であります。第17条第1項の第1号、第2号、また第22条の6の第1項第

1号、第2号につきましては、国民健康保険法施行規則の改正により第32条の9号、第32条の9の2とする字句の改正であります。

6ページをご覧ください。第28条、第34条の第6号の改正につきましては、保険料に係る介護納付金の賦課限度額を9万円から10万円に、また、から第4項を、から第4項までとする字句の改正であります。

附則のところですが、第1項では、施行期日は平成22年4月1日を、また第2項では、この改正は平成22年度の保険料から適用し、平成21年度の保険料についてはこれまでどおりとするということを謳っております。

以上で、議案第40号の紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

川端龍雄議長

次に、議案第41号についての内容説明を求めます。

家崎生涯学習課長。

家崎英寿生涯学習課長

議案第41号について、ご説明申し上げます。

議案書の7ページをご覧ください。

議案第41号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例

紀北町立教育集会所条例（平成17年紀北町条例第164号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成21年9月8日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

紀北町立田山教育集会所の老朽化に伴い、紀北町田山集会所として改築するにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

本条例の改正部分のみ、新旧対照表でご説明申し上げます。9ページをご覧ください。

附則に、この条例は平成21年12月1日から施行する。を加え、紀北町立教育集会所条例の第2条の別表から、紀北町立田山教育集会所を削るというものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

川端龍雄議長

次に、議案第42号についての内容説明を求めます

山本建設課長。

山本善久建設課長

それでは、議案第42号について説明させていただきます。10ページでございます。

議案第42号 訴えの提起について

次のとおり紀北町営住宅用地の時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求める訴えを提起するものとする。

記

1 訴えの相手方

熊野市有馬町4621番地の1 東 豊次

2 訴えの趣旨

(1) 被告(東豊次)は原告(紀北町)に対し、次の土地について、昭和56年9月10日時効取得を原因とする所有権移転登記手続きをせよ

土地 所在：紀北町紀伊長島区東長島字山本1035番2

地目：田

地籍：717㎡(うち被告持分6分の1)

(2) 訴訟費用の被告負担

3 訴えの理由

昭和36年当時、長島町(現：紀北町)が伊勢湾台風及びチリ津波の被災者住宅(現：町営住宅山坂団地)を建設するため、予定地となる故東角市の所有地、長島町東長島字山本1035番1の一部(現：1035番2)を昭和36年6月26日までの間に買収したが、所有権移転登記が未了のままとなった。同年9月10日に被災者住宅が完成し、以来、現在まで紀北町が管理運営をしているが、管理運営上で支障があるため、登記上の所有権登記名義人東豊次(持分6分の1)を相手方として所有権移転登記手続きを求める訴えを提起するものでございます。

11ページをお願いいたします。

平成21年9月8日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

訴えの提起については、長島町(現：紀北町)が昭和36年9月10日より占有を開始した田山坂団地の土地について、登記上の所有権者が任意での所有権移転登記

に応じないことから、訴訟をもって時効取得を原因とする所有権移転登記手続きを求めため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この訴えに関する経緯でございますけれども、三重県が平成18年6月に一般国道422号紀伊長島インター線道路改築事業の用地調査により、事業対象地となった町有地の田山坂団地が未登記であることが判明いたしました。このため、過去の関係書類を探したところ、昭和35年度災害公営住宅建設事業の土地売買契約書、歳出計算簿などが見つかりました。この時点で登記上の所有権者東角市氏は死亡しており、被告人を含む9名の相続人が存在することがわかりました。これら9名の相続人に関係書類に基づき、住宅建設の経緯を説明して理解を求めたところ、被告人以外の8名からは紀北町の所有であることの承諾を得ることができましたが、被告人とは何度も会って理解を求めましたが、どうしても承諾が得られませんでした。このため、町の権利を保全するため、平成21年6月23日に津地方裁判所熊野支部に仮処分申立を行ったところ、平成21年7月16日に仮処分決定がなされました。この後も任意での交渉を行いましたが、承諾が得られないことから、この問題を解決するには時効取得による所有権移転登記手続請求訴訟を提起する以外に方策がないと判断いたしましたので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、資料を説明させていただきます。12ページの資料1をご覧ください。

田山坂団地の位置図と、一般国道422号紀伊長島インター線道路改築事業の平面図でございます。中ほどの長方形で赤く着色した箇所が、町営住宅の敷地でございます。図面右側国道42号で、図面左側は近畿自動車道紀勢線、仮称紀伊長島インターでございます。

①と②の写真につきましては、現在の田山坂団地でございます。参考といたしまして、土地の表示と町営住宅について表記してございます。

次に、13ページから16ページの資料2をご覧ください。これにつきましては、津地方裁判所熊野支部の仮処分決定書でございます。主文、債務者は、物件目録記載の不動産について、譲渡並びに質権、抵当権及び賃借権の設定その他一切の処分をしてはならないと仮処分の決定がなされました。この仮処分の申立につきましては、平成21年6月23日に行いまして、仮処分決定は平成21年7月16日でございます。この後に処分禁止仮処分登記を平成21年7月24日に行いました。これら仮処分命令申立及び処分禁止仮処分登記などに、約70万円の費用を要しましたが、町営住宅の管理上で早急に解決すべき問題であることから、既決予算の住宅管理費より流用して対応してございます。

なお、被告人以外の8名の持分6分の5につきましては、登記承諾書をいただきまして、すでに紀北町への所有権登記を終えてございます。議案第42号の内容説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

川端龍雄議長

次に、議案第43号についての内容説明を求めます。

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

議案第43号 平成21年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の内容について、ご説明いたします。予算書の1ページをご覧ください。

平成21年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

平成21年度紀北町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,081万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億4,827万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成21年9月8日提出

紀北町長 奥山始郎

5ページをご覧ください。第2表 地方債補正、追加であります。

林道整備事業限度額 200万円、太陽光発電設備設置事業限度額 200万円、合計 400万円を追加するものであります。

6ページをご覧ください。地方債補正、変更であります。

過疎対策事業限度額 2億6,520万円を2億8,260万円に、合併特例事業限度額 5億780万円を5億1,300万円に増額するものであります。

続きまして、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。10ページをご覧ください。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金は4,084万5,000円を増額しまして、4億761万2,000円とするものであります。地域活性化・公共投資臨時交付金の増

額であります。

第2目民生費補助金は1,579万円を増額しまして、2,172万5,000円とするものであります。子育て応援特別手当交付金の増額であります。

第3目衛生費補助金は356万6,000円を増額しまして、1,204万3,000円とするものであります。疾病予防対策事業費等補助金の増額であります。

第4目農林水産業費補助金は4,191万円を増額しまして、5,491万円とするものであります。美しい森林づくり基盤整備交付金3,091万円、津波・高潮危機管理対策緊急事業費補助金1,100万円の増額であります。

第8目教育費補助金は2,000万円を増額しまして、2億4,233万3,000円とするものであります。安全・安心な学校づくり交付金、太陽光発電導入事業の増額であります。

第14款県支出金、第2項県補助金、第4目農林水産業費補助金は3,910万2,000円を増額しまして、7,291万7,000円とするものであります。森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金2,500万円、高齢林整備間伐促進事業費補助金620万2,000円、津波・高潮危機管理対策緊急事業費補助金770万円、及び11ページ、環境・生態系保全活動推進交付金20万円の増額であります。

第7目消費費補助金は12万円を増額しまして、1,502万円とするものであります。緊急地震対策促進事業費補助金の増額であります。

第3項委託金、第6目土木費委託金は37万円を増額しまして、1,514万6,000円とするものであります。二級河川銚子川清掃業務委託金の増額であります。

第8目教育費委託金は30万円を増額しまして、60万円とするものであります。人権教育推進のための調査研究事業委託金の増額であります。

12ページをご覧ください。第15款財産収入、第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入は38万2,000円を増額するものであります。一般国道422号紀伊長島インター線工事に伴う町有財産売払収入の増額であります。

第17款繰入金、第2項特別会計繰入金、第1目特別会計繰入金は836万4,000円を増額するものであります。老人保健特別会計繰入金424万7,000円、後期高齢者医療特別会計繰入金411万7,000円の増額で、精算に伴うものであります。

第18款、第1項、第1目繰越金は、2億3,952万8,000円を増額しまして、2億6,952万8,000円とするものであります。一般会計歳計剰余金の増額で、今回の補正予算におきまして、平成20年度実質収支額を全額予算計上いたしました。

13ページをご覧ください。第19款諸収入、第5項雑入、第5目過年度収入は66万5,000円を増額しまして、1億1,267万5,000円とするものであります。前年度福祉医療補助金精算金の増額であります。

第6目雑入は327万6,000円を増額しまして、4,092万4,000円とするものであります。一般国道422号紀伊長島インター線工事に伴う町営住宅田山坂団地移転補償費の増額であります。

第20款、第1項町債、第4目農林水産業債は200万円を増額しまして、2,450万円とするものであります。林道栃山木組線舗装事業債20万円、林道名丸線舗装事業債70万円、林道ジャグラ谷線舗装事業債70万円、林道林ノ谷線舗装事業債40万円の増額であり、補正予算債を充てるものであります。

第6目土木債は140万円を増額しまして、2億4,120万円とするものであります。熊野灘レク都市公園事業債130万円の減額と、都市公園等一体整備促進事業債270万円の増額であり、過疎対策事業債を充てるものであります。

第7目消防債は1,600万円を増額しまして、1,890万円とするものであります。救急車購入事業債で過疎対策事業債を充てるものであります。

14ページをご覧ください。第8目教育債は720万円を増額しまして、4億100万円とするものであります。太陽光発電設備設置事業債は200万円を増額するもので、補正予算債を充てるものであります。紀北中学校移転事業債は520万円を増額するもので、合併特例事業債を充てるものであります。

以上で歳入予算の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算を説明いたします。15ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目議会費は18万4,000円を減額しまして、1億1,573万円とするものであります。議会活動及び事務局運営事業費の減額であります。

第2款総務費、第1項総務管理費、第5目財産管理費は1億7,798万9,000円を増額しまして5億8,831万7,000円とするものであります。基金管理事業費の増額で、財政調整基金積立金の増額は、地方財政法の規定により繰越金の2分の1の額と合わせまして1億3,776万5,000円を基金に積み立てるものであります。

減債基金積立金は2,022万4,000円を積立てるものであります。

16ページをご覧ください。庁舎等改築及び改修基金積立金は2,000万円を積み立てるものであります。

第6目企画費は20万円を増額しまして、4,656万4,000円とするものであります。高度情報化推進事業費の増額であります。

第11目一般訴訟費は32万5,000円を増額しまして、561万6,000円とするものであります。建設関係訴訟事業費の増額であります。

第13目諸費は267万5,000円を増額しまして、708万5,000円とするものであります。町税過誤納付による歳出還付金の増額であります。

17ページをご覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費は98万円を増額しまして、6億237万5,000円とするものであります。国民健康保険事業特別会計繰出金92万円、民生共通事務事業費6万円の増額であります。

第3目身体障害者福祉費は53万4,000円を増額しまして、2億9,466万1,000円とするものであります。心身障害者医療費助成事業費の増額で補助金の精算に伴う返還金であります。

第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費は1,579万円を増額しまして2,814万1,000円とするものであります。子育て応援特別手当支給事業費の増額であります。

18ページをご覧ください。第2目保育所費は60万5,000円を増額しまして、3億8,156万4,000円とするものであります。志子保育所管理運営事業費の増額であります。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費は356万6,000円を増額しまして5,234万2,000円とするものであります。がん検診事業費の増額であります。

19ページをご覧ください。第3目環境衛生費は、5万1,000円を増額しまして、6,314万5,000円とするものであります。墓地管理事業費の増額で、長浜墓地整備費助成金であります。

第2項清掃費、第2目塵芥処理費は4,000万円を増額しまして、3億7,038万円とするものであります。リサイクルセンター管理運営事業費の増額で、海山及び紀伊長島リサイクルセンター機械修繕料の増額であります。

20ページをご覧ください。第5款農林水産業費、第1項農業費、第5目農地費は175万円を増額しまして、1,995万9,000円とするものであります。農地防災事業費の増額は95万円で、上里排水機場の整備に要する経費であります。有害鳥獣対策事業費は80万円の増額であります。

第2項林業費、第3目林業施設費は8,455万5,000円を増額しまして、8,948万9,000円とするものであります。林道・治山関係事業費は39万3,000円を、森林整備加速化・林業再生基金事業費は2,500万円を、美しい森林づくり基盤整備交付金事業費は5,296万円を、21

ページ、高齢林整備間伐促進事業費は 620万 2,000円を、それぞれ増額するものであります。

第 3 項水産業費、第 2 目水産業振興費は20万円を増額しまして、 5,994万 4,000円とするものであります。環境・生態系保全活動支援事業費、事務費の増額であります。

22ページをご覧ください。第 3 目漁港管理費は 2,200万円を増額しまして 4,349万 5,000円とするものであります。津波・高潮危機管理対策緊急事業費の増額でありまして、島勝漁港水門の改修事業費であります。

第 6 款、第 1 項商工費、第 3 目観光費は44万 1,000円を増額しまして、 1 億 1,313万 7,000円とするものであります。観光推進事業費の増額であります。

23ページをご覧ください。第 7 款土木費、第 1 項土木管理費、第 1 目土木総務費は 230万円を増額しまして、 2 億 2,527万 6,000円とするものであります。土木事業推進及び管理関係事業費の増額であります。

第 2 項道路橋りょう費、第 3 目道路橋りょう新設改良費は、50万円を増額しまして、 2 億 4,238万円とするものであります。県単道路改築事業費負担金の増額であります。

24ページをご覧ください。第 3 項河川費、第 1 目河川総務費は21万 9,000円を増額しまして、 526万円とするものであります。二級河川銚子川清掃業務委託事業費の増額であります。

第 5 項都市計画費、第 2 目公園費は 145万円を増額しまして、 1,367万 6,000円とするものであります。県営公園事業負担金の増額で、城ノ浜地区公園等の整備に要する負担金であります。

25ページをご覧ください。第 6 項住宅費、第 1 目住宅管理費は 224万 9,000円を増額しまして、 1,595万 9,000円とするものであります。町営住宅管理事業費の増額で、町営住宅田山坂団地 4 戸の解体工事に要する経費であります。

第 8 款、第 1 項消防費、第 1 目常備消防費は 1,708万 6,000円を増額しまして 4 億 7,241万 2,000円とするものであります。三重紀北消防組合負担金の増額で、紀伊長島消防署に高規格救急車を配備する経費であります。

第 3 目消防施設費は72万円を増額しまして、 1,796万 1,000円とするものであります。消防団詰所等建物管理事業費の増額であります。

第 5 目災害対策費は 109万 6,000円を増額しまして、 6,382万 8,000円とするものであります。災害対策事業費93万 6,000円、防災推進事業費16万円の増額であります。

26ページをご覧ください。第 9 款教育費、第 2 項小学校費、第 1 目学校管理費は 5,175万円を増額しまして、 1 億 5,962万 3,000円とするものであります。太陽光発電導入事業費の

増額であります。相賀小学校と西小学校に設置するものであります。

第3項中学校費、第1目学校管理費は1,151万8,000円を増額しまして、6,403万1,000円とするものであります。紀北中学校学校施設復旧事業費601万8,000円の増額と、紀北中学校移転事業費550万円の増額であります。

27ページをご覧ください。第5項社会教育費、第1目社会教育総務費は45万3,000円を増額しまして、1億3,229万7,000円とするものであります。人権教育事業費の増額であります。

28ページをご覧ください。地方債の残高の見込みに関する調書であります。

次の29ページの合計欄をご覧ください。前年度末現在高は122億6,778万5,000円でありまして、本年度中起債見込み額が14億8,350万円、本年度中の元金償還見込み額が14億4,063万円で、その結果、当該年度末現在高見込額が、123億1,065万5,000円となる見込みであります。

30ページ以降につきましては、給与費明細書であります。

31ページをご覧ください。第2一般職、(1)総括、比較の欄、給料120万6,000円の増額は事業費支弁によるものであります。職員手当93万6,000円の増額は災害対策事業によるものであります。合計214万2,000円の増額であります。

以上で平成21年度紀北町一般会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

川端龍雄議長

次に、議案第44号から議案第46号の3件についての内容説明を求めます。

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

それでは、議案第44号の平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

議案第44号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成21年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ284万9,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ27億 8,057万 5,000円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年9月8日提出

紀北町長 奥山始郎

内容につきましては、予算に関する説明書に基づきまして説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。6ページをご覧ください。

第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費等負担金であります。1,039万6,000円減額して、4億6,600万7,000円とさせていただくものでありまして、本年度の老人保健医療費拠出金、介護保険給付費納付金、後期高齢者支援金の額がそれぞれ決定したことによる補正であります。

次に、第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金であります。495万2,000円減額して、2億1,173万8,000円とさせていただくものでありまして、このことにつきましても、本年度の介護保険給付費納付金、老人保健医療費拠出金、後期高齢者支援金の額がそれぞれ決定したことによる普通調整交付金の補正であります。

第3目の出産育児一時金補助金につきましては24万円増額させていただくもので、紀北町国民健康保険条例の改正のところでも説明させていただきましたように、本年の10月1日から1児当たり4万円増額されますが、このうち2万円が補助金として交付されることによる補正であります。

7ページをご覧ください。第5款療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金、第1目療養給付費交付金であります。2,363万4,000円減額して1億2,941万4,000円とさせていただくものでありますが、このことにつきましても、本年度の老人保健医療費の拠出金、後期高齢者支援金の額が決定されたことによりまして、退職被保険者等にかかる拠出金相当額、後期高齢者支援金分の交付金をそれぞれ補正するものであります。

第7款県支出金、第2項県補助金、第2目県財政調整交付金につきましては148万8,000円増額して、9,105万1,000円とさせていただくものであります。このことにつきましても、本年度の介護納付費納付金、老人保健医療費拠出金、後期高齢者支援金の額が決定されたことによる補正であります。

8ページをご覧ください。第10款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金につきましては92万円増額して、1億6,968万8,000円とさせていただくものでありますが、

本年10月1日から出産育児一時金が4万円引き上げられ、また出産件数も増加が見込まれることから補正をお願いするものであります。

第2項積立基金繰入金、第1目積立基金繰入金につきましては7,237万8,000円を減額さ
いただくものでありますが、平成20年度の本会計に決算剰余金が生じたことにより、当初予
算で計上していた財政調整基金からの繰り入れを取り止めるための補正であります。

次に、第11款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金であります。1億1,156万1,000円
を増額して1億5,156万1,000円とするものでありまして、平成20年度の決算による決算剰
余金1億5,156万1,000円を繰越金として計上するものですが、すでに当初予算におきまし
て4,000万円を計上しておりますので、残りの1億1,156万1,000円を増額補正するもので
あります。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。9ページをご覧ください。

第2款保険給付費、第4項出産育児諸費、第1目出産育児一時金につきましては162万円
増額して846万円とするものですが、歳入のところでも説明させていただきましたが、10月
1日から1児当たり4万円増額され、また出産件数も増加が見込まれることによる補正であ
ります。

第2目の支払手数料につきましては3,000円増額計上させていただいておりますが、直接
支払制度創設に伴う支払業務手数料の補正であります。

第3款後期高齢者支援金等、第1項後期高齢者支援金等、第1目後期高齢者支援金の8万
4,000円の増額と、第2目の後期高齢者関係事務費拠出金の1万5,000円の減額補正につ
きましては、いずれも本年度の後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金の額の決定に
よるものであります。

10ページをご覧ください。第4款前期高齢者納付金等、第1項前期高齢者納付金等、第1
目前期高齢者納付金の9万9,000円の減額と、第2目の前期高齢者関係事務費拠出金の1万
4,000円の減額補正につきましても、本年度の前期高齢者支援金、前期高齢者関係事務費拠
出金の額の決定によるものでございます。

第5款老人保健拠出金、第1項老人保健拠出金、第1目老人保健医療費拠出金の4,404万
5,000円の減額と、第2目の老人保健事務費拠出金の20万9,000円の減額補正につきまし
ても、本年度の老人保健医療費拠出金、老人保健事務費拠出金の額の決定によるものでござ
います。

11ページをご覧ください。第6款介護納付金、第1項介護納付金、第1目介護納付金であ

りますが、1,089万円減額して9,400万4,000円とするものでありまして、これにつきましても本年度の介護納付金納付金の額の決定によりまして、減額補正をさせていただくものがあります。

第9款基金積立金、第1項基金積立金、第1目財政調整基金積立金につきましては、2,791万円増額して、2,806万8,000円とさせていただくものであります。これは平成20年度の決算によります歳計剰余金1億5,156万1,000円のうち、2,791万円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

12ページをご覧ください。第11款諸支出金、第1償還金、第3目償還金につきましては、1,991万9,000円増額させていただくものであります。これは平成20年度の退職者医療療養費給付費等交付金の精算に伴う返還金を補正計上するものであります。

第2項国県支出金返納金、第1目国庫支出金返納金につきましては、858万5,000円増額させていただくものであります。このことにつきましても平成20年度の国からの国民健康保険療養給付費等負担金の精算に伴う返還金を補正計上するものであります。

以上で、議案第44号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

谷口房夫住民課長

続きまして、議案第45号の平成21年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

議案第45号 平成21年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）

平成21年度紀北町の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,103万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,701万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年9月8日提出

紀北町長 奥山始郎

内容につきましては、予算に関する説明書に基づきまして説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。6ページをご覧ください。

第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金であります。2,103万5,000円増額させていただくものであります。平成20年度の決算によりまして2,103万5,000円の歳計剰余金が生じたので、繰越金として計上させていただくものであります。

次に、歳出につきまして説明をさせていただきます。7ページをご覧ください。

第4款諸支出金、第1項償還金、第1目償還金につきましては、1,678万8,000円増額させていただくものでありまして、平成20年度の老人医療給付費国庫負担金等の精算によりまして、国、県、社会保険診療報酬支払基金へ返還するための返還金を計上させていただいております。

第2項繰出金、第1目一般会計繰出金でございます。424万7,000円増額させていただくものであります。これは平成20年度の決算により生じた歳計剰余金2,103万5,000円の、うち、さきほどの平成20年度の老人医療給付費国庫負担金等の国、県等へ返還する返還金、1,678万8,000円を差し引いた残りの424万7,000円を一般会計に繰り出すというものでございます。

以上で、議案第45号 平成21年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

谷口房夫住民課長

続きまして、議案第46号の平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

議案第46号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成21年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ411万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,392万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年9月8日提出

紀北町長 奥山始郎

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。6ページをご覧ください。

第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金であります。411万7,000円増額させていただくものであります。平成20年度の決算によりまして411万7,000円の歳計剰余金が生じたので、繰越金として計上させていただくものであります。

次に、歳出につきまして説明をさせていただきます。7ページをご覧ください。

第4款諸支出金、第2項繰出金、第1目他会計繰出金でございます。441万7,000円増額させていただくものであります。これは平成20年度の決算により生じた歳計剰余金、411万7,000円を一般会計に繰り出すというものでございます。

以上で、議案第46号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩します。開会は11時05分から開会いたします。

(午前 10時 50分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午前 11時 05分)

川端龍雄議長

続きまして、決算関係であります。

最初に認定第1号から認定第6号までの各会計における審査の概要、審査の結果並びに所見について、代表監査委員から報告を求めます。

佐野代表監査委員。

佐野耕造代表監査委員

それでは決算審査の報告をさせていただきます。

最初に、平成20年度紀北町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1. 審査の対象

平成20年度紀北町一般会計歳入歳出決算

平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

平成20年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算

平成20年度紀北後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

平成20年度紀北町土地開発基金運用状況調書

平成20年度紀北町育英基金運用状況調書

平成20年度紀北町国民健康保険出産費資金貸付基金運用状況調書

平成20年度紀北町国民健康保険高額療養費貸付基金運用状況調書

2. 審査の期間

平成21年7月30日

3. 審査を実施した監査委員

佐野 耕造、東 清剛

4. 審査の手続

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果誤りはなく、また予算の執行及び関連する事務処理についても適正に行われているものと認められる。

以下、数字の詳細等については、ご確認いただくこととしまして、最後のページの所見を朗読させていただきます。

25ページでございます。

所 見

本決算は、地方自治法その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算書等は適法かつ正確に作成され、その収支は適正に執行処理されていることが認められた。

また、行財政改革を推し進め、補助金の見直しなどを実施するとともに、利率の高い起債の繰上償還などの工夫も見られ、経費削減に対する努力により、昨年に引き続き基金残高の増額が見られる。

最近の経済情勢においては、依然として回復が見られない景気の中で、それを追い打つように昨年秋のサブプライム問題を発端とした世界的不況が、日本経済へ大きな影響を与えている。

こうした状況の下、本町においてもまず、いち早く健全な財政を構築することが必要不可欠であり、国・県からの依存財源はもとより、自主財源の確保についてもなお一層の努力をされたい。

また、町税をはじめ、各種料金、使用料及び貸付金などの収納率が低迷しており、早期に解消対策の抜本的見直しなどに積極的に取り組む必要がある。

このことは単に財政面だけでなく、行政運営の基本である公正性、公平性かつ透明性の確保、とりわけ公平性の観点からも肝要であるので、一層の創意工夫を行い、効果的な収納対策に注力し、収納率の向上を図られたい。

また、町内の経済の回復のためには、ある程度の投資的事業が必要であると思うが、その財源として起債をやむを得ず借りる場合には、従前どおり交付金算入率の高い起債を選んで借りるなどして、後年度負担の軽減に努められたい。

なお、基金の管理についても、金融情勢を勘案の上、確実かつ有効な方法により運用管理されたい。

今後も厳しい社会情勢が続くと予想されるが、多様化・高度化する住民のニーズに適切に対応し、住民福祉の増進により一層努められることを要望する。

続きまして、平成20年度紀北町水道事業会計決算審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1. 審査の対象

平成20年度紀北町水道事業会計決算

2. 審査の期間

平成21年7月30日

3. 審査を実施した監査委員

佐野 耕造、東 清剛

4. 審査の手続

審査に付された決算書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類の照合等を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認める。

以下、決算数字の詳細につきましてはご確認をいただくことといたしまして、最後のページの所見を朗読させていただきます。

4ページでございます。

所 見

平成20年度の水道事業会計決算の特徴としては、昨年度に引き続き利率の高い企業債を繰上償還していることや、簡易水道事業特別会計を統合し、水道事業の経営の透明化が図られていること、また、合併時から引き続き適用していた両区の異なった料金体系を統一し、利用者間の費用負担の公平性を確保するなど、健全かつ効率的な事業推進に対する努力が見られたことがあげられる。

しかし、地域の過疎化に伴い、給水戸数が減り、年間有収水量の減少が見受けられるので、将来の経営に支障が出ないよう、調査研究し、安定した経営の継続に努められたい。

また、一部の簡易水道において年間有収水量率の著しい低下が見受けられるので、早急の原因を特定し、改善を図られたい。

町民に安全で良質の水を安定的に供給するため、引き続き老朽化した配水管の布設替えに努めるなど、有収水量率の向上を図られたい。

水道使用料については、納付誓約書の徴収に応じない長期滞納者に対し、紀北町水道事業給水条例第36条に基づき給水停止措置を実施しているが、公平を期するためにも、これを一過性のものとせず、今後も計画的に適切な滞納処分整理を行い、未徴収先に対しては、なお一層注力し、早期回収に努められたい。

以上であります。

川端龍雄議長

続いて、認定第1号から認定第5号までの5件について、詳細説明を求めます。

川端収入役。

川端清司収入役

それでは、議案書の中の17ページ、認定第1号から、21ページ、認定第5号についてのご説明を申し上げます。

なお、それぞれの認定の朗読については、省略させていただきたいと思います。

平成20年度紀北町一般会計、特別会計4件の歳入歳出決算につきまして、その概要をご説明いたします。

説明にあたりまして、各会計の収入済額と支出済額は款のみとさせていただき、項以降の説明につきましては、主要事業の説明とさせていただきます。

それでは、認定第1号 平成20年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について、決算書の11ページからの平成20年度紀北町一般会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

第1款の町税でございますが、町税全体の調定額は20億 2,656万 5,978円、これに対しまして収入済額は16億 2,187万 165円で、収納率は80%、前年度が79.6%でありましたので、0.4%の増となり、このうち現年度分の収納率は95.3%、滞納繰越分の収納率は14.7%であります。

第2款 地方譲与税の収入済額は、9,256万 2,000円であります。

13ページをご覧ください。第3款利子割交付金の収入済額は794万 4,000円、第4款配当割交付金の収入済額は328万 5,000円、第5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は109万 4,000円、第6款地方消費税交付金の収入済額は1億 6,175万 1,000円、第7款自動車取得税交付金の収入済額は5,636万 8,000円、第8款地方特例交付金の収入済額は1,883万 9,000円あります。

15ページをご覧ください。第9款地方交付税の収入済額は41億 7,364万円、第10款交通安全対策特別交付金の収入済額は257万円、第11款分担金及び負担金の収入済額は、9,745万 463円で主な収入は、第2項負担金の民生費負担金では私立保育所保育料負担金、配食サービス事業個人負担金、老人ホーム赤羽寮入所負担金などあります。

17ページをご覧ください。第12款使用料及び手数料の収入済額は1億 5,118万63円で主な収入は、第1項使用料の商工使用料では温泉施設使用料、紀北町森林公園オートキャンプ場

施設使用料、土木使用料の町営住宅使用料、教育使用料の幼稚園保育料などであります。

19ページをご覧ください。第2項手数料の主な収入は、総務手数料の戸籍住民手数料であります。

第13款国庫支出金の収入済額は4億8,739万7,270円で、主な収入は、第1項の国庫負担金では、民生費負担金の国民健康保険基盤安定事業費負担金、障害者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金、児童手当負担金などあります。

21ページ、第2項の国庫補助金の主な収入は、総務費補助金では地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金、地域活性化・生活対策臨時交付金、民生費補助金では地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、教育費補助金では安全・安心な学校づくり交付金（耐震補強事業分）でございます。災害復旧費補助金では事故繰越しに係る町道道路災害復旧事業費補助金などあります。

23ページ、第3項の委託金では土木費委託金の繰越明許費に係る高速道路整備関連受託事業委託金が主な収入であります。

第14款県支出金の収入済額は6億4,179万9,468円で、第1項の県負担金では民生費負担金の国民健康保険基盤安定事業費負担金、障害者介護給付費負担金、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金、保育所運営費負担金、児童手当負担金などが主な収入であります。

25ページをご覧ください。第2項の県補助金の主な収入は、総務費補助金では三重県市町村合併支援交付金、交通安全対策費補助金では市町交通安全対策事業交付金、民生費補助金では心身障害者医療費補助金、衛生費補助金では資源循環型処理施設整備費補助金、農林水産業費補助金では造林事業費補助金、土木費補助金では繰越明許費に係る三重県型テカップリング総合支援事業費補助金、27ページの電源立地地域対策交付金などあります。

第3項の委託金では総務費委託金の県民税徴収取扱委託金、29ページの土木費委託金の熊野灘臨海公園管理運営委託金などが主な収入であります。

第15款財産収入の収入済額は3,814万7,330円で、主な収入は、第2項の財産売払収入で、土地売払収入と立木売払収入、物品売払い収入などあります。

31ページをご覧ください。第16款寄附金の収入済額は2,151万1,900円で、主な収入は外国人漁業技術研修事業費寄附金と水産振興事業費寄附金であります。

なお、総務費寄附金につきましては、平成20年度より創設いたしましたふるさと納税寄附金で、世古計助様、岩崎幸雄様、西村寿史様、濱口佳孝様、丸山小より様より、それぞれご寄附を受けたものであります。

また、一般寄附金につきましては、年末助け合い運動の協賛金として日本土石工業株式会社様より30万円のご寄附を受けたものであります。

第17款繰入金の収入済額は2億5,631万7,923円で、主な収入は第1項の基金繰入金では財政調整基金、福祉事業基金、町営住宅整備事業基金、災害援護資金償還事業基金からの繰入金であります。

第2項の特別会計繰入金は、老人保健特別会計からの繰入金であります。

33ページをご覧ください。第18款繰越金の収入済額は3億1,849万2,855円で、前年度の歳計剰余金、繰越明許費充当繰越金、事故繰越充当繰越金であります。

第19款諸収入の収入済額は、2億1,500万7,744円で、主な収入は、第3項の貸付金元利収入では奨学金返還金と災害援護資金貸付金返還金、第4項の受託事業収入では民生費受託事業収入の老人ホーム入所者受託事業と地域支援事業受託事業などの老人福祉費受託事業収入であります。

35ページ、第5項の雑入ではお魚らんど海山物件移転補償費、消防団員退職報償金、検診事業における個人負担金、オータムジャンボ配分金、紀北広域連合からの前年度負担金の精算金などが主な収入であります。

第20款町債の収入済額は6億3,850万円となり、総務債では河内集会所建設事業債、地域振興基金債、農林水産業債では中山間地域総合整備事業債、商工債では道の駅紀伊長島マンボウ休憩所整備事業債、土木債での主なものは町道茂原前山線道路整備事業債、町道永長線道路改良事業債、町道中河原2、4、6号線改良事業債、町道片町汐ノ津呂線側溝整備事業債、町道渡利引本線道路舗装事業債、熊野灘レク都市公園事業債、消防債ではJーアラート設置事業債や救急車購入事業債、教育債では小学校施設耐震補強事業債、小学校施設改築事業債、災害復旧事業債では国補道路災害復旧事業債、その他臨時財政対策債であります。

以上、歳入合計は、予算現額99億820万8,000円に対する調定額は94億4,360万8,744円であります。調定額に対しまして収入済額が90億572万8,181円と、第1款町税の主に時効により処理いたしました不納欠損額が9,584万1,300円、第1款町税、第11款分担金及び負担金、第12款使用料及び手数料、第19款諸収入を合わせた収入未済額が3億4,203万9,263円と相成りました。

続きまして39ページの歳出を、ご説明いたします。

第1款議会費の支出済額は1億1,459万9,938円で主な支出は、議員報酬や職員人件費のほか、議会の運営と事務に要した経費であります。

第2款総務費の支出済額は13億 8,022万 9,512円で主な支出は、第1項の総務管理費の一般管理費では、三役人件費、職員人件費、臨時職員賃金、総合住民情報システム管理費、41ページの文書広報費では、CATV行政放送事業、文書取扱事務経費、43ページの財産管理費は庁舎や公用車の維持管理経費、地区集会所建設事業をはじめ減債基金、地域振興基金等への積立金などであります。企画費は地方バス運行対策事業、高度情報化推進事業などに要した経費であります。

45ページの支所及び出張所費は臨時職員賃金、紀伊長島総合支所の管理経費など、47ページ、諸費は町税過誤納付による還付金などであります。

第2項の徴税費の税務総務費は職員人件費や税務一般事務費に、賦課徴収費は、町税の賦課徴収の事務に要した経費であります。

49ページ、第3項の戸籍住民基本台帳費は職員人件費、戸籍電算管理業務、住民基本台帳ネットワークシステム事業などに要した経費であります。

51ページの第4項の選挙費は職員人件費や海区漁業調整委員選挙の執行に要した経費であります。

なお、43ページに戻っていただきまして、第1項総務管理費、第5目財産管理費に記載されております繰越明許費の4,926万 3,000円は、公用車購入、地区集会所新築、改修事業を、第6目企画費に記載されております繰越明許費の2,357万 2,000円は、地域住宅モデル普及推進事業・地域公共交通活性化調査委託を、また、47ページ、第15目定額給付金給付費に記載されております繰越明許費の3億 3,148万 6,000円は、定額給付金給付事業を平成21年度へそれぞれ繰越すものであります。

53ページをご覧ください。

第3款民生費の支出済額は21億 4,167万 2,264円で、主な支出は第1項社会福祉費の社会福祉総務費は職員人件費や国民健康保険事業特別会計への繰出金、紀北町社会福祉協議会活動費助成金、紀北広域連合負担金に、身体障害者福祉費では心身障害者医療費助成事業、障害者介護、訓練等給付事業などに、55ページ、国民年金事務費は、職員人件費や年金事務一般経費の支払に要した経費であります。

第2項の老人福祉費の老人福祉総務費は老人福祉施設措置事業、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金に、57ページ、養護老人ホーム費は職員人件費や養護老人ホーム管理運営事業に、第3項の児童福祉費の児童福祉総務費は子育て支援センター設置事業に、保育所費は職員人件費や児童の保育事

業などに要した経費であります。

59ページの児童措置費は児童手当等支給事業、母子福祉費は一人親家庭等医療費助成事業と乳幼児医療費助成事業に、それぞれ要した経費であります。

61ページ、第4項の災害救助費は、災害援護資金の償還事業に要した経費であり三重県への償還金の支払いや災害援護資金償還事業基金へ積立てたものであります。

なお、57ページに戻っていただきまして、第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費に記載されております繰越明許費の985万円は、子育て応援特別手当支給事業を平成21年度へ繰越すものであります。

61ページ、第4款衛生費の支出済額は8億4,912万9,015円で、主な支出は第1項の保健衛生費の保健衛生総務費では職員人件費、臨時職員賃金や救急医療対策事業負担金に、63ページの予備費では、予防接種事業、母子健診事業、ガン検診事業などに、環境衛生費では火葬場及び霊柩車管理運営事業、浄化槽設置整備事業などに要した経費であります。

65ページ、第2項清掃費の清掃総務費は職員人件費、塵芥処理費はリサイクルセンター施設管理事業、ごみ収集処理事業、資源ごみリサイクル促進事業、不燃物処理施設管理事業などに要した経費であります。

67ページ、し尿処理費は、し尿処理場の管理運営などに要した経費であります。

第3項の上水道費は、簡易水道企業債償還のための繰出金であります。

なお、63ページに戻っていただきまして、第1項保健衛生費、第3目環境衛生費に記載されております繰越明許費の1,053万7,000円は、浄聖苑非常用発電機設置工事など、第2項清掃費、第2目塵芥処理費に記載されております繰越明許費の535万5,000円は、資源ごみステーション設置工事を、また、第3目し尿処理費に記載されております繰越明許費の3,643万5,000円は、情報処理装置更新事業を平成21年度へそれぞれ繰越すものであります。

67ページをご覧ください。第5款農林水産業費の支出済額は3億530万7,607円で、主な支出は69ページ、第1項農業費の農業総務費では職員人件費、東紀州農業共済事務組合負担金、県営中山間地域総合整備事業負担金に、農地費では土地改良施設維持管理適正化事業や農地防災事業などに要した経費であります。

71ページ、第2項林業費の林業総務費では職員人件費に、林業振興費では森林整備地域活動支援交付金事業に、73ページ、町有林造成費は職員人件費や町有林の管理などに要した経費であります。

第3項水産業費の水産業総務費は職員人件費に、75ページの水産業振興費は漁業協同組合

基盤強化対策資金利子等負担事業、外国人漁業研修生受入対策事業、平成7年度沿岸漁業活性化構造改善事業財産処分に係る補助金返還に要した経費などであります。

なお、69ページに戻っていただきまして、第1項農業費、第2目農業総務費に記載されております繰越明許費 146万円は、農村婦人の家壁修繕工事を、また、71ページの第2項林業費、第3目林業施設費に記載されております繰越明許費 330万円は、林道横山線法面保護工事をそれぞれ平成21年度へ繰越すものであります。

77ページ、第6款商工費の支出済額は1億 7,307万 1,107円で、主な支出は第1項の商工費の商工総務費では職員人件費、商工業振興費では中小企業指導育成事業などに、79ページの観光費では、観光活性化対策事業、温泉施設管理費や紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営費などに要した経費であります。

なお、77ページに戻っていただきまして、第1項商工費、第2目商工業振興費に記載されております繰越明許費 300万円は、町内消費活性化促進事業を、また、79ページ、第3目観光費に記載されております繰越明許費 4,133万 5,000円は、古里温泉源泉設備改修工事、古里温泉等誘導看板等設置工事などをそれぞれ平成21年度へ繰り越すものであります。

第7款の土木費の支出済額は5億 8,571万 781円で主な支出は、第1項の土木管理費の土木総務費では職員人件費や地籍調査事業などに、81ページ、第2項の道路橋りょう費の道路橋りょう総務費では職員人件費に、道路橋りょう維持費では町道の維持補修事業に、83ページの道路橋りょう新設改良費では町道永長線道路改良事業などに、第3項の河川費の河川総務費では海岸環境清掃業務委託事業などに、河川施設費では河川改修及び維持補修事業に、第4項の港湾費の港湾管理費では港湾環境清掃業務委託事業などに要した経費であります。

85ページ、第5項の都市計画費の公園費では国補公園事業費地元負担金、熊野灘臨海公園管理事業に、高速道路関連費では、高速道路整備関連受託事業などに、87ページ、第6項の住宅費では町営住宅の維持管理に要した経費などであります。

なお、79ページに戻っていただきまして、第1項土木管理費、第1目土木総務費に記載されております繰越明許費 7,175万円は、往古橋橋りょう補強事業、町道道路改良・舗装事業、排水路整備事業、河川改修事業を、81ページ、第2項道路橋りょう費、第2目道路橋りょう維持費に記載されております繰越明許費の 910万円は、橋りょう長寿命化修繕計画策定事業を、83ページ、第3目道路橋りょう新設改良費に記載されております繰越明許費の 9,686万 2,000円は、町単独の町道改良事業、町道永長線道路改良事業、町道茂原前山線整備事業を、また85ページ、第5項都市計画費、第4目高速道路関連費に記載されております繰越明許費

の1億599万円は、高速道路整備関連受託事業を、平成21年度へそれぞれ繰越すものであります。

87ページをご覧ください。第8款消防費の支出済額は5億6,451万6,131円で、主な支出は第1項消防費の常備消防費では、三重紀北消防組合への分賦金、非常備消防費では消防出動費、消防団員費、消防施設費では小型動力ポンプ付資機材搬送車の購入や海野地区防火水槽設置工事に、91ページの災害対策費ではAED（自動体外式除細動器）の購入、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートの設置などに要した経費であります。

なお、91ページ、第1項消防費、第5目災害対策費に記載されております繰越明許費359万4,000円は、消防団詰所等修繕・改修工事、非常用備蓄品購入を平成21年度へ繰り越すものであります。

次に第9款教育費の支出済額は7億365万351円で、主な支出は第1項の教育総務費の事務局費では職員人件費、93ページ、第2項の小学校費では、小学校11校の管理運営に要した経費のほか、小学校教育コンピュータ整備事業や小学校施設耐震補強事業に、95ページ、第3項の中学校費では、中学校4校の管理運営に要する経費のほか中学校教育コンピュータ整備事業などに、97ページ、第4項の幼稚園費では職員人件費、幼稚園3園の管理運営に要した経費であります。

99ページ、第5項の社会教育費の社会教育総務費では職員人件費や多目的会館管理運営費などに、公民館費では公民館の管理運営に、101ページの郷土資料館費では郷土資料館の管理運営費に、文化財調査費では文化財の保護や特別天然記念物カモシカ食害対策事業などに要した経費であります。

103ページ、第6項の保健体育費の保健体育総務費では、社会体育団体活動費等助成事業に、給食施設費では学校給食センター等給食施設の管理運営に、体育施設費では町体育館、赤羽公園などの管理運営に要した経費であります。

なお、93ページに戻っていただきまして、第1項教育総務費、第3目教育振興費に記載されております繰越明許費2,662万8,000円は、小学校施設耐震診断・耐震補強計画判定手数料、小学校施設耐震補強計画・実施設計業務委託、町内小学校・中学校・幼稚園施設の営繕工事を、第2項小学校費、第1目学校管理費に記載されております繰越明許費の8,230万円は、小学校施設耐震補強事業を、95ページ、第3項中学校費、第1目学校管理費に記載されております繰越明許費の3,430万円は、中学校施設耐震補強事業を、99ページ、第5項社会教育費、第1目社会教育総務費に記載されております繰越明許費の4,194万2,000円は、町

内生涯学習施設修繕及び改修工事を、また 103ページ、第6項保健体育費、第2目給食施設費に記載されております繰越明許費の545万5,000円は、学校給食センター備品・学校施設給食備品購入を平成21年度へそれぞれ繰越すものであります。

105ページをご覧ください。第10款の災害復旧費の支出済額は1億583万6,800円であり、第2項農林水産施設災害復旧費では、林道栃山木組線災害復旧工事に、第3項の公共土木施設災害復旧費で町道白倉1号線道路災害復旧工事などに要した経費であります。

なお、第3項公共土木施設災害復旧費、第1目道路橋りょう災害復旧費に記載されております繰越明許費の1億2,349万5,000円は、町道白倉1号線の災害復旧事業、町単町道道路災害復旧事業、併用林道災害復旧事業を、また107ページ、第2目河川災害復旧費に記載されております繰越明許費の135万円は、町単河川災害復旧事業を平成21年度へそれぞれ繰越すものであります。

第11款の公債費の支出済額は17億3,517万4,495円で、公債費元金と利子の償還金であります。

第14款の予備費の支出は、ありませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額99億820万8,000円に対しまして、支出済額が86億5,889万8,001円、繰越明許費繰越額が11億1,835万9,000円、その結果、差引不用額は1億3,095万999円と相成りました。

109ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額90億572万8,000円から歳出総額86億5,889万8,000円を差し引いた歳入歳出差引額は3億4,683万円となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源7,730万2,000円を差し引いた2億6,952万8,000円を、実質収支額として平成21年度へ繰り越すものであります。

続きまして、財産に関する調書についてご説明いたします。

前年度に比べ増減のあったところのみ、説明させていただきます。

それでは111ページからの財産に関する調書をご覧ください。

1 公有財産の(1)土地及び建物でございますが、区分欄の公共用財産の公営住宅のところで建物29㎡減となっております。これは、政策空家として管理しておりました小山町営住宅1戸を解体したものであります。また、山林のところで土地220㎡の減となっておりますが、これは紀伊長島区長島(山居)803番地の1の町有林を県道260号線改良工事のために売却したことによるものであります。

次にその他のところで土地62㎡増えております。これは紀伊長島区片上地区で12㎡、海山区新田地区で50㎡の農道用地の取得であります。

112 ページをご覧ください。（４）出資による権利のところでは全国遠洋沖合漁業信用基金協会の出資金が40万円増額となっておりますが、これは増資によるものであります。また、地方公営企業等金融機構の出資金が100万円増額となっておりますが、新規出資によるものでございます。

（５）の出捐金のところでは平成20年度中に増減が多いのは、各出捐団体に拠出額の調査確認し判明したものであります。これは出捐団体の出捐金の取り扱いによるものであります。

内容は三重県水産事業団では185万円、三重県信用保証協会では47万6,000円、三重県救急医療情報センターでは8万円、三重県緑化推進協会では5万2,886円それぞれ増、三重県農林水産センターでは235万2,000円の減、三重県環境保全事業団では22万1,500円、地域活性化センターでは42万円の増となっております。

113ページをご覧ください。

2 物品、3 預託金の増減はありませんでした。

4の基金につきましては、予算編成等による増減であります。主なものといたしましては、区分動産預金一般会計のところでは財政調整基金では1億1,168万3,000円の取り崩し、減債基金で1億7,299万2,000円、地域づくり事業基金で6,360万2,000円、地域振興基金で1億2,064万9,000円をそれぞれ積立てており、災害援護資金償還事業基金では3,293万円を取り崩し、小計では2億3,683万9,000円の増、特別会計のところでは、指定介護老人福祉施設基金で1,395万5,000円を積み立てており、小計では同額の1,395万5,000円の増、基金全体では平成20年度中に2億5,079万4,000円増額いたしております。

続きまして、認定第2号平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

決算書120ページからの平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

第1款の国民健康保険料の調定額は7億322万546円で、これに対し収入済額は5億708万332円で、収納率は72.1%、前年度は77.1%でありましたので5%の減となっており、この内、現年度分の収納率は94.5%、過年度分の収納率は9.7%であります。

第3款使用料及び手数料の収入済額5万7,640円は、保険料の納付証明、督促の手数料で

あります。

122 ページ、第 4 款国庫支出金の収入済額は 6 億 6,410 万 2,285 円で、第 1 項の国庫負担金は療養給付費等負担金と高額医療費共同事業負担金などでありま

す。第 2 項の国庫補助金は、医療費の支払に対する財政調整交付金などでありま

す。第 5 款療養給付費交付金の収入済額は 1 億 9,032 万 8,000 円で、三重県社会保険診療報酬支払基金からの退職者医療費に対する交付金でありま

す。第 6 款前期高齢者交付金の収入済額は 6 億 4,105 万 7,490 円で、三重県社会保険診療報酬支払基金からの保険者間の負担の不均衡を調整するため交付金でありま

す。124 ページをご覧ください。第 7 款県支出金の収入済額は 1 億 642 万 2,689 円で第 1 項の県負担金は高額医療費共同事業負担金など、第 2 項の県補助金は県財政調整交付金でありま

す。第 8 款共同事業交付金の収入済額は 3 億 3,550 万 9,536 円で、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業に対する三重県国民健康保険団体連合会からの交付金でありま

す。第 10 款繰入金の収入済額は 1 億 7,957 万 4,928 円で、一般会計からの繰入金でありま

す。126 ページをご覧ください。第 11 款繰越金の収入済額は 1 億 1,042 万 6,900 円で、前年度の歳計剰余金でありま

す。第 12 款諸収入の収入済額は 964 万 1,040 円で、一般被保険者・退職被保険者等第三者納付金、療養給付費負担金追加交付分などでありま

す。以上、歳入合計では予算現額 27 億 3,918 万 2,000 円に対する調定額は 29 億 4,034 万 1,054 円でありま

す。続きまして、130 ページからの歳出をご説明いたします。

第 1 款総務費の支出済額は 4,887 万 1,920 円で、主な支出は第 1 項の総務管理費では職員人件費や三重県国民健康保険団体連合会への負担金、第 2 項の徴収費では保険料の賦課徴収などに要した経費でありま

す。第 2 款保険給付費の支出済額は 17 億 7,762 万 9,305 円で、主な支出は一般及び退職被保険者の診療報酬と高額医療費、出産育児一時金、葬祭費の支払いなどに要した経費でありま

す。134 ページをご覧ください。第 3 款後期高齢者支援金等の支出済額は 2 億 6,382 万 9,184 円で、主な支出は後期高齢者支援金等を三重県社会保険診療報酬支払基金へ納付したもので

あります。

第4款前期高齢者納付金等の支出済額は35万 5,247円で、前期高齢者納付金等を三重県社会保険診療報酬支払基金へ納付したものであります。

第5款老人保健拠出金の支出済額は 7,630万 1,927円で、老人保健医療費及び事務費として、三重県社会保険診療報酬支払基金への拠出金であります。

136ページをご覧ください。第6款介護納付金の支出済額は1億 273万 5,960円で、三重県社会保険診療報酬支払基金への介護納付金であります。

第7款共同事業拠出金の支出済額は2億 9,620万 7,255円で、高額医療費の共同事業を行ったための三重県国民健康保険団体連合会への拠出金であります。

第8款保健事業費の支出済額は 1,622万 5,936円で、特定健康診査等事業などに保健衛生の普及などに要した経費であります。

138ページをご覧ください。第9款基金積立金の支出は、ありませんでした。

第10款公債費の支出も、ありませんでした。

第11款諸支出金の支出済額 1,048万 3,074円は、平成19年度療養給付費交付金返還などに要した経費であります。

140ページをご覧ください。第13款の予備費の支出は、ありませんでした。

以上、歳出合計は予算現額27億 3,918万 2,000円に対しまして、支出済額が25億 9,263万 9,808円となり、その結果、差引不用額は1億 4,654万 2,192円と相成りました。

142ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額27億 4,420万 1,000円から歳出総額25億 9,264万円を差し引いた歳入歳出差引額は1億 5,156万 1,000円となり、これを平成21年度へ繰り越すものであります。

続きまして、認定第3号 平成20年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。

149ページからの平成20年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

第1款支払基金交付金の収入済額は1億 3,142万 8,000円で、三重県社会保険診療報酬支払基金などからの医療費と審査支払手数料に対する交付金であります。

第2款国庫支出金の収入済額は 9,325万 4,902円で、医療給付費に対する国の負担金であります。

第3款県支出金の収入済額は 2,181万 3,655円で、医療給付費に対する県の負担金であり

ます。

第4款繰入金の収入済額は2,753万6,000円で、一般会計からの繰入金であります。

第5款繰越金の収入済額は5,901万489円で、前年度の歳計剰余金であります。

第6款諸収入の収入済額は361万9,294円で、第三者行為に係る損害賠償の納付金であります。

以上、歳入合計は予算現額3億3,816万4,000円に対する調定額は3億3,666万2,340円であり、収入済額は調定額と同額の3億3,666万2,340円と相成りました。

なお、調定額と収入済額が同額のため収入未済額はなく、また不納欠損額もございませんでした。

続きまして153ページからの歳出について、ご説明いたします。

第1款総務費の支出済額は306万9,510円で、主な支出は第1項の総務管理費で臨時職員人件費と事業委託料などの事務に要した経費であります。

第2款医療諸費の支出済額は2億5,354万7,901円で、第1項医療諸費の、医療給付費や医療費支給費、診療報酬審査支払手数料などの支出であります。

第4款 諸支出金の支出済額は5,900万9,525円で、主な支出は前年度老人医療給付費国庫負担金、県負担金の確定による返還金と一般会計への繰出金などあります。

以上、歳出合計は予算現額3億3,816万4,000円に対しまして、支出済額が3億1,562万6,936円となり、その結果、差引不用額は2,253万7,064円と相成りました。

155ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額3億3,666万2,000円から歳出総額3億1,562万7,000円を差し引いた歳入歳出差引額は2,103万5,000円となり、これを平成21年度へ繰り越すものであります。

続きまして、認定第4号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。

決算書162ページからの平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

第1款後期高齢者医療保険料の調定額は1億1,370万2,113円、収入済額は1億1,305万9,687円で、収納率は99.4%であります。

第4款繰入金の収入済額は3億2,345万7,348円で、一般会計からの繰入金であります。

第6款諸収入の収入済額は20万2,357円で、後期高齢者医療制度特別対策特例補助金であります。

以上、歳入合計は予算現額4億4,268万4,000円に対する調定額は、4億3,736万1,818円であります。調定額に対しまして収入済額が4億3,671万9,392円、収入未済額は、64万2,426円と相成りました。

なお、不納欠損額はございませんでした。

続きまして164ページからの歳出を、ご説明いたします。

第1款総務費の支出済額は1,190万3,735円で、主な支出は第1項一般管理費で職員人件費や後期高齢者医療電算システム保守委託などに要した経費であります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は4億2,069万8,187円で、三重県後期高齢者医療広域連合への納付金であります。

第3款公債費の支出はございませんでした。

なお、第1項総務管理費、第1目一般管理費に記載されております繰越明許費367万5,000円は、高齢者医療制度円滑運営事業を平成21年度へ繰越すものであります。

以上、歳出合計は予算現額4億4,268万4,000円に対しまして、支出済額が4億3,260万1,922円となり、その結果、差引不用額は640万7,078円と相成りました。

166ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額4億3,671万9,000円から歳出総額4億3,260万2,000円を差し引いた歳入歳出差引額は411万7,000円となり、これを平成21年度へ繰り越すものであります。

続きまして、認定第5号平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。

173ページからの平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

第1款サービス収入の収入済額は1億6,890万8,566円で、居宅介護サービス及び施設介護サービスによる収入であります。

第3款財産収入の収入は、ございませんでした。

第5款の繰入金の収入は、ございませんでした。

第6款の繰越金の収入済額は1,499万4,438円で、前年度の歳計剰余金であります。

第7款諸収入の収入済額は65万5,720円で、主な収入は第3項利用料減免補助金で紀北広域連合からの利用者負担額補助金であります。

以上、歳入合計は予算現額1億7,847万8,000円に対する調定額は1億8,455万8,724円あります。収入済額は調定額と同額の1億8,455万8,724円と相成りました。

なお、調定額と収入済額が同額のため収入未済額はなく、また不納欠損額もございませんでした。

続きまして 177ページの歳出をご説明いたします。

第1款総務費の支出済額は1億5,489万1,972円で、職員人件費や事務、施設管理に要した経費であります。

第2款サービス事業費の支出済額は643万円で、居宅介護サービス事業に要した賃金や需用費などあります。

179ページをご覧ください。第3款基金積立金の支出済額は1,395万5,000円で、紀北町指定介護老人福祉施設基金への積立金であります。

第4款公債費、第6款予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計は予算現額1億7,847万8,000円に対しまして、支出済額が1億7,527万6,972円となり、その結果、差引不用額は320万1,028円と相成りました。

181ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額1億8,555万9,000円から歳出総額1億7,527万7,000円を差し引いた歳入歳出差引額は928万2,000円となり、これを平成21年度へ繰り越すものであります。

以上、一般会計のほか特別会計4件につきまして、決算の概要をご説明させていただきましたが、十分ご審議のうえ、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

(午後 0時 09分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午後 1時 00分)

川端龍雄議長

次に、認定第6号についての説明を求めます。

村島水道課長。

村島成幸水道課長

それでは、議案書の22ページをお願いいたします。

認定第6号 平成20年度紀北町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成20年度紀北町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成21年9月8日提出

紀北町長 奥山 始郎

すみませんが、決算書の13ページをお願いいたします。

1. 平成20年度紀北町水道事業報告書でございます。

(1) 概況

ア 総括事項

平成17年10月の合併時から引き続き適用してきました両区の異なった料金体系を、平成20年7月分から口径別料金体系とし、2ヵ月検針に統一しました。また、海山区の簡易水道事業特別会計につきましては、地方公営企業法の規定を適用し、本水道事業会計に移行いたしました。その結果、本年度末の給水状況は、給水戸数が2,026戸増の9,767戸、給水人口が3,970人増の1万9,702人、年間有収水量が54万9,238^m増の272万7,145^mとなりました。

(ア) 収益的収支

総収益は3億9,932万1,696円（消費税込み額4億1,831万7,394円）、総費用は3億7,884万1,641円（消費税込み額3億9,476万4,865円）となり、その結果、収支差引におきまして2,048万55円の純利益を生じ、前年度繰越利益剰余金1億835万7,051万2,000円と合わせますと、1億2,883万7,567円の当年度未処分利益剰余金となりました。

(イ) 資本的収支

資本的収入の総額は2億9,101万8,036円で、主なものは企業債2億2,680万円で、このうち、企業債の繰上償還に係る借換債は1億7,300万円でございます。

一方、資本的支出の総額は4億7,014万3,880円で、このうち、建設改良費は、1億3,8

04万 1,570円で、主なものとして、海山区においては、便ノ山地区配水管布設替工事、高速道路建設工事（馬瀬地区）に伴う送・配水管支障移転工事設計業務を実施しました。

また、紀伊長島区においては、古里・道瀬簡易水道と上水道の統合に向けた送・配水管布設工事、三重県が実施する赤羽川災害復旧事業（此ヶ野橋架替工事）のための送・配水管移設・仮設工事設計業務を実施しました。

次に、企業債償還金は3億 3,210万 2,310円で、このうち、高利率の企業債に係る繰上償還金は2億 110万 5,499円を占めており、本年度末の企業債未償還残高は21億 5,601万 9,035円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億 7,912万 5,844円は、当年度分消費税資本的収支調整額 282万 1,219円、過年度分損益勘定留保資金 847万 792円、当年度分損益勘定留保資金1億 2,972万 8,334円、減債積立金 2,810万 5,499円及び建設改良積立金 1,000万円で補てんいたしました。

以上が水道事業の概況であります。今後も適正な設備投資や有収率の向上に努めるなど、経営の健全化と給水の安定化に一層の努力をしてまいります。

それでは決算書のほうを説明させていただきます。決算書の2ページから3ページをお願いいたします。税込みの額で示しております。

まず（1）の収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款水道事業収益の決算額は4億 1,831万 7,394円で、予算額に対し324万 7,394円の増となっております。

第1項営業収益の決算額は2億 8,353万 3,243円で、主なものは紀伊長島区と海山区の上水道の水道使用料でございます。

第2項営業外収益の決算額は156万 4,159円で、主なものは上水道企業債償還利子に係る一般会計からの補助金であります。

第3項簡易水道営業収益の決算額は1億 1,681万 4,904円で、主なものは紀伊長島区と海山区の簡易水道の水道使用料でございます。

第4項簡易水道営業外収益の決算額は1,640万 5,088円で、これは簡易水道企業債償還利子に係る一般会計からの補助金であります。

次に支出ですが、第1款水道事業費用の決算額は3億 9,476万 4,865円で、不用額は511万 6,135円となっております。

第1項営業費用の決算額は2億 4,149万 4,142円で、不用額は64万 5,961円であります。

主なものは職員10名の給与費 8,673万 4,805円のほか、減価償却費、固定資産除却費、電算委託料、水質検査委託料、水源地の電気代動力費でございます。

第2項営業外費用の決算額は 4,337万 1,072円で、主なものは企業債償還利息 3,122万 9,599円などであります。

第3項簡易水道営業費用の決算額は 7,644万 9,112円で、不用額は 440万 7,772円であります。主なものは職員1名の給与費 721万 6,257円、ほか減価償却費、検針・集金業務委託料、電算委託料、水質検査委託料、水源地の動力費などがございます。

第4項簡易水道営業外費用の決算額は 3,227万 4,649円で、これは簡易水道企業債償還利息であります。

第5項特別損失の決算額は 117万 5,890円で、これは滞納水道使用料の時効援用4名分であります。

次に、4ページから5ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出でございます。まず収入でございます。

第1款資本的収入の決算額は 2億 9,101万 8,036円で、予算額に対し 9,921万 1,964円の減となっております。

第1項負担金の決算額は 1,978万 1,200円で、主なものは高速道路建設工事に伴う馬瀬浄水場移転測量設計業務国交省負担金 1,451万 2,500円と、十須此ヶ野架替工事に伴う配水管支障移転工事設計業務に係る三重県からの負担金、それと町からの消火栓設置工事負担金でございます。

第2項補助金の決算額は 4,443万 6,836円で、主なものは簡易水道企業債償還元金に伴う一般会計からの補助金 2,426万 1,836円、古里・道瀬簡易水道施設整備費国庫補助金 2,017万 5,000円であります。

第3項企業債の決算額は 2億 2,680万円で、うち繰上償還に伴う上水道事業借換債、1億 7,300万円と、古里・道瀬簡易水道施設整備に伴う事業費でございます。

次に支出でございます。第1款資本的支出の決算額は 4億 7,014万 3,880円で、不用額は、4,711万 170円となっております。

第1項建設改良費の決算額は 1億 3,804万 1,570円で、不用額は 4,710万 8,480円であります。主なものは職員1名分の給与費 1,037万 3,290円のほか、便ノ山地区老朽管布施替え工事、馬瀬地区総配水管支障移転工事設計業務、古里・道瀬簡易水道統合整備事業における配水池造成工事、配水管布設工事、連絡管布設工事などがございます。

第2項企業債償還金の決算額は3億3,210万2,310円で、うち上水道及び簡易水道企業債の繰上償還分2億110万5,499円と、残額は上水道企業債の通常分の償還金、それに簡易水道企業債の通常分の償還金であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額につきましては、さきほど朗読したとおりでございます。

(3) 特例的収入及び支出

これは紀北町簡易水道事業特別会計を地方公営企業法の規定を適用したことに伴い、特別会計は平成20年3月30日をもって終了し、打ち切り決算することになりました。19年度において発生した債権、債務に係る未収金や未払金は、平成20年度において資産未収金、負債未払金として整理することに予算措置として、予算に別条を設けて計上することになりましたので、ここに明記いたしました。

まず、特例的収入ですが、決算額は981万5,780円で、予算額に対し780円の増となっております。これは海山区簡易水道の水道使用料で、現年度分、過年度未収金でございます。

特例的支出の決算額は128万1,605円で、主なものは電算委託料、消費税及び地方消費税でございます。

次に、6ページをご覧ください。

平成20年度紀北町水道事業損益計算書でございます。税抜きの額で示しております。

1. 営業収益、2. 営業費用、3. 営業外収益、4. 営業外費用、収益と費用を差し引きますと、当年度上水道経常利益は125万2,049円となります。

5. 簡易水道営業収益、6. 簡易水道営業費用、7. 簡易水道営業外収益、8. 簡易水道営業外費用を差し引きますと、当年度簡易水道経常利益は2,040万3,896円となります。

9. 特別損失は117万5,890円で、当年度の純利益は2,048万55円となります。これに前年度繰越利益剰余金1億835万7,512円を合わせますと、当年度未処分利益剰余金は、1億2,883万7,567円となりました。

次に、7ページから8ページをご覧ください。

平成20年度紀北町水道事業剰余金計算書でございます。税抜きの額で示しております。

まず利益剰余金の部ですが、1. 減債積立金は、今回2,810万5,499円を取り崩しましたので、当年度末残高は2,817万1,790円となります。

2. の建設改良積立金は、今回1,000万円を取り崩しましたので、当年度末残高は2億789万6,413円となり、積立金の合計額は2億3,606万8,203円であります。

また、3. の未処分利益剰余金は、当年度未処分利益剰余金1億2,883万7,567円になります。

次に、資本剰余金の部ですが、前年度末の繰越剰余金の合計額11億7,531万835円に、当年度に発生した1. 国庫補助金、3. 一般会計補助金、4. 工事負担金、5. 受贈財産評価額を加えた結果、翌年度繰越資本剰余金は15億5,641万4,075円となりました。

次に、9ページをご覧ください。

平成20年度紀北町水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。税抜きで示しております。これは地方公営企業法第32条第1項及び同法施行令第24条第1項の規定に基づき、当年度純利益2,048万55円の20分の1以上の額110万円を減債基金として、今回積み立てをするものでございます。

次に、10ページから11ページをご覧ください。

平成20年度紀北町水道事業貸借対照表でございます。これは税抜きの額で示しております。まず、資産の部では、1. 固定資産の合計額は40億820万3,735円であります。

また、2. 流動資産の合計額は5億2,985万1,183円で、主なものは現金預金4億3,889万2,154円、未収金6,859万8,985円、あと貯蔵品、前払金であります。

資産の合計額は45億3,805万4,918円であります。

次に、負債の部ですが、流動負債の合計額並びに負債の合計額は5,785万8,937円です。

次に、11ページの資本の部ですが、4. 資本金の合計額は25億5,887万6,136円です。

5. 剰余金のうち、資本剰余金の合計額は15億5,641万4,075円でございます。利益剰余金の減債積立金は2,817万1,790円、建設改良積立金は2億789万6,413円、当年度未処分利益剰余金は1億2,883万7,567円、利益剰余金の合計額は3億6,490万5,770円でございます。剰余金の合計額は19億2,131万9,845円で、資本の合計額は44億8,019万5,981円で、負債資本の合計額が45億3,805万4,918円となり、この負債資本の合計額とさきほど申し上げました資産の合計額とが合致いたします。

平成21年9月8日提出

紀北町長 奥山始郎

次にですね、12ページからの決算の附属書類につきまして、主なところだけ説明をさせていただきます。

14ページでございますが、職員に関する事項ですが、前年度比3人の増は簡易水道事業特

別会計を地方公営企業法の規定を適用したことに伴いまして、平成20年度から水道事業会計で計上したことによるもので、水道課の総職員数におきましては増減はございません。

それから15ページをお願いいたします。ここには 200万円以上の建設改良工事の概況ですが、2ヵ年施工いたしました便ノ山地区配水管布設工事は、延長 472m、消火栓 3 基を設置して完成いたしました。

古里・道瀬簡易水道統合整備事業は22年度の完成を目指して2年目に入り、配水池の造成工事や配水管布設工事を実施いたしました。

16ページは事業会計の業務についてであります。給水戸数は平成20年3月末の給水契約件数です。給水人口は外国人を含めた行政区域内人口です。それから年間有収水量率は有収水量を総配水量で除した率であります。総配水量につきましては、上水、簡水を合わせて4万3,000m³の減少となっております。

17ページは、収入、費用に関する事項です。6ページの損益計算書の抜粋でございます。

それから18ページは、重要契約の要旨として500万円以上の工事契約と、企業債の概況でございます。繰上償還により高利率の企業債の元金2億110万5,499円を償還し、その借換債として1億7,300万円を株式会社第三銀行と株式会社百五銀行から低率で借り入れしております。結果、本年度末残高は前年度から1億530万2,310円減少し、21億5,601万9,035円となりました。

19ページから22ページまでは収益費用の明細書で、これはもう税抜きで表示しております。

それから23ページから24ページは、固定資産の明細書でございます。

それから最後でございます。25ページから28ページにつきましては、企業債の明細書でございます。

以上が、平成20年度紀北町水道事業会計決算の内容でございます。よろしく申し上げます。

川端龍雄議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

これより各議案に対する質疑に入りますが、質疑の回数は議長が宣告した議題について3回以内となっております。委員会での審査は十分にできますので、自分が所管する委員会に付託される案件については、大筋の質疑にとどめていただき、詳細は委員会で行っていただきますよう、ご配慮をお願い申し上げます。

なお、発言の許可を求めるときは、議席番号と氏名を述べてください。また、議会放送番

組において、議員の音声が小さいという町民からの声などをいただいております。発言するときはマイクの調整を行っていただきますようお願いいたします。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

川端龍雄議長

日程第5 議案第40号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

17番 松永征也君。

17番 松永征也議員

第1条ですね、出産育児一時金なんですが、平成21年の10月1日から23年3月31日までということで、約18ヵ月ですわね。このような暫定措置という説明であったわけなんですけど、ただ、この間に切っているという理由ですね、どういうことなんでしょうか。この1年半に限って引き上げるということですよ。それについて説明いただきたいということと。

もう1つはですね、第2条のほうではですね、何ですか、介護納付金の賦課限度額を引き上げるということなんですけども、9万円を10万円に、この根拠としてはですね、国民健康保険施行令の一部改正に基づいておるわけなんです。私の認識では、この施行令の一部改正は今年の4月1日に施行されたんじゃないんかいなという認識を持っておるんですけど、これ確認なんですけども、その点、説明をいただきたいと思います。

川端龍雄議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

第1点のですね、ご質問にお答えいたします。本年の10月1日から23年の3月31日までの暫定措置ということについての理由をですね、お尋ねだと思いますが、この件につきましてはですね、今回、国の政令の改正に基づきまして、うちも条例も改正するんですが、国の考え方としてはですね、緊急的な少子化対策ということの中で、暫定ではあるんですが、23年の3月31日までに行うということ聞いております。

それで、その以降のことについては、今後ですね、支払制度の、直接支払制度と合わせま

してですね、今後の対応については検討していくということで、国のほうからの回答でございます。

それから2点目のですね、介護保険料の賦課限度額にかかる政令改正におきましてはですね、議員ご指摘のように政令の改正につきましては本年の4月1日から施行されておりますが、政令の改正の通知が非常に遅くてですね、本年度から条例を改正して、本年度の保険料の改正の分から間に合うような形でできなかったということで、実際来たのはですね、2月の末に国のほうから政令改正の通知がきまして、3月議会も考えたんですが、物理的に不可能でしたので、ついてはですね、1年ですので、保険料にかかることですので、年度途中からの改正はできませんので、来年の4月1日からの22年度分からの保険料の改正ということに間に合わせるためにですね、今回9月議会で条例の改正をさせていただいて、施行については来年の4月ということとさせていただいたということですので、ご理解願いたいと思います。

川端龍雄議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

第2条の関係なんですけども、そうしますと地方税法のほうはですね、同じ時期に改正があつて、専決処分をして対応をしていますね。そういうような対応はできなかったんかどうか。ということはね、この介護納付金なんですか、限度額上げるということは、賦課総額が決まっておるわけなんで、その低所得者の方に多少なりともですね、負担が被さっていくんではないかという気がするんですけどもね。そのことについていかがでしょうか。

川端龍雄議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

専決処分でなぜできなかったのかということでございますが、保険料につきましてはですね、議員さんご存じのように政府のほうのですね、本算定が生ましてから、うちのほうで算定をしてやるものですから、専決処分までしてやることは不可能ということで、他所の、他市町村の状況も聞いたんですが、他所のところについてもですね、22年の4月から施行するということで聞いておりますので、うちもそのようにあわせていただいたということとですね。

今回の賦課限度額の改正につきましてはですね、説明でもさせていただきましたように、

中間所得者層のですね、不公平感を少しでも解消するというので、保険料につきましてはですね、低所得者の方については2割、5割、7割という軽減措置がございます。それが高所得者につきましてはですね、介護保険料の賦課限度額についてもですね、今まででしたら9万円の限度額でですね、それ以上の所得がある方についても9万円を限度にするということで、ついてはですね、その間に挟まる中間所得者層の方についてはですね、まともに減額もないし、限度額もないことからですね、まるまる払っておったということがありますので、少しですね、高所得者の方に限度額を1万円を上げて、中間所得者層の方の不公平感を少しでも解消するという目的のためにですね、整備改正されたということで国のほうから聞いております。以上です。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

川端龍雄議長

次に、日程第6 議案第41号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

お尋ねします。田山教育集会所の条例上がこれ消えるわけですけども、現在位置の建て直しなんですね、これ。それでもう解体しているんですか。

それとこの教育集会所補助金の返還義務が生じないかどうかですね、かなり年数が経っておると思うんで、終わっているんでしょうけども、ちょっとそこを確認しておきたいのと。

それと教育集会所の場合は、非常に手厚く活動費やなんかあれいろんな形で助成されてますね。むしろ言うよりも義務化されている、年間集会所の活動こっだけやりなさい、学習会こっだけやりなさい、講演こっだけやりなさいって、確か義務化されていると思うんですが、今度建て直すときはただの集会所ですね、その辺で地域にとって不利益にならないのか

どうかですね、そういったいろんな活動ができたというところ、その辺のちょっとご説明いただきたいと思います。

川端龍雄議長

家崎生涯学習課長。

家崎英寿生涯学習課長

それでは説明させていただきます。8月12日の第2回紀北町臨時議会で、田山教育集会所の改築の予算が可決されたことにより、12月中に改築される入札が行われるということから、廃止条例を提出させていただきました。また、教育集会所の管理のための経費なんですけど、例えば田山教育集会所につきましては、総額で14万1,000円を支出しております。20年度では14万1,000円を支出しております。その内容としましては電気代、水道代、それと修繕代、修繕料ですね。それと浄化槽の法定点検手数料、それと建物の火災保険、そういう経費が町のほうで予算を計上しております。支出しております。

また、田山教育集会所につきましては昭和48年に建築されて、築36年を経っておりますので、建築当時の補助金については返還義務はないと思っております。以上です。

川端龍雄議長

家崎課長、説明じゃなく、今度はご答弁願います。さきほど説明と言っていましたので、ご答弁のほうで、家崎課長。

家崎英寿生涯学習課長

お答えいたします。活動費については予算は県からの補助金もありません。それと田山教育集会所につきましては48年建築され、36年経過しておりますので、教育集会所としての補助金に対する返還義務はありません。

それとですね、教育集会所で行ういろんな事業につきましては、法律が変わったことにより、現在自主的に行っており、なくなりましたので事業は行っていません。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

どうもちょっと、多分町民テレビ見てられる方よくわからんのじゃないかと思うんですね、今のお答え。要するに今までは法律改正は最近あったんでしょうね。だからそういう活動費に対する補助金がもうすでになくなっておるといのご説明ですね。それはわかりました。それから電気とか浄化槽の管理とかに14万円云々、これ管理費が町費から支出しておるわけ

ですね。集会所の場合、今回のケースはちょっと確認したいのですが、大体一般的な地区集会所、公民館は別ですね、町営ですから。地区集会所の場合は管理費というのか、日常的な管理費は地域が出しておるんじゃないですか、負担しておるんじゃないですか。ですから、教育集会所の場合は公費で負担できたと思うんですが、この集会所になると公費出すんですか。その辺で私は不利益にならないかと確認しておるんで、今までどおり公費負担ですという話なのか、その辺はちょっと明確にご答弁いただきたいと思います。

川端龍雄議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

教育集会所についてですね、義務とか、それから県、国ですね、補助は法律が変わってなくなったわけですね。ですから、教育集会所としての義務的な講座はやらなくてもよくなったわけです。それで田山の地区の方々の要望もあって、いわゆる集会所として今後は使いたいということで、集会所としての建て替えをやってもらったわけです。それで教育集会所としては一応うちのほうが廃止、そして集会所として住民課のほうが今後管理していただけると思っております。

川端龍雄議長

ほかに、谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

ご指摘の、ご質問の件についてお答えいたします。一般集会所につきましてはですね、維持管理費はすべて地元区で行ってもらっております。田山の教育集会所につきましてはですね、建設するにあたって区の役員さんに確認をしております。一般集会所にした場合はですね、今までは一部単独で町のほうから維持管理費は出ているにしてもですね、今後は出ませんので、それでもよろしいですかという確認のうえでですね、区としてはそれでも結構ですと、維持管理費は自分とこで持つということの中でですね、建設の計画をさせていただいて、予算化を認めていただいたということでございます。以上です。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

川端龍雄議長

次に、日程第7 議案第42号 訴えの提起について（所有権移転登記手続請求訴訟）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

今回のこの訴訟はですね、昭和36年に町が土地を買ったけれども、登記をつけてなかったもので、平成になって登記をつけてくれと、子どもさんか孫か知らんけどもお願いに行ったら、承諾を得られなかったのということですよね。

それともう1つは、このような土地はほかにもあるんじゃないかなと思うんです。例えば昔に書いた書類が、売買契約書があるから町はうちのもんだとこう主張しているのか、もう1つ個人の名義にはなっておるけども、そこから税の徴収をかけてないから、当然こちらのものである。何を根拠として町のものであるという主張をしておるのかですね。これはよくわかるんですが、私の知っておるところでもたくさんあるわけですし、なぜこういう、何を言いたいかという、こういう訴訟になる前にもうすでにわかっておるですね、そういう町所有の土地で名義を変えてないところがあるのであれば、なぜこういう揉め事になる前にね、解決していかないのかなと思うわけです。

課長にお尋ねしたいのは、町でわかっておってですね、まだ町に名義を変えてないところがたくさんまだあるわけですから、何をもってこれ、例えば向こうの方がですよ、町に売ったという方が亡くなっておって、子どもさんなりお孫さんが町に貸しておるんだという錯覚しておる人がおったとしたら、なかなか主張が難しいんでないかと思うんですよね。向こうも自分のもんだと思うて、土地を使用はしてないけれども、使用させておったということになるわけでしょう。これ以外に課長あるんですかね。町はこれを前に説明受けて売買契約書等があるんだという話でしたけども、まずあるんですね、そういう契約書は、これは。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まず契約書の存在でございますけれども、確認はいたしております。

昭和36年の2月の契約書が存在してございます。

それと、ほかにこのような事例がないかということでございますけれども、まず町営住宅につきまして、この件が発覚いたしまして、まず建設課といたしまして町営住宅について確認を行いました。町営住宅の中でですね、紀伊長島区の志子団地でございますけれども、平成7年に用地買収をした事例で、1件所有権移転登記がなされていないものがございまして、これについては現在事務手続きを行っているところでございます。この件につきましても契約書は存在いたしておりますし、土地の支出の書類も残っております。また写しではございますけれども、登記承諾書等も残っておりますので、そういうことで今、当事者の方と調整をしているところでございます。

それと、何を根拠に町がこの土地を所有しているということでございますけれども、まず1点はですね、昭和36年に町営住宅を建設したという、これ事実がございまして、それ以来ですね、50年近く町が町営住宅の管理運営を行ってきたということでございますので、この件につきましてですね、当事者の方も町からの話があるまで、そういう登記がなされずに残っているということは知らなかったということでございます。相続人の方が9名ございまして、そのうち8名の方からは説明いたしましたところ十分に理解を得られまして、すでにその8名の方の所有につきましては町の登記が移っております。ただ、今回の訴えの相手方につきましては、父親が亡くなってですね、現在登記が残っておるのだから、その契約については無効だというような主張をされまして、なかなか実態を理解していただけないという状況でございます。

川端龍雄議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

そうやろ、そんな人がおるんやで、それは。登記簿上残っておるでな。だからその人がですよ、売買契約書とか登記承諾書をね持っておったらそうは言わんやろけどさ、兄弟3人おったらあんた、長男が持っておったら、次男、三男知らんでな。そやで今、最初にお尋ねしたのは、この町営住宅については志子団地が1箇所あると聞きました。建設課の管理する土地でほかにないですか。例えば道路として使っておることか。

というのはね、以前にね、何10年前になるかな、僕は聞いたんや。ここはな、家の土地なんや、車通さん、通行止めしたことがあったらしい。それがいまだに解決してないん、課長、そういうところある。知ってますか、課長。建設課の管理していますという努力して名義を

変えていかならんとところでね、町営住宅は志子団地があるのはわかりましたが、ほかにもやらなければならないところで、このような誤解を受けて、あとからまたこのような訴訟になってしまうやも知れないようなところがあるんですかね、課長ご存じですかということです。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。今、道路のことを言われましたけれども、町道につきましては現在紀北町で約 265kmほどの管理を行っております。その中で、今議員が言われましたように未登記の箇所もたくさんございます。正確にはその実態を把握してはございませんけれども、かなり多くあるのではないかとということで承知しておりますけれども、これにつきましてはですね、その都度整理していくしかないというふうに考えておまして、いろいろ道路事業等でそういうものが発覚しましたら、その都度理解をしていただく。ただですね、海山区におきまして、今現在地籍調査を行っております。その中でもいくつかのそういうような事例が出てきておまして、その都度事情を説明して処理をしているということでございます。

ただ、実態といたしましてですね、法的に町道で道路法の認定を行っておりますと、これにつきましてはもう道路法が優先されるといいますか、道路法上で道路管理者として管理しているということでありましたら、これはもうその時点でその実態がですね、優先されるといってございますので、仮に未登記であってもそれが道路としての法律といえますか、そういうことで優先されるということでございますので、今回と同様にですね、そういう問題が発生した場合には時効取得のような手続きも可能となってございますので、登記をしてないということではですね、非常に職務怠慢といえますか、そういうことはあってはならないことではございますけれども、過去の事業の中ではそういうような登記をせずに道路事業を行ったということもございますので、今後はその都度対応していきたいと考えております。

川端龍雄議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

担当課長はね、2年に一度、3年に一度変わっていかれますんで、町の方向性としてですね、その都度問題があったときに登記していくんだというような考え方は改めていただきたい。今回のこの議案第42号のこの場所ですが、ここには道路という、らしきものが通っています。これが町道認定されておるのか、されてないのかという訳のわからない道路が2、3あ

るわけですね。そこに建っておるのがこの町営住宅でして、今回問題になっておるわけですが、この図面を見ますと、見ていただくとわかるんですが、これは高速道路への乗り入れ道路が入ってくるわけですね、県工事で。といいますと、これが通ることによって今現在これ町道田山坂線というのがなくなっていくんですね。これを通して今自分の自宅に出入りしている人もなくなっていく、そここのところ出てくるのはね、これがなくてももう1箇所の道路という、町民はですよ、道路と思っているところ、今まで通ってきたところ、それが通れるのかなと思っておった。それが町民から見たらわからんです。町道なのか、個人の名義の土地なのかね、今まではずっと通ってきておったけど、さあ今度になったら個人の人を通してはいけませんとこうなるわけです。

だからその判断基準を明確にさせていただいてですね、特に今回のこの訴訟問題起こす、このエリアについてはですね、また今回の一般質問でもやらせていただきますが、そういった問題が発生してからね、やっていくんだというふうな考え方改めていただきたい。でないと、常にこう訴訟、訴訟、ものすごい訴訟の多い町だとなってきますので、予算も嵩みますので、くれぐれもそれをお願いして終わります。以上。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。今、議員が言われましたですね、資料1ですね、12ページのところの写真の①の写真の町道田山坂線を言われたのではないかと思いますけれども、この町道につきましてはですね、町道認定はいたしております。したがって、今回インター線の工事で県の事業でございますけれども、これに対して県は機能復旧は当然やっていくということでございます。その関連の用地といたしまして、この田山坂団地は事業対象になっているということでございます。

それともう1点ですね、この付近に町道以外の道路があるかということでございますけれども、現地は私も見ておりますけれども、私道のようなものがございます。私道といいますか、一般的に住民の方が通路として民間の土地を通られているというようなところはございますけれども、それはあくまでも町道認定はいたしておりませんので、町道ではございません。また、建築の際にですね、長島区は都市計画区域内でございますので、当然町道に、道路に接道していないと建築許可が下りないということもございますので、その辺のところを確認をしていきたいと思っております。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

1 番 東篤布議員

議事進行です。ちょっとね今の答弁で、非常にこの私が聞いておるところでは、間違っておるんじゃないかなという点があるわけです。どういった点かと言いますと、この町道田山坂線は町道として認めております。こうおっしゃった。ここが高速の乗り入れ道路としてこれはかかりますと、その代替道路として県は付けてくださいますと、こう課長はおっしゃいましたが、現地の住民の皆様の話を書きますと、途中でストップされて自分の、今現在の町道田山線を通して自宅に通っておる。それが真ん中で切られるんだとこうおっしゃっていましたが、課長のおっしゃることと、県が地元説明とおっしゃることと違うのはどういうことなのかなと、具体的に議長から尋ねていただけませんか。間違った答弁をしていただいて、このままですね、済んでしまいますとですね、住民の皆様非常に不利益な情報が流れるやに思いますが。

川端龍雄議長

議事進行なのでお答えします。東篤布議員所管の議員ですので、また委員会においていろいろな面で質疑していただければと思います。それで今の間違ったご答弁というのがありましたけど、その点課長お答えください。

山本善久建設課長

お答えいたします。今、議員が言われましたのはですね、この町道田山坂線の県の付け替え事業でございますけれども、私が聞いている範囲で少し用地が難航しているという情報は聞いております。ただ、県におきましては機能的には当然復旧するべきだということで、今その地権者の方と交渉を行っているところではございますけれども、議員が言われますのはですね、最終的にどうしても土地の地権者から承諾が得られない場合におきましては、収用法の対象からこの町道部分が外れてしまうということは聞いております。ただ、県におきましてはあくまでも収用法から外れましても、任意で交渉は続けていくと、県の事業において地権者の方に粘り強く交渉を続けまして、県の事業において道路は確保するというふうに聞いております。以上です。

1 番 東篤布議員

違う違う、いいですか。付けてあげましょう、しかし用地が確保できないから止まるんであれば致し方ない。付けてあげませんとおっしゃっておるから、答弁が違うと言うておるん

です。担当所管ですから、それはまた所管でやりますんで、そういうことですよ。付けます、代替道路を付けましょう、しかしながら地権者さんの協力を得られなかったんで止まった、これなら仕方ないでしょう。そうじゃない。ここまでしか付けませんよ、そこまでいきませんよ、いわゆる付けませんよと明確に県が答えておるんです。町と県と国交省と、またネクストと話が違うようじゃ困るんで、しっかりとですね、県に念を押しておいてください。いいですか、このテレビをここに住んでおる人は見ておると思う。十分頼まれておるんやから、よろしくお願いします。以上終わり。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

この問題はね、前者議員に関連いたしますけども、私ちょっと角度を変えてちょっと質問させていただきます。そもそもですね、この訴えの提起と、この言葉ではですね、立派なものと言ってますけど、そもそもこの原因を誰がつくったんだと言えばですよ、これは紀北町の、旧紀伊長島町ですね、この当時の。職員の怠慢、また管理する立場にあった町長たちにあるんじゃないですか、町長。それ自分たちが原因をつくって訴えの提起だと、これは確かにね、この東豊次さんはですね、本当に被害者みたいなもんですよ、はっきり言って。町としてすべきことをきちんとしていなかった。個人の売買でも土地の売買、何の売買でもしたってですよ、この移転登記をしなかったら自分のものにならない。この基本に第一に、基本を崩しておるのは町の職員じゃなかったんですか、町長。

まして、それを管理する町長の立場でなかったんかなと、だから今は現紀北町の町長としてですよ、この訴えの提起に対するいろんな予算等に対しても町長、あなたは町民に先に謝らんらんことですよ、これは。あなたは単純のように私たちは正しいんだ、どうだという立場の中で訴えの提起を主張しておるけど、原因をつくったのは紀北町なんでしょう。それを第三者が悪いようにして訴えの提起だと、それはちょっと町長、今ね相続のことにしてもそうですよ。子どもさん5人おれば、孫がおるかて、皆伝って、皆の判をもらわなけりゃ相続もできないんでしょう。それぐらい厳しいもんなんでしょう、また難しいもんなんでしょう、町長。

これをですね、訴えの提起だというたら、ああ行政は正しいんかな、間違いのことやってないかと、町民は錯覚するんですよ。原因をつくったのは町長、私はいつも言っているよう

に紀北町なんですよ。だからさきほど課長の答弁もあったけど、これ志子住宅のことでもあると、あるんだったらこのいろいろな移転をしてなかったことも、これ紀北町で探したんじゃないくて、その道路の高速道路の立ち退きで国交省が指摘してきたというような答弁やったけど、これはちょっと、そやけど町長情けないことじゃないですか、これ。これに関する費用はどんだけかかっておるんですか。そこの答弁お願いいたします。

ここにですね、立派なこの弁護団も何人ですか、これ。2、4、6、8人もなっておる。そうしてこの決定はありますね、裁判所の仮処分の決定、これはもうこれに対しての30万円の担保立てさせて、次のとおり決定すると、主文とこうなってますけど、これはもうこの弁護団の結成の中でも考案をやって、この主文の決定をいただいたんですか、仮処分の決定をいただいたんですか、そこのとこ交えてちょっと答弁をお願いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この件につきましては、さきほど課長も申し上げたとおりですね、行政の当時の怠慢が原因であると思っております。そのことについては申し訳ないと思っております。しかしながら、今こういう事態が発生して、当時の方々9名の権利を有する人たちのうち8名までが、町に対して同意をしていただいたことを考えますと、手続き上は怠慢であったけれども、事実は事実として認めていただいたと、そこは感謝している次第です。

それから、訴訟の内容については課長に答えさせますが、そのように私は思っております。以上です。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まず、今回の仮処分に要した費用でございますけれども、約70万円でございます。この仮処分の申立に関しまして弁護士事務所に事務委託をいたしました。これが31万5,000円でございます。それとこの仮処分にありますように、法務局への担保金30万円でございます。その他につきましては登記手数料等でございます。これらを含めまして約70万円の費用を要しております。ただ、この担保金につきましては、今回勝訴は決定いたしますと返還されるというものでございます。

次に、仮処分でございますけれども、これは訴訟ではございません。あくまでも町の権利

を保全するために相手方に現在のこの土地にですね、その他の権利等ですね、一切の処分ができないように、また売渡等ができないように仮処分をもってそれを禁止するということでございますので、この仮処分につきましては訴訟ではございません。以上です。

すみません。少し答弁もれでございます。ここのですね、資料の14ページの当時者の目録のところ、債権者紀北町で代表者が町長となっておりますけれども、その下に弁護士事務所の各弁護士の氏名が書いてございますけれども、これにつきましては弁護士事務所にこの仮処分の業務を委託したということでございますので、これの窓口になっておりますのが、一番上に名前が記載となっております赤木邦男弁護士がこの業務をやっていたということでございます。以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

その事務委託をやったということですけど、当然ですね、ここに書いてあるのは債権者訴訟代理人としてなっておるんですよね。事務委託じゃないんですよね。はっきり楠井法律事務所、そしてこの8名からなるものは議会にも何も通してなくてですよ、当然、これ訴訟になればですよ、当然弁護士費用もこれではとてもやないけど済まない。そしてこの赤木邦男さんという弁護士はですね、この中にあるいそべんか、それともまた弁護士の中で登録しておるのか、私ははっきりわからんですけどね、実際楠井さんは、嘉行さんですか、この人は町の顧問弁護士じゃなかったんですか。なぜこういうようなおかしなやり方をやるんですか。

そしてここまでの名前かけて、その事務委託料だけでは済まないでしょう。事務委託料するだけにこの8名の弁護士を雇っておるんですか。それでは当然着手金だなんだっていろいろなもののかかってきておるはずですよ。それでは弁護士の8名の人は効力を発揮できないんじゃないですか、これ。ちょっとおかしなような委託のやり方やっているんじゃないですか。それはもう課長、大きなこれ問題になるから、町長に答えさせてください。町長、どんなんですか、これは。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

お答えします。楠井法律事務所と契約をしたわけでありまして、その中で、この法律事務所の中で、あと7名の弁護士の方々が、中で内部的に協力するという意味であります。

川端龍雄議長

こちらで質疑の回数は考えますから、質疑してください。

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

今さ、この楠井法律事務所として契約したんだったら、このほかの弁護士は必要ないんじゃないですか。さきほど言ったようにですよ、楠井事務所の代表である楠井先生は紀伊長島町の顧問弁護士なんですよ。なぜ赤木さんとかそういうことになるんですか、それは楠井事務所はあとで担当を決めるだけのことであってですよ、楠井法律事務所ですら契約するんだったら、楠井代表が出てこなあかんんじゃないですか。その中で誰が、その中の受付はこの赤木さんとか担当者はこれはこちらが決めるんじゃないで、楠井事務所のほうが決めるんじゃないですか。この8人とはしてないんでしょう。楠井事務所なんですよ。そんなら楠井事務所だけでいいんじゃないですか。ましてこれ訴訟代理人となっておるんですよ、もう。着手金から何か要るはずですけど、それはどうなるんですか、町長、そこしっかり答えてくださいよ。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まずですね、楠井法律事務所の代表であります楠井弁護士と委任契約を締結しております。ですから、この仮処分の業務委託につきましては、まず楠井法律事務所との契約でございます。赤木弁護士につきましては楠井弁護士事務所の所属ということでございますので、我々が相談に行った際の窓口になっていただいております。そういうことで、今回裁判所への仮処分の申立につきましては、赤木弁護士が筆頭に名前が書いてあるということでございます。

この費用でございますけれども、さきほど説明させていただきましたように、業務委託料として消費税を含めて31万 5,000円の契約でございます。その他の費用は発生はいたしておりません。以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議長、これは私はさっき説明したのは、楠井法律事務所で契約しているんだったら、楠井法律事務所楠井代表でいいんじゃないですか。それをなぜこないして赤木さんが代理人とか、これはあくまでも楠井事務所と契約しておると課長の説明だけど、今の答弁だったら赤木さんと契約しておるのであって、楠井法律事務所じゃないですよ、これこないして出してきたら、訴訟代理人が。こないして出してきたおる以上は、楠井法律事務所と契約しておることじゃないですよ、これは。通常そうでしょう、こんな契約書ないでしょう、これは。

そんなら建設会社でもそうなんですか、そんなら。子会社持っておって代表があつてですよ、親会社が、契約したのは親会社でなくて子会社だと、そんな契約になるんですか。そんな馬鹿なやり方ないですよ、これは。違法的なものになってしまうよ。要はですね議長、ここをちゃんと質してほしいのは、要は町長ももっと町民にしっかり謝罪していただきたいと思うけど、訴えの提起だと言っておつても、原因は紀北町がつくったんです、現実。その中でもっと真摯に受け止めてもうてですね、町長のやっぱり職というものを職責、職務の中での町民に対してもう一回頭下げていただき、こうだけやはり主張は正しい、町長の言うことはね。だけどやはり相手方もこうなった以上、法の網目を潜って主張できるんですよ。そのような一番難しいような問題なんです。だからそこに関しては今言ったように、不必要なお金がかかる。これは町民の大事な税金じゃないですか。捨て金じゃないですか、これは。だから私は以前から訴訟に関しては町民のプラスにならない死に金、無駄金になるからということは何回も言ってきたおるんですよ。

そして今の課長言っているように、課長のその契約の説明は当てはまらない、町長、これはあくまでも課長が契約じゃないんです。紀北町長としてのあなたの契約なんですよ。これ課長に答弁しやさんと、あなたがもっと責任持って答えてくださいよ。こんな説明ないでしょう。楠井法律事務所と契約しておるのに、赤木さんだとかそういうことはないと思いますよ、これ。これを受け付け担当決めるのは楠井さんのほうでしょう。私ら関係ないですよ。議会の予算認めるのも、これに対して楠井法律事務所楠井代表との契約でしょう。こんな契約書のやり方はない、これは。違法的になる、これは認められないよ。

川端龍雄議長

今、議事進行ですけど、これ執行部のほうのご答弁お願いします。

奥山町長。

奥山始郎町長

お答えいたします。契約書というわけではなくて、当事者目録になっていますよね。町と

しては委託したわけです。ですから、これでいいというふうに私は認識しております。契約ではないんですね。

11番 入江康仁議員

委託でも一緒でしょう。

奥山始郎町長

委託したもの。

11番 入江康仁議員

これは議長、止めんならんよ、これこんなことでは。

奥山始郎町長

お答えいたしますが、委任契約書というのは別にあります。これは楠井法律事務所受任者弁護士楠井嘉行と、紀北町長奥山始郎となっております。

11番 入江康仁議員

いやいやそれ言った中で、あなたは契約と言ったでしょう。

奥山始郎町長

この書類はね、ここに書いてあるのは。

11番 入江康仁議員

契約しておるんでしょ。私らこれしか持ってないから契約って、あなたが契約と言ったんですよ。

奥山始郎町長

それは申し訳ないと思いますが、契約書ありまして、これは当事者目録、以上です。

11番 入江康仁議員

ちゃんと答えてくださいよ。ここにあるとかないとか、ちょっと僕らわからんからさ。

奥山始郎町長

契約書は委任契約書というのは、こちらに控えあります。

11番 入江康仁議員

委任契約書というたら契約書じゃないんですか、議長。

奥山始郎町長

いやいや契約書です。

11番 入江康仁議員

契約書やろ、契約書じゃないと言った。

奥山始郎町長

いやこれは契約書ではないという意味です。仮処分決定書というものであります。一部です。そういうふうにご理解願います。よろしいですか。お願いします。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そやけどね町長、やっぱりきちんとさ、やはり議会に対する答弁はですよ、町長、町民に対する答弁ですから、私どもが質問したこと私だけ理解するような答弁じゃなくて、やはり町民にわかるようにやっぱり説明していただくのが、やはりこの開かれたテレビでね、今回この地域では先進町だと言われておるこのZTVに対する、町民に対する説明を交えて答弁をしていただきたいんですよ。今のやはり答弁のやり方では、やはり町民にもわかりにくい。

そんならもう一回だけ確認しておきます。議長、そんならこれは契約は契約ですね。楠井法律事務所との契約なんでしょう。さきほどは委託だと言ったけど委託契約書なんでしょう。そう理解していいんでしょう。これがもし、1点だけ答えてください。これがもしこじれて、こじれて本当に裁判になった場合は、どのような形を考えてます。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

こじれてと言いますが、これはあくまでも裁判所です、是非を判定していただくわけですから、これを訴えの提起という1つの仮処分ですけども形は。

川端龍雄議長

副町長。

紀平勉副町長

すみません。ちょっと説明させていただきますと、今回、議案第42号というのは訴えの提起、いわゆる裁判を起こします。起こしてよろしいでしょうかということで、議会の皆さん方にお諮りをすることでございます。その内容はですね、その今、争っている土地、町有地だという、うちが主張している土地に、ある民間の方がここは自分の土地だということで主張されてますから、それをどちらが正しいですかということを、裁判所に訴えさせていただきますというのが、この議案でございます。ですので、この議案を通していただければ訴えを起こして、そして裁判所のほうでどちらの所有物になるとかいうことを判断をしていただくと、

ですから、そこで決着がつくと思います。以上でございます。

川端龍雄議長

ほかに。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

大変議題そのものを勘違いした議論が双方で行われておるんですよ。今、副町長が答弁されたように、地方自治法上は訴えの提起とか、和解について議決が行われてからするものなんですよ。だから仮処分は議決要らないんでしょう。ですから、この仮処分の決定通知を参考資料でくっつけるから、ごっちゃ混ぜになっておるんですよ。あくまでもこれから訴訟を起こしていいですかという、議会の議決を求めているのに、仮処分のすでに下りておる仮処分決定をこれ確か議決は要らないと思うんで、参考資料として付けているから、何か訴えの提起が仮処分を起こすことの提起みたいに誤解するんですよ。これ議長ちょっとこれ整理を事前にして、やっぱり提案説明できちんとそこはしていただかんと、テレビ通じて聞く人はよけい混同しますから、議場内でも混同しますから、議長よろしくお願いします。

川端龍雄議長

町長、執行部に、今後そういうことに対しては、やはりここへ提案のいろんな出た、議会に出した場合は正確にご答弁できたり、また誤解のないような書類は、また出さないとか、いろいろ皆さんと協議、精査してください。やはり議会のほうで進行にかなり影響もありまし。それとご答弁できる方はね、できる方で挙手していただいて、やはり揉めて揉めてからご答弁願うようではね、やっぱり議事の妨げにもなりますので、その辺も執行部の方少し考えていただきたいと思います。

それでは、次質問される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

川端龍雄議長

次に、日程第8 議案第43号 平成21年度紀北町一般会計補正予算(第2号)を議題とい

たします。

質疑については、まず5ページ、6ページの地方債補正と歳入の質疑を行い、歳出については15ページの議会費から22ページの商工費までと、23ページの土木費から36ページの給与費明細書までに、3分割して質疑を行います。

それでは、5ページ、6ページの地方債補正と、14ページまでの歳入についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

17番 松永征也君。

17番 松永征也議員

5ページですけどもね、地方債の補正の追加ですが、林道整備事業と太陽光発電設備事業、繰越金なんかで財源があるわけですね。その中で借入れをしようとするわけなんですけども、どんなんでしょうか交付税措置があるとかですね、その地方債の種類はどのようなものか、それについてお聞きをしたいと思います。

川端龍雄議長

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

今回のですね、起債の借入れなんですけども、町に有利な補正予算債であったりですね、合併特例債であったり、そういったのを活用することによって起債を起しております。

川端龍雄議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

そうするとあれですな。交付税措置があるということなんですか。交付税措置がある場合ですね、どの程度交付税算入がされるのか、それについてもお聞きしたいと思います。

川端龍雄議長

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

はい、交付税措置があります。そして補正予算債につきましてはですね、50%であります。過疎とかですね、合併特例債につきましては70%交付税算入があります。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

10ページよろしいですか。7番 玉津。10ページの国庫補助金についてお聞きします。当町の国庫補助金の補正額なんですけど、この前の8月12日のですね、臨時議会のときに補正予算の第1号で4億1,300万円、そして今回この第2号で1億2,000万円、総額5億3,500万円になるわけですが、この国庫補助金についてですね、今、国の政権交代によって国の補正予算の見直しが行われておりまして、すでに影響が出ている自治体もあるわけですね。これに関して当町の見通しはどうなんでしょうか、現在わかっている範囲でお聞かせください。

川端龍雄議長

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

さきの8月臨時議会で承認いただいた国の補助金なんですけど、これはすでに各担当課において確認したところ、国のほうの内示をいただいておりますということで、現在も執行中でありまして。今回の9月補正につきましても、すでに県と協議してですね、計上をしておりますので、詳細については各担当課になろうかと思っておりますけど、今のところ国、県等からですね、これは駄目だとか、そういったような指示は受けておりません。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

そう今、説明受けたんですが、もしですね、もしこの補正に引っかかってですね、交付金の変更、国からのものが変更された場合は、どういう扱いになるんでしょうか。

川端龍雄議長

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

基本的にはですね、事業執行する場合にはですね、国の内示を受けて事業の執行を行いますので、もしそれができないとなればですね、最終の補正のときに確定すれば減額させていただきたいと思っております。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

10ページの国庫補助金についてですね、民生費補助金、補正前はですね 593万 5,000円になって、今回補正額で 1,579万円、合計で 2,172万 5,000円になるんですが、これの算定の仕方ですね、1,579万円増えたことによって、今までの算定した子育て応援特別手当の給付金はどれぐらいになるか、ちょっと教えていただきたい。

それともう1点、11ページの環境生態系保全活動推進交付金の増の20万円、これはどのような交付金の増か、ちょっとお尋ねします。

そしてもう1点、その下の委託金、県支出金の委託金ですね、土木費委託金で二級河川銚子川清掃業務委託金の増37万円、これに関してちょっと3点、ちょっと。

川端龍雄議長

五味福祉保健課長。

五味啓福祉保健課長

お答えします。去年の繰越額ですね、子育て応援手当が 985万円を繰り越してですね、今年額の補正をさせていただく予での 1,579万円になりますので、トータルしますと 2,564万円になります。以上でございます。事業費としてはトータルですね、子育ての分につきまして。

11番 入江康仁議員

合計が 2,172万 5,000円にならへんの。補助金のとこですよ。

五味啓福祉保健課長

すみません、失礼しました。今回ですね、補正いたしました 1,579万円につきましては、3万 6,000円ですね、400人分を給付金としてみております。以上でございます。

川端龍雄議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

お答えします。環境生態系保全活動推進交付金の増20万円でございますが、これは当初に予算計上いたしまして、藻場の最近の情勢としましては磯枯れ等があるということで、藻場の保全活動組織に対する支援ということで予算化しました。それに対する今回ですね、事務費でございます。以上です。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。二級河川銚子川清掃業務委託金37万円の増でございますけれども、この銚子川の子清掃業務につきましては二級河川ということで県の管理でございますけれども、その銚子川に対しまして河川堤防の除草だとかですね、権兵衛の里前付近の河川の子清掃を町が県からの委託金で行っているというものでございまして、当初予算で38万円の計上でございますけれども、県にさらに要望いたしまして、今回37万円が増額されたと、合わせまして75万円になるというものでございます。以上です。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

次に、歳出について、15ページの議会費から 22ページまでの商工費までの質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

21番 谷節夫君。

21番 谷節夫議員

歳出のほうの15ページの下の款の総務費なんですけど、16ページに続いている補正額前の補正額で、その説明の中で庁舎等改築及び改修基金積立金 2,000万円がありますね。これは全協のときにですね、非常に詳しく説明していただいた中で意味がわかるんですけど、この説明でちょっとこの理解しにくいわけなんです。もう少しきちんと説明をお願いいたします。

川端龍雄議長

川合総務課長。

川合誠一総務課長

それでは、庁舎等積立金なんですけど、2,000万円の内容についてご説明申し上げます。本庁舎なんですけど、移転概算事業費につきましては、約5億8,400万円の計画でございまして、その財源内訳につきましては、合併特例債で約5億1,700万円、庁舎等改築及び改修基金で、これはもうすでに積み立てされている基金でございますが5,000万円、そして一般財源では約1,700万円と現在試算をいたしております。これに仮定をしております本庁舎分にかかる

用地費の一般財源分を加えますと、一般財源の合計が約 2,000万円になると想定されることから、この 2,000万円をですね、9月定例会の今回の補正予算に庁舎等改築及び改修基金の積立金として計上させていただいたものでございます。

川端龍雄議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

そうした説明ではよくわかるんですけどね、一応、非常に庁舎がどうなるんだという、住民も非常にこう興味を抱いているわけですね。その中でやはりこの説明内容にきちんと担保になるというかね、そうした説明書きができないんですか。例えば新庁舎移転とか、そういうような内容でどうなんでしょうかね、そういう必要はないか、私は議員としてそうした担保になるものをきちんと基金の中へ入れてもらえたらありがたいと思うわけなんです。町長に答弁お願いできたら、答弁していただきたい。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これはですね、基金の名前でありまして、趣旨は庁舎移転についての財源が非常に心配であるというような声も聞かれますんで、そのこともあって、私がまたこの庁舎移転については23年度にこれを確実に実施するということも絡めてですね、この 2,000万円を基金に積むことによって、より確実性を増していきたいと考えてます。

川端龍雄議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

なるほどそのご説明ではね、よくわかるんですけど、この説明の字句を読むだけでは庁舎等改築及び改修基金積立金とこうした書き方をしてもらおうとですね、庁舎といたら今この本庁舎があり支所もある。どこにあてはめようがはまらんことはない、そういう基金というのがそうしたものに時期になって使われてしまえば、今までのその新庁舎移転の基金であるという担保ということが、これで十分できるんですか。私はこれで質問はできないんですけど、もう一遍その辺をそういう担保ができるかどうか、一遍きちんと町民にわかるようにご説明ください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほど川合課長も言いましたように、すでにこの科目で 5,000万円が基金として計上されております。それでもなおかつ、まだ一般財源が不足することが予想されます。そのために 2,000万円をここに積んでいくと、そのことによってより確実に皆さんにご理解を賜りたいと、そのように思っています。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

今の前者議員の関連なんですけども、同じ16ページの庁舎等改築及び改修基金積立金なんです。私総務財政委員なんですけども、今回の本議会に町長が見えるということで、町長にお伺いしたいということで質疑させていただきます。

今の町長答弁で、さきほどの前者議員の町長答弁で、23年度に庁舎を移転するというご答弁があったんですけども、今回、合併協定は5年以内に庁舎移転をするということで進んできましたけども、23年度ということでは合併協定5年以内は守れないということ、今言われたことだと思うんですけども、これに対して、まず町民の方々に対して本会議において、5年以内の協定が守れないということに対して、まずお詫びを述べられるのが本来ではないかと思うんですが、その点について質疑いたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

合併協定におきましては、5年以内という協定ができております。ここに私が23年度と申し上げましたのは、その中で当時ですね、学校の耐震補強だとか改築だとかということは、それほどの紀北町になっての議論ができていなかったわけですが、20年度からですね、3年以内に義務教育の学校耐震化補強をやるという、大方針が国から発せられまして、生徒の児童の生命がそれにかかわっている問題でありますので、そのことを優先をさせていただいたわけです。そういうわけで本来は22年度で行うべき本庁舎移転はですね、23年度にズレたということについては、私は大変申し訳なく思いますが、そこら辺の事情はご理解を賜りたいと思います。

川端龍雄議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

私の言うことはね緊急性、言うたら耐震の問題とか出たと、だからできなかった。だからまず、だけどするということに対してのね、町民に対してできなかったということに対しての、やはりお詫びをまずするべきでしょうと、今お詫びという言葉が出てなかったの、そういうことで今言いあげた。全協では議員に対してそういうことはされましたけど、あくまでも全協は議員に対しての言葉は受け取りました。ただ、やはり町民に対して、本会議においてまずお詫びをするというのが本来だと思いますんで、今、お詫びされてなかったの、そういう気持ちがあるんでしたら、この場においてお詫びをしていただきたいと思います。

あともう1つ、2点あと質疑なんですけども、この2,000万円の基金に対しては、あくまでもこの庁舎等改築及び改修基金は長島高校跡地への移転に対しての積立金として理解してよろしいのですか、これが1点目と。

あと2点目、また全協で言われたと思うんですけども、23年度の当初予算に長島高校跡地への庁舎移転の実施設計及び用地買収に、この基金を使用するという理解してよいのか、この点について、お詫びとこの2点についての答弁をお願いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

改めまして、この1年間ズレましたことについては、議員はじめ町民の皆様方に、さきほど申し上げた理由によってズレたことについては、お詫びを申し上げたいと思います。

それから庁舎移転は、これまで全協等で皆様にご説明を申し上げてきたわけなんですけど、最有力の候補地としては、来年3月末にですね、廃校となる尾鷲高校長島校の跡地へ移転するというのが、ほぼ皆様に対して申し上げてきているわけでありまして。この予定であります。

2,000万円の使途につきましては、一般財源としてですね、計上しておりますんで、その必要に応じてそれを使わせていただくということでもあります。

12番 平野隆久議員

長島高校をあとで使うということを認めるんですかということも、今確認とっているんです。

奥山始郎町長

はい、そのとおりでございます。

川端龍雄議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

3回目の質問ですんで、今のこの基金については、町長は長島高校跡地への庁舎移転に使うということを言われたということで、その点について、それを目的として上程された基金であるということを、今後私は理解するということによろしいですか。最後にその答弁をお願いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

本庁舎移転、長島高校跡地の諸費用について使わせていただきたいと考えてます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

15番 中津畑、2点について質疑をいたします。1つは前者が2人言われておりましたけれど、この庁舎等の改築及び改修基金の積立金2,000万円、これは基金5,000万円の上に、2,000万円を足して7,000万円ということになると思うんですが、これについてはですね、前者もちょっと触れられましたけれど、5年以内ということ協定書がなっているにもかかわらず、1年延びるんだと、そのときの状況というのは僕も十分理解しているつもりです。ただね、今まで町長が言ってきた本会議での答弁、またこの本庁舎の道筋というものをきちっと付けていきたいと、近々には町長選挙もございます。そういう意味でね、この基金の積み立てについてはですね、過去にもいろんな積立基金がありましたけれど、これが5年でも10年でも極端に言ったらね、そのまま基金に積んでおくことができるんです。ところが、実施設計というような格好でね、一步前に進んだこの計上はできなかつたのかどうか、その点の解明と言いますか、町長の考え方を聞いておきたいと思います。

それともう1つは、20ページのこの有害鳥獣の対策事業費の増80万円ですか、これが計上されておりますけれど、今、当町内においてもね、随分有害鳥獣のこの被害が本当にひどく

なっている状況は、これはもう執行部のほうも十分認識されていると思うんですが、この80万円の中身というのは、ただ猟友会に頼んで捕獲してもらおうという格好のものなのか、またほかに特別にある地域では地域を囲ってですね、山から下りてくる有害の鳥獣をこの遮断するというようなことも言われております。この80万円ではとてもできる金額ではありませんし、地形的なもんもあるから当然そこまでできないと思うんですが、この80万円についての使い、使途の理由、そこら辺を教えていただきたい。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

お答えいたします。庁舎移転についての実施設計料のですね、計上は考えていなかったのかというご質問だと思いますが、その前に、この庁舎移転を23年度に考えておりました、それから紀北中学校の長校跡地へですね、移転は22年度を考えております。ですから、23年度の移転につきましては、22年度当初予算で計上させていただきたいと、そのように考えております。

それからもう1つは、有害鳥獣の予算80万円ですね、このことについては関係者の皆様方にはですね、いろいろと有害の声がですね、被害の声が上がっておりまして、少ない額だと思いますが、計上させていただいたわけでありまして。内容にもっと詳しくというのであれば、担当課の課長に説明いたさせます。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

有害については頭数を、サルとかイノシシとか具体的に言いますとシカとかということで、限定された中での頭数の駆除になるのか、その頭数もわかっているのかどうかということも含めて、詳しくお答えを産業課長のほうでお願いをいたします。

それと、庁舎の改築等の基金なんですが、町長大変厳しい言い方ですけどね、この私さきほども言いましたけど選挙等もありまして、これは誰がなってもきちっとこの、言うたら庁舎が協定に基づいて履行されるというのは当然あるべき姿だと私は思うんですが、そういう意味でね、基金として積んでおったんでは、果してそれができるのかどうか非常に、町長も言われている今までの道筋をつけていくんだということであるならば、当然実施設計ということでもいいんじゃないか、私は中学校の問題は当然父兄なんかの話も聞いてますし、そこ

との関連は僕一般質問もちょっと出しますんで、詳しくはお聞きしますけれど、そういう点で基金だけでその担保ができるのかどうかというのは、非常に心もとない話ではないかと私は思うんですが、町長の考えを再度お聞きしておきます。

川端龍雄議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

お答えいたします。今回の80万円の補正でございますが、これにつきましては紀北町農産物獣害対策事業補助金交付要綱に基づきまして、獣害対策における資材の購入費、電気柵、トタン等でございますが、これに対して2分の1の助成をするということで、当初ですね、108万円の予算を承認していただきましたが、何分にも被害等が多いということで、今現在でも申請を待っていただいている方がみえるということで、今回80万円の計上をさせていただきました。申請締め切りにつきましては、10月末日となっております。

それと、今現在ですね、猟友会にお願いまして、サルについては1万5,000円、しかし、イノシシ、シカについては今のところないということで、今後ですね、その報酬についても検討していきたいと、またフェンスにつきましても鳥獣害防止総合対策事業の地域協議会が立ち上がっておりますので、これ5年間の期間があります。よって来年度に向けてハード的なことで、一応、今考えているところでございます。以上です。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

再度、中津畑議員のご質問にお答えしますが、議員は実施設計を計上したほうがいいのではないかとおっしゃいますが、私としては今回の10月25日の町長選挙において、どなたが当選されたとしても、これは合併協定の中での約束でありますんで、この23年度の移転と、本庁舎移転ということは実施されるべきであると考えております。以上です。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

この2点ほどちょっとお尋ねいたします。前者議員3人に対しての関連の質問であります。庁舎の改築及び改修基金の積み立てに関連してですね町長、これと、もう1つは一般訴

訟費に関してのちょっと関連を、裁判の関連を質問させていただきます。まず、新庁舎の移転についてですね、町長、あなたは前者議員に対しては23年に私必ずやりますと言い切った答弁をやってますけど、町長、23年に私はやりますと、あなたは今の答弁でやりますと言うたんね。平野議員の答弁でそう言ってましたけど、要はですね町長、私が言いたいのは、その合併協議会で決まった新庁舎5年内以内、これに対してはあなたが紀北町初代町長として、この紀北町の町長になった4年前ですね、4年前にやはり一番先にやらなければならない優先事業としてはですよ、これじゃなかったんですか。

それをあなたはもう任期満了が近づいて、来月25日が紀北町長選挙の投票日だというときにですね、2,000万円の基金を積み立ててきたと、それに関しては町長、やはりあなたは今回、23年と言うけど、私ではね、22年のことはあなたがこの任期満了で決めた中で予算も入れて、そして22年のときは移転費用だけで済むようにきちんとしていただければ、やはり町長の任期というのは4年です。4年であなたは最優先事業としてこれをきちんとやっていたいかなければならなかった。これは町民に対する決められた合併協議会の中で、あなたはそれを合併協議会の指針ですから、答申ですか、いただいてわかっておりながら、きちんと初代町長になったんでしょう。だったら何よりも一番先に優先的にこの事業を進めて、1期4年のうちに誰が、ここですよ、誰が町長になったってできるようにしておくのが、あなたの務めじゃなかったんですか、それを23年にとすることはね、あなたは町民に対して公約でもないこの答申、答申、議決した、大事な町民に対してですよ、約束事をあなたは破ったんですよ、町長、そして23年にやりますって、それは町長誰も信じられないですよ、これ。

23年というたらもう次の人は、だからこれの説明会のときに私は何回も言ったはずですよ。これと紀北中学校の移転問題にしては、次の町長が決めるもんだから町長、だからあと町長選が終わってから、あなたがなった場合でも12月の議会に出したらいいじゃないかという、私は意見も言ってきた。なぜ9月なんだと。町長、その約束事をあなたは守らない。しかし、次に議会だね、1人表明しておる議員もおるけど、この人になったらするかわからん。5年以内という来年で1年でもやるかもわからんですよ、町長。ましてこの新庁舎のあれはですよ、皆現職議員が議決してつくったことでしょう、答申して、答申じゃない、合併協議会で決まったことなんですよ。それを守らない町長、あなたは何を言っても守らないことになるんじゃないですか。

そしてこのような基金をごまかしてみたいに上げてくる。本当にやる気があったら、最初紀北町長になった4年先から基金はもう5年以内だからやっていくのが当然でしょう。まだそ

れのあなたの言う移転が見えない、まだはっきり。そして23年にはやります。これは町長、町民に対するあなたの答弁じゃない。さきほど平野前者議員も言ったけど、まず町民に謝って済む問題じゃないと思う、私は。これは何よりも最優先してやるべきあなたの仕事だったでしょう。あなたは23年にやるというけど、次の町長が変わればですよ、1年でやるかわからん。実行するかわからん。それはそうでしょう、当時現職でおった議員もおるんですから、これに賛成しておるんですから。それをあなたは全員協議会で平和的な解決を、なんだと言ったけど、私はその平和的解決もわからん。町民を裏切っておいて、約束をしないで何が平和的だと私は思いますよ。

だからこういうような予算の上げ方をしないでくださいと、私は何回も言ってきた。それに対するこの重要課題の実行できなかったことにして、町長あなたどう思いますか。まして町長の任期は1期4年ということに対しては、あなたは必ず責任もって答えるべきであって、次の選挙終わった23年のことにはあなた答える義務ないですよ、これは。誰がなったって23年というのは、次になった町長は町民の合併協議会の議決を無視したことになりますよ。当然これはどんなことを説明してでも、次の町長の使命だと思えます。これはやはり町民に対しての紀北町長となつてのね、第一の責任の根拠をきちっと示さなあかんと思う、次には。それが紀北町初代町長としてのあなたの役割だったと思えますよ。それもあたかも自分とか都合悪かったら延ばす、これにまたあとで関連してくるけど、紀北中の移転に関しては、今度はこの土地を紀北中の移転に関して耐震だ、子どもを地震から守るために購入するんだと言ってですよ、あとで出てきた議題を先して、最初、現町長としての責務、職責の中でせんなんことをしないでですね、それはないですよ、こういう予算のあげ方は。もっと真摯にあなたは町長という、紀北町長、初代町長という職責、職務のですね、自覚を持ってほしいと思えます。私は。そこのところの答弁1点お願いします。

もう1点、そしてこの産廃訴訟に関してのこのあれですけどね、これはあなたのね、今回はこれには予算は違う予算であがってますけど、この産廃訴訟が必ず払いなさいとなったとき、あなたが仮に紀北町長でなくなったときの責任と責務をちゃんとここで、ちょっと町民の皆さんに答えて言ってほしいと思えます。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

前者の議員にもお答えしましたように、学校の耐震化というのは非常に大事な重要な問題

として浮かび上がってきましたし、それから尾鷲高校長島校が22年の3月末で廃校になるという時間的な問題もあります。ですから、中学校移転、学校耐震化というのは、そこに勉強する子どもたちや児童のですね、命がかかっておるわけです。私はそれが非常に大事であると判断をさせていただいたわけです。

11番 入江康仁議員

それは簡単でいいです。あとでまたありますから。この新庁舎のほうを重要に考える。

奥山始郎町長

もちろん、それと関連したもんですんで言わせていただきたいと思います。ですから、申し訳ないけれども、この新庁舎移転につきましては、1年間の猶予をいただきたいと、そういうことをお願いをしているわけでありまして、どうぞその辺をご理解をいただきたいと思っておりますし、産廃訴訟についてはちょっと議題から離れておるんで、別のところまでまた言うてください。はい。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そんなら町長ね、さきほど紀北中の移転に関してね、言われたんで、というてもこれちょっとあれだなあ、紀北中のは次にしょうか。そんならその移転に関してさ町長、その23年というのじゃなくて、やはりあなたはこれをね縮めて、来年きちっと守るようなその施策はもうないんですか、今の中で。そこをもう一度。だからその紀北中のその長校跡用地の取得じゃなくて、正規のきちんとした中の合併協議会の中でですよ、利便性を認めたということは長校を指していると思うんですよ。だから先に移転は1年延びてもしょうないと思うけど、土地の取得だけは先にやってたら、それだけでもあなたの職務と職責はきちんとして全うした説明できますよ。それをちょっと答弁ください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

長島校の用地の跡地の取得につきましては、閉校、廃校になってからですね、実施。これから水面下の交渉はさせていただきますけども、きちんと学生がいなくなってますね、表へ出てやるべきではないかと思っておりますし、県ご当局もそれが県議会にかけて諮って可決をいただいたうえで、きちんとして成立するもんですから、それは来年の6月ごろと踏んでます。で

すから、そこもどうぞご理解してください。そういうような事情がございます。用地についてはね、以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

ただいま町長ね、その廃校になってからと言われたけどね、もうこれは既成の事実です。もう皆知ってます。学生も知っておるんです。学生そのものは廃校になるのはわかるわね、もう。自分たち今最後のあれでありますから、生徒たちは。そういう中において私は言いたいのは、5年以内と決めたときに、今、県議会のその6月の議決要るとか、そういうことははっきり言って、それは県のほうの関連もあるでしょう。しかし、そういうことの実実はこの県も紀北町の流れは知っておるはずですよ。だからそれに関しては今から水面下のいろいろな話をやりながら、議決をいただいたときにガッーと動けるようにしていくのが、これは行政だと思うんですよ。

そしてその流れの中で、やはりそういう県の議会の議決ももらうまでに、紀北町町長として、県との交渉がいっぱいあります。やってそれがすんなり行くようなことをするのも、町長あなたなんですよ。紀北町初代町長としてのこれが大きなあなたの責務なんです。だから私はいつも言っているように、もういつも三役はここにおいて会議ばっかしておってどうするんだということも、私も言わせてもうてきた。しかし、そうじゃいかんのですよ。やはり私どももいろいろな知識とか経験というものは、どんな仕事でもそうです。出ばって行って、初めて話しながらいろんな知恵も授けてもらったり、また経験して覚えたりするところがあるんですよ、町長。だから町長のやっぱり2万人の、紀北町の町民の代表としての自覚をしっかり持っていただいて、とにかく23年と言うておらんと、あなたの口からやはり最後まで紀北町長初代町長としての守るんだと、5年以内に新庁舎がきちんとするように守るんだということを、あなたはここで言うべきだと思います、町長。それどう思いますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

私は23年と考える、熟慮の結果申し上げたのは、紀北町として中学校移転、それから本庁舎移転ということになると、事業費が非常に大きく膨らむ、それを将来にわたって返済していかなければならない、それから22年度のやっぱり一般的な事業もやっていかなきゃいけな

い、だから1年分散してやったほうが返済もやりやすくなっていく財政上の都合も考えたわけでありませう。

それから、ご指摘いただいたように、来年の3月末で廃校になりますけども、もう既に議員が指摘したように、今は県の教育委員会、それから次はですね、用地の交渉については総務部さんのほうへ交渉の窓口は移ります。もうすでにそれは動いておるんです。皆様にご報告はしてないけども動いております。どうぞご安心ください。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

ごめんなさい。くどいようですけども関連質疑です。と申しますのは、皆さんのおっしゃっておる意味はよくわかります。しかしなれど、町長のおっしゃっておる答弁を聞いてますとですね、非常に勘違いされておるのか、また知って言われておるのか、知って言われておるとするならばね、これは本当に詭弁としか思えないんです。

いいですか、熟慮のうえ町長は決めたとおっしゃる。23年ですか、じゃ17年1年かけてですね、何百人も寄ってたかって全議員22人かかって協議してきて、あのとき熟慮しなかったんですか。熟慮に熟慮を重ねて4年間でやったところ5年以内だったと思います。それで23年、来年から議員減るんですよ、4名。今22名、22名でこの17年に町民も交えて、代表者も交えて決めた、これ実現を見ずしてですね、議会を去っていかなあかん。いわゆる議決権がなくなってしまうんです。18名になってしまうんです。これは残念でならん。だから合併協議会、協定書で決めた、これはもう大きな約束事だと思います。この約束事をですね、町長は簡単に1年先延ばししてしまっただけで。熟慮の末というんであれば誰がなっても必ず5年以内には、これは実施するんだと言われた前隣町、今ここですけども、海山町の町長のおっしゃった言葉が今思い出しますけれどもね。私はその言葉も信じてました。しかし、自分とこの町の町長、元町長からこういう何らかの理由で変更というのはね、いわゆる約束事をたがえられているのは非常に納得できない。

それで、町長の答弁の中には、なぜ23年なのかというお話がございました。どういうことかと言うと、学校の耐震診断をしたところですね、非常に悪かった。だから子どもの命が大事だからそちらへ優先したんだと、ここの部分だけ聞けば非常に立派に聞こえます。しかし皆さん、17年に合併協議会で庁舎がここなんだと決めたときに、もうすでに中学校の耐震診

断、各小中学校の耐震診断耐力度のテストは2年前に15年に出てました。紀伊長島町ではですよ。

それできて、どうしても建て替えねばならんというのは紀北中学校と、もっと悪いのは東小学校です。それから6年かけて、いよいよ庁舎の移転を実施せなならんというときになってから、学校急ぐんだというのは、例えば15年からわかっておったとするならば、なぜ合併してすぐに学校に取りかからずに、この本庁であつたり長島の支所を手直しされたのか、不思議でならん。あのときになぜ学校からやらんのですかと僕が一般質問で町長にお尋ねした経緯がございました。ですから、これは明確に言っておきます。学校の建て替えは庁舎の話が出る以前から決まっておったということ、そしてそれとはまた別に庁舎の話が出たんです。それで安全性、経済性、利便性、将来性、発展性、すべてを皆さんで話し合った中で、長校がもし、やめられるようなことがあったら適地でないかと、それまで5年間をという話でした。

まず、それに間違いなんですか、町長。町長は勘違いしておるのだから、僕は課長に聞きたい。17年のときに学校の耐震診断できてませんでしたか、紀伊長島区は。東小学校が悪い、紀北中学校が建て替えありきじゃなかったんですか、課長は引き継ぎを受けておられると思うんで、課長にお尋ねいたします。町長が勘違いしておるということは、課長の報告が間違っておるやも知れん。17年に合併してからですよ、紀北中学校を建て替え、東小学校建て替えなんてわかったわけじゃないやろ、耐震診断して耐力度やったん、15年に。違いますか課長、こんな嘘の答弁してな、テレビ流されたら困るわ。俺ら議員何しておったということになるんよ。課長、ちょっと答えて。いや23年でも構わんさ、そやけども子どもの学校を理由に、そういう詭弁を言うなということ言うておる。課長に答えて、町長は間違うた認識持っておるんやから、いや、まず課長答えてみて、長島区の学校の耐震診断いつやったの。いや記録あるやろ課長、今の課長は知っておらなあかん、引き継ぎ受けておるのやから。でしよう、いやいろ私、今課長になったことやもんで、15年度の話知りませんでしたではとおりませんよ。やいやい言うて私どないするんやと、東小学校、紀北中学校とやったんやで。教育委員会か、建設も知っておるはずや、武岡ら持ってやったんやからあんだ、そうやろ、コア抜きしてボロボロやったんやから、合併してから調べたんじゃないんで、知っておるやろ、教育課長、俺教育課長に振る気なかったけど。課長答えて。

川端龍雄議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

ただいまの議員さんが言われましたとおり、紀伊長島区におきましては15年当時に小学校施設、56年以前の建物、小中学校におきましてはすべて耐震調査が終わっている状況でございました。以上です。

川端龍雄議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

だから、町長は23年やろが25年やろが、庁舎の移転をもうやめるんやって、構わんの。個人の話やから、そやけども町長として合併協議会の副会長しておって、隣町の町長とも約束したこと、そんなもの議員がおらへんところで約束してきたんやで、あんたら行って約束してきたんやろ、5年後て、それを当人から破る、それは構わんさ。そやけども大事な子どもの命をあずけておる学校にかづけてな、自分の約束守らんことを言わんといてほしいねん。違うかい、町長。私は町長に言うたはずや。紀北中学校どうするんや、東小学校どうするんですかと言うてん。現時点建て替えるのやったらどうしょう、移転するんやったら、それまでには統廃合の話もせなならん、こんな話したやん。そやけども合併してから海山区はまだ終わってないから、海山区が終わるまで待ってくれとな、自分とこの町だけ先やるわけにいかんから、海山の耐震診断をしたうえで、一番悪いとこやるのは両町平等にやるためです。だから納得したんや。

だから、学校からかかるんかなと思ったら、この庁舎、長島の庁舎から直すから、まず町長待って、その予算のときに、まず子どもの命が大事やから、学校からやりませんかと言うたら、いやいや役場には大事な書類あるもんでと、ポンポンとこっちへやったやん。それで5年後の約束を守らんならん今になってから、小中学校が大事やからというのはおかしいって、そんな要らん言い訳せんでもな、自分の都合で23年で言えばええや、こんなもの。これを議決するせんは私らの勝手やさかい。

だから、大事な子どもの学校をかづけて言わんといてほしいの。誰に聞いてもうてもわかる。そのときから議員しておる者やったら、だから東長島の場合よ、耐震診断が終わってあったと、やらずにおったから、今急ぐんだということをおっしゃってくださいよ。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その学校のことは、今議員が言われたように推移したのは事実です。つまり合併したあと
のですね、耐震化診断、耐震診断は17年以後のことで、全町的にわかったわけです。

それから庁舎を補強したのは、あれは補助金で1年間の限定がありまして、それは両庁の
総合支所と本庁舎に使うしかなかったという、何か誤解を受けますけれども、そういう事
情がありました。

それから、結局、全町的に考えて、一番弱い危険なところが相賀小学校の改築ということ
になりました。それ以後、国の診断の基準がですね、少し変わってまいりまして、東小学校
も補強でもOKできるようになったわけです。その辺はご理解をいただきたいと思います。
私もそれは学校教育委員会の人たちはよく知っておるんで、私より詳しいから説明してい
たきますけれども、そのことが1つの理由になっております。ただ、子どもたちの命だけを
言っているわけで、しかし、命が一番大事でしょうね、これは東議員におかれてもこれはわ
かっていたかと思っております。以上です。

川端龍雄議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

だから詭弁やという町長、僕の言うておるのは海山のこと言うておらへん。長島区はす
でに15年に終わっておったでしょう。そのときには自立論をおっしゃっておった町長が、2
年間かけて合併するまで長島区の学校のことを何にもせんだから、合併してから海山の耐震
診断するの待たざるを得んかった、そういうことなんや。だから認めてほしいのは、長島は
すでに建て替えありきで決まっておったのが2校あった。それで国の指示で、町長は今、東
小補強でよくなったという、絶対変わっておらへん。

そなんあるんやったら、課長ここへ出してみい、国の基準が何でそなん出てきたのか、
それは時間がないからな、やむを得んもんでそうやってやろうということでしょう。コア抜
きして見ておるのやで、僕はな。生コン学会、セメント学会の先生にも来てもうて僕も見て
もろたん。NPOのメンバーでも全部出席してあれ見ておるの、どこを補強したらええって
国が言うた。これが嘘やったらえらいことや、町長。そんなことでごまかしてな、金があっ
たもんで庁舎直したったんや、今度はこのときにページめくったら紀北中学校の予算出てく
る。学校やで認めるさ、認めざるを得んやろ。そやけどその上にまた覆いかぶさって庁舎や、
順次はバラバラ、言うておることバラバラ、どうやってこれ認めていったらいいのかわから
ん。

だから言うておくよ、2点大事なことは、東小学校は補強でしなさいなんて、国も県も絶対言うておらへん。これだけはっきり言うておく町長。うちの課長もそんなこと言うておらへん。町長が誰から聞いてそんなこと言うておるのか聞きたいよ。出してみい、その数字を見たるさかいに。最も悪かったん東小学校は、ただ僕は相賀小学校が先になり、僕はあのと喜んで賛成しました。数字的に悪かったから、当然だと思います。2年間自分とこの町の方向性を示せんだから、新しい町になったんだから新しい町としてどこを最優先すべきか、考えるのは当然だと思いましたが、相賀小学校に何にも異論を挟みませんでした。もっと良くしてやってほしい、太陽光発電もやってほしい、こういう意見を申しましたがね。

だから1つは東小学校は補強でええなんて誰も言うておらへん。それが1つ。そして金が余ったから庁舎を直した。金があったってそなん使わんだらいいん。本庁を移す気なら。私は今のやり方見ておったら、本庁なんて移す気がないんやと思うよ。そやろ、本庁移すんやという、ひょっとして長島高校跡地が空いたらという約束したわけ。この問題が解決せんとそのうち紀北中学校持っていくんや、ええよ紀北中持っていくのは私は大賛成、まだ東小学校も持ってきたらええと思うておる。しかし、それをするならばその前にやったこの約束をどうするのやという話し合いせないかん。だから今回はそれは言わへんけども、一般質問で言おうと思うておるもんで、そやから東小学校はって言うたのは、嘘って課長訂正せなあかん。

あんたまで数字が変わってん。国の基準金額が変わったんやで、俺は国まで行ってくるよ。県まで行ってこの予算頼んできたんやで、耐震補強の耐力度の、うちは一番先にやったんやから長島のときに、そうやろ、今更数字が変わるって、そんな馬鹿なことあるもんか、そんな誰も知らんと思うて嘘言うたらあかん。それは今までグラグラしたおったもんで、早せんかとせったかれたの、できんのやったらこう補強でもしなさいと、子どもの命があんのやから、ええか崩れてくるから早うせんか、建て替えせんかと国から言われておったの、何にもせんと思ておるもんで、国のほうがしびれ切らして、それじゃ子どもが危ないやないかと、いつ地震が来るかわからんから、とりあえず補強でもせんかと言われた。

そういうことやろ。全然言うておることが違うんやから、わかった。だから議員も腹据えて、この2,000万円の基金、これは何も書いてない。本庁で書いてないんやで、それは構わんわ。その次に紀北中学校も出てくるんやで、紀北中学校の予算を認めるということは、もう本庁なしやぞもうこれは。何にも議論してないんやで、私はそう思うな。まずその2つだけ答えて。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

東小学校とか、合併前の旧町の耐震診断はできてましたけれども、旧町の財政もそれは大変厳しいものがありまして、特例債はもちろんないわな、合併してないんですから。だから過疎債が一番大きな有利な起債やと思うけども、そこまで踏み切る余裕は私にはなかったんです。それは申し訳ないと思っておりますけれども、そういう事情があって、その旧町の耐震化、あるいは改築ができませんでした。

それともう1つは、その次もう一回確かめますが、本庁舎ですか。

1番 東篤布議員

小学校は建て替えせんでええて国が言うたと町長が言うもんで、そんなこと。県も国も言うわけないよ。

奥山始郎町長

じゃ、課長に答えさせます。

川端龍雄議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

すみません。さきほどの議員さん言われた件でございますけれども、この20年度の改正によりまして、地震防災対策特別措置法の改正に伴いまして、今まで従来でしたら、建物の補強関係、耐震化につきましてはそれぞれ耐力度等によりまして、危険改築、建て替えということで進められておりました。ところがやはりそれでは非常に財政的に負担がかかるということもございまして、その耐震診断の普及とか耐震補強技術の進展に伴いまして、その限られた予算の中で緊急の課題である耐震を進めるということで、補強事業による耐震化を進めるという、そういう方針に変わってきたということでございます。

ただ、やはり改築ですと費用がかかるという、そうしますと、耐震化が非常に遅れるということもございまして、補強を中心に考えて、早く耐震化を図りなさいと、そういうような形に変わってきたということでございます。基準的にはやはり今までどおり耐力度調査、IS値の数値とか、やはり改築事業というのもございまして、ただ、早く耐震化を図るためには、補強もしたるよって考えなさいという、そういうさきほど議員さんが言われたとおりのことでございます。

川端龍雄議長

3回しておるもんで、簡潔にひとつ。

1番 東篤布議員

国が予算やる、建て替えよと言われておったやけど、こっちがやらへんもんで、国も予算なくなってきたんもんで、もうこれからやらへんよと、補助やらんよと、そういうことやな、課長。あんたらが早うやらんもんで、せっかく国がやるというった予算ももらえんようになった。という予算というよりは、もう建て替えせんでええようになってった。こういうこと。それで、当初こんな話があったんや。合併特例債使えるのかというたら、いや特例債使えへんのやと最初言いよったんや。今使えるやん。それは変わった。だらだら遅い決断しておるから皆変わってくるんや、こうやってして、この問題は一般質問でやります。議長迷惑かけました。失礼。

川端龍雄議長

ほかに質問、3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

18ページをお願いします。志子保育所の管理事業費の増60万 5,000円なんですけれども、事業委託料となっておりますけれども、これの詳しい説明をお願いいたします。説明の中にはありませんでしたので。

そしてもう1件、その保健衛生費でがん検診の事業費の増が 356万 6,000円、全部国の支出金、全額国の支出金となっております。これもバラマキの1つだと思っておりますけれども、子宮がん、乳がん検診につきましては昨年度から2年に一遍の検診になってしまってますね、大変不自由、早期発見には逆行してしまったと思うんですけど、国の方針が。そして町もそのとおりだったんですが、今回も女性特有のがん検診について受診促進を図るとともに、早期発見という言葉が入っておりますけれども、これは国の方針が変わって無料ですっきりしてくれるものなのかどうか、お尋ねいたします。

川端龍雄議長

五味福祉保健課長。

五味啓福祉保健課長

お答えします。まず志子保育所の件でございますけれども、志子保育所の件につきましてですね、既存の電気食器消毒保管器が修繕不能になったということで、急きょ、委託料から備品購入費へですね、流用をしまして対応してですね、購入しました。そのためですね、現在

委託料が不足しておるといふことで、その委託料から増額したものによる減額をですね、今回の補正で増額して、元の予算額に戻すといふふうな処置をとっております。

それとですね、2点目のがん検診のことなんですけども、この事業の目的につきましてはですね、特定の年齢に達した女性に対してですね、子宮頸がんと乳がんに関する健康手帳等を送付しまして、女性特有のがん検診における受診の促進を図るとともにですね、早期発見と健康意識の普及とですね、啓発、それで健康増進を図るといふ事業でございます、対象となるものはですね、対象者はですね、子宮がん検診につきましては20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、乳がんにつきましては40歳、45歳、50歳、55歳、60歳といふことで、5歳おきの単位でございますけども、これ検診費用につきましてはですね、無料となるクーポン券と、そのほかですね、検診手帳を交付する事業でございます。

それとですね、議員おっしゃることは2年に1回といふふうなことですね、国の方針は変わったんかといふふうなことなんですけども、国の方針とですね、町の方針もですね、2年に1回の受診は変わっておりません。そのためにですね、この事業をやることによってですね、2年連続受診される方も出てくると思いますけども、町としてはですね、1回でも余分に、2年連続受けていくといふことなんですけども、とにかく3年連続してですね、未受診の方ができるだけなくなるように手帳にですね、配られる手帳に次の受診日を書きましてですね、交付したいとこのように考えております。以上でございます。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

志子保育所の事業費につきましてはですね、委託料と言いながら食器の消毒の機械が故障したので、新しいものを買ったといふことなんですけれども、ちょっとやはりその委託料といふところが、元に戻すといふことなんですけども、ちょっと納得がいかないんですけれども、これ食品購入で備品とかそういうものに入るのではないかなと思います、もう一度。

そして食器の消毒器というのは、食器洗い器とかそういうものとは違うんですね。志子保育園は園児の数も少ないと思うんですが、どうしてもこの食器消毒器がですね、必要だったのかどうか。3名とか4名とかいふ話も聞いておりますけれども、60万5,000円というような高級な品物がどうしても必要だったのかどうか、ほかに代わるものも少数の場合ですね、あったのではないかなと思うんですが、そのところをどのように検討されたのかどうかといふことと。

そして検診につきましてはですね、元の2年に一遍の検診は変わらずに、今回のそれも無料ということで、2年連続の方もあるわけで、ちょっと納得がいかない。本当に早期発見するんでしたら、やはり毎年することが望ましいと思うんですが、今回、そういう対象のものだということがわかりました。そして子宮がん検診については20歳から40歳までの5年期間、そして乳がん検診については40歳から60歳までの年配の方、その分けた理由というのがやはり子宮がん検診でも5年刻みにすべての人が対象に、5年おきでも無料の件になっても私は不思議ではないと思うんですが、国の方針でこう分かれた理由をお聞きしたいのと。

今回の検診でですね、356万6,000円なんですけど、2年に一遍の普通の今までの検診の20年度の予算はいくらだったのか、もちろん自己負担もありますし、合併前までは500円だったんですけど、2年になり、それも1,000円になっているわけなんですけど、そこら辺との差というのはですか、今回の検診は歓迎すべきであることはあるんですが、やはり今の制度との整合性というのが理解できませんので、詳しい説明をお願いいたします。

川端龍雄議長

五味福祉保健課長。

五味啓福祉保健課長

1点目のですね、志子保育所の件なんですけども、夏ということですね、大変、今いろいろと殺菌とかいうふうなことですね、必要ということですね、とにかく修繕が、49年に購入したということですね、かなり35年経っておるとということですね、修繕ができないかというふうなことを申しましたんですけども、これは会社のほうに聞きましてですね、できないということで、どないしても児童の安全、幼児の安全を考えるとですね、必要ということで、給食をやっております関係上ですね、毎日食器を洗ってというふうな、衛生上も特にそうなんですけども、そこら辺で、急きょ、対応させていただきましたということです。

それとですね、予算のほうなんですけど、予算の手法なんですけども、これはですね、流用先へ補正するのじゃなしに、流用元の不足分を補正予算する、それで上げるというふうなことはですね、これは合併時に統一したというふう聞いております。両町が同じ手法、別々な手法でございましたので、統一したというふうなことを聞いております。

それとですね、がん検診のことなんですけども、がん検診につきましては今ですね乳がん、子宮がんは、個人の方はですね、検診で受診していただくと1,000円の負担をしていただいておりますということで、今回ですね、クーポン券につきましてもですね、その1,000円の個人負担金を補助するというふうなことでやっております。

それとですね、整合性はとれんのじゃないかというふうなことでございますけども、今回、議員もご承知のとおりですね、経済対策のあれで国のほうからもそういうふうなことですね、指示がまいてますのでですね、そのような対応をさせていただいておるところでございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

1つ答弁が抜けてましたので、がん検診、乳がん検診の年間の予算ですね、2回目の質疑の中でお尋ねしたんですけど、答弁がありませんでしたので。

川端龍雄議長

そのほかに質疑ありませんか。一緒にしてください。もうないですか。

3番 近澤チヅル議員

はい、3回目の質疑をします。課長の財政流用ではないということなんですけれども、課長の専門的な財政のほうでよりわかりやすく説明をちょっとお願いしたいんですけれども、この件につきましては、財政のほうで、ちょっとわかりにくかったもんですから。

そして検診につきましてはですね、その全体の予算との今回の関係を知りたいのと同時にですね、この無料の検診をするにあたって、やっぱりそれをするにはいろんな条件が付いてということではないと思うんですけれども、より検診を促進するために市町村は休日や早朝、夜間における検診の実施などを、その受診促進のために進めるべきだというような留意事項もありますが、今回のこのクーポン券発券で、通常の検診は平日の昼間だと思うのですが、このようなこともするのかどうか、最後にお尋ねいたします。

川端龍雄議長

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

それじゃあ予算の流用のことについて説明させていただきます。予算の流用なんですけども、本来はやはり流用はですね、緊急やむを得ない場合だけの流用は認めておられまして、その中でですね、今回も志子の保育所の園児の安全・安心を考えまして、今回流用を認めたわけでありまして。その中でですね、流用と言いますのは予算の措置ということになりますので、その備品購入費が不足してましたので、委託料からですね、これは認められておる流用

でありますので流用してですね、そこでその予算が成立したわけです、形としては。そこで備品の購入が行われるような形になりましたので、そこで一応備品の支出伺いがですね、あがってきまして、そこで成立しております。

それで今回ですね、委託料を補正したのは流用戻しじゃなしにですね、委託料から備品のほうへむいて流用したものですから、委託料のほうが不足しておりましたので、委託料のほうへむいて補正をかけるものでございます。

あともう1つですね、合併してから同じような問題が起こりまして、その場合もですね、今回のような措置をとらせておりますので、そのときにも同じような措置をさせていただきました。

川端龍雄議長

課長、終わったら以上ですと言ってくださいね。終わった場合、そういうのでわからんから。

はい、五味福祉保健課長。

川端龍雄議長

五味福祉保健課長。

五味啓福祉保健課長

お答えします。当初の予算なんですけども、がん検診につきましてはですね、当初予算額は1,050万円でございます。それとですね、もう1つの夜間のほうの診療は受診はしてないかということなんですけども、今のところですね、検診につきましては集団検診と、病院のほうで個別検診をしていただいておりますけども、病院の受診時間内になるということでございます。

川端龍雄議長

課長、終わったら以上ですと何か言うて、それから着席してください。座ったり立ったりしてもうたらわからん、どこまでお答えか。

川端龍雄議長

ほかにも質疑あるそうなんですけど、ちょっとテープの入れ替えしますので、ここで暫時休憩します。4時から再開いたします。

(午後 3時 35分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午後 4時 00分)

川端龍雄議長

さきほどの15ページの議会費から、22ページの商工費までの質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

19番 奥村武生君。

19番 奥村武生議員

できるだけ回答がしやすいようにですね、具体的にお話をしますので、ゆっくりと回答をお願いしたいと思います。20ページの第5款林業費の件について、この200万円の内訳ですけども、この林道栃山木組線舗装事業債の増、林道それから次の名丸線というの、それから林道ジャグラ谷線、林道林ノ谷線舗装事業債の増となっておりますわけですが、これはあれですかね、林道をつくったあとの舗装をするということであって、それでもかなり進んでおるといふことなの、推測するところによるともう一定限進んで、その延長を舗装するということなのかと思うのやけど、その点はどうか。

それから、これはどこからどこまでのなのか、それからどこの山か、そしてこの管理は、その林道をつくった場合の管理はですね、普通は町がしたり森林組合がしたりという場合があるみたいですけども、つくったあとの管理はどこが行うのか。

それから、舗装は必要なのか、それから今回の場合も含めてですね、さまざまな補助基準があると思うんですけども、その補助基準がいくつかに分かれると思うんやけども、その山の持主の負担とか、あるいは県、国の負担とか、町の負担とか、そういうふうなことをわかるようにちょっとこの問題を通して説明をお願いしたい。

というのはですね、この林道の問題については私はあまり環境資源と海のことと川のこと

ばっかやっているもんですから、ここまでは突っ込んでなかったわけですけども、その林道をつくったことについて、小さなその山の持っている人なんかからも、割とこう不満を持っててですね、それで私に対しても、議員に対してもいろいろ不満をぶつけられる方も多々あるもんですから、この際、その林道の仕組みというものを、つくる場合の仕組みというものをですね、この問題を通してつぶさにちょっとゆっくりと、中村さん言葉が早いからわかりにくいんですけども、ゆっくりとわかるように説明をしていただきたいと思うわけです。

それから、人によってはですね、林業家によっては自分ところでショベルカーを買ってですね、林道をつくっておる方もいるわけですよ。その辺のバランスの問題で町はどのように考えているのかと、果して町は負担すべき性格のものか、したほうがええのか、あるいはこれ個人でやってもらわなくちゃならん、やるべきやと思うようなその辺の線も引いてるのかどうか。

それから、聞いたところによると平成16年の大雨のときに、舗装だけ残って中が、舗装の下の部分が抜けてグシャグシャになっていると、そうなった場合に大雨で崩れた場合に、その舗装した部分のですね、補修がこれ大変なことになるんですよ。大変な費用がかかるわけですよ。そういった場合の補修はそしたらこれどこがやるのかと、そういう場合の。

あるいはもう1つは、全国的に林道そのものが環境森林に与える影響が良くないと、したがって、その林道をつくる場合には専門家も大学の、九州大学だと思いましたが、専門家を入れてこの林道はどのようにしたら災害が起こらんか、そしてつくったあとのその保全是どうするのかというようなことまで研究を進めているところがあるわけなんです。九州でこの間テレビに出ました。町としては金をいくつかの関係で仕事かかる以上ですね、私はそこまでやらないかと思うんですけども、その辺についてどうか、今言ったことつぶさに全部答えてください。メモしてあると思いますので。

川端龍雄議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

お答えいたします。議員おっしゃられるように、ちょっとゆっくり説明させていただきます。美しい森林づくり基盤整備交付金事業ということで、20ページお願いします。こちらに5,296万円という数字があります。この中には下のほうに21ページに886万円というのがあります。美しい森林づくり基盤整備交付金というのがあります。これと合計で5,296万円になっておりますが、この差し引きした4,410万円、これが4路線の町管理の舗装の分でご

ざいます。

町におきましては、林道は46路線、森林組合においては62路線の管理をしております。今回の4路線につきましては、海山区におきまして、柘山木組線においては250m、名丸線におきましては937m、長島区のジャグラ谷線では480m、林ノ谷線では345mの舗装を実施する予定であります。この4箇所でございますが、柘山木組線におきましては去年の豪雨においても災害が発生しました。また林ノ谷におきましては16年災においてもかなりの被害があったということで、今回ですね、この上のほうで間伐促進の計画があります。よって利用区域において本路線が未舗装であるということで、いろんな面で被害、被災があるということで、今回ですね、この4路線を先行したわけでございます。財源的にはこの50%が国の補助でありまして、あと残りの50%、町費の90%が交付金の対象となっております。よって町費の負担としては5%となっております。

また、災害等が起こった場合ですね、修理維持、補修につきましては町の管理としては町で財源を入れるわけですが、森林組合等につきましては県への要望とか、また町の補助を2分の1程度助成するというので、工事を行って修復をかけていただいております。あと、この町の46箇所の林道につきましては、当然町が管理しておると、あとの62につきましては森林組合が管理を行っております。誰の山かというのはこの4路線でちょっと今手元に資料がございません。申し訳ないです。

舗装が必要かということですが、やはり大雨等においてはやはり土道というか、舗装がないことによって災害が発生する可能性が高いと、また横断溝ですかね、林道の中に横断溝を入れることによって、水の捌けが良くなるということで、今回の場合は舗装を助成させていただきました。

林道をつくるための仕組みということですが、林道につきましては森林組合からの新設等の要望があれば検討していくということで、最近、新しい林道については町のほうへは申し出がありません。以上です。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

わかりにくい部分があったんですけども、結局、町の路線が46路線で、森林組合が62路線と、それで災害復旧等については、これはその46路線の町のものについては町が行うと、それで森林組合の行っている62路線については、最終的には10分の1程度町が行うと、10分1

で町が行うと、それでその災害が発生する可能性があるもので、舗装するということですね。それでその持主についてはわからんと、あと山の持主の方の負担というのはどうなんですか、負担率というのは。

川端龍雄議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

お答えいたします。町につきましては林道開設については受益者負担はありません。森林組合につきましては受益者負担というのが必要だと聞いております。以上です。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

その町の受益者負担というのは、町の林道ということで解釈していいわけやね、林道。いわゆる個人の持主の山の側面を林道をつくと、それでつくったあとはこれはその森林組合の管理になる場合もあるし、町の管理になる場合もある。町の管理になる場合については、その町道というふうな形になるわけやね、あなたの説明では。

私は例えばさきほど言ったように、今のこともう一回答えてほしいということ、受益者負担の問題について、それからさきほど言ったようにですね、これは全国を見渡した場合に、町が金を出さずにですね、林業家と国とか県とか予算をとって、あるいは個人がショベルカーを買ってやっておるところもかなりあるわけなんですよ。それでなおかつ林道つくった場合については、そのつくる場合については、さきほども言いましたようにですね、ここに林道走らせて将来災害が起きるのかどうかということも、十分研究してやっているところ、十分研究をしないと、本来はもうこれは、これからはやってはならないと僕は思います。そういうことは町はまだやってないというふうに思うけども。

それから、その16年秋のようにですね、アスファルトの道が残ったは下が抜けたあと、そういうふうに災害を起こさないためにやるというけども、事実上16年の秋、あるいは大雨の秋で、かつて今まで随分こう災害が起っておるじゃないですか、そういうことを勘案しないでですね、何でもかんでも県や国から言う、あるいは森林組合から言うてきたという形でですね、これは舗装しておったら町の予算なんてもたんのじゃないですか、国の予算やって。これはこのプロジェクトチームをつくってでもですね、ここに林道つくるべきか、災害には全く関係ないかということも十分考えてやるべきではないですか。

例えば、言ってはならないこともわからんけど、賀田のかつての昭和30何年の賀田のときでも、林道つくったためにという人もおったわけです。あの大津波についても。これから大雨がたくさん来る時代においてですね、林道についてもこれは十分こう慎重に大学の専門家も入れてつくっていかんと、これは将来的には山津波を生んだりすることになるんじゃないですか。前者の問題は中村課長で、後者の今の私の慎重に林道をつくるべきやということについては、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

川端龍雄議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

1点の受益者負担でございますが、町が政策的につくる場合については、個人負担はございません。しかし、やはりさきほど言いましたように、森林組合の場合については受益者負担をとっているということで、それと林道をつくるにあたってなんですけども、やはりこの紀州においては大雨がある。また急峻であるというようなことも配慮して、林道をつくるべきだと思いますけども、最近、町においては林道の新設というのは今のところございません。以上です。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

奥村議員がいろいろ林道のつくったあとの影響とか、つくる前ですね、環境調査等については、私もそのことはまだ覚えがないわけなんですけど、これからの林道としてはそこまで考えるべきかも知れませんね。それはこれからの山と林道との環境の一体的な勉強が必要であるのではないかと思います。以上です。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

20番 東清剛君。

20番 東清剛議員

ちょっとね、今の件で私質問しないつもりだったんですけど、林道に関してのね、ちょっと認識がちょっと違うんじゃないかな、林道は何ですか、この地域はそもそもは何ですか。90%近くが森林なんですよ。そしてこれは生産林なんですよ、今やっている林道。環境林の問題じゃないんですよ。ですから、林道つくらんと経費かけてね、林業潰してしまうん

ですか、となるわけですよ、林道。だから採択基準にしてももう少し、今、町道でっていう意味わかるけど、林道の場合は当然、町でやるのは長島の場合はあまりなかったと思うんですけども、それぞれ所有者が何人かいないと開設はできなかった。それはもう当然森林所有者の方はね、了解して、それで始めて、そしてその当時からも政策的な町道以外は負担金をとっていたはずなんです。それで皆さんやっぱり所有者の方は、皆それなりの負担をしながらね、自分たちの森林で生産された、それこそ尾鷲桧ですよ。それをいかにね、市場に持ってくるかって、そうじゃないとあれですよ、この地域尾鷲桧で随分私もね見方を、国交省には変えていただきました。用対連にね。評価が低いものに対してね、もっと負担を強いるのかとなります。

だから搬出コストがかからないようなためにするのが、今の林道ですよ。ですから、水産、農業、林業あります。この中で一番面積が多いのは林業なんです。それで今後見直されるのは、やっぱり環境問題、炭酸ガスの吸収源にしてもね、片や、これ手入れしなかったらね、それこそ炭酸ガス吸収しなくなるんですよ。やはりいかに森林に親しむべきものにするためには、やっぱり林道開設があって、それこそ1時間も2時間もかかっていくような山に行くのと、それは林道で車で行けばね、自分とこの所有林がある。そういうところもやっぱり手入れはしやすいわけですよ。

ですから、それはいろいろ問題ありますよ。だからそれは設計の段階で災害に強いような林道をつくるということですね。もう1つはこれやっぱり舗装がどうのこうのて、やはり維持管理のことを考えればね、当然林道は急勾配ですよ。横断勾配よりも縦断勾配のほうがきついですよ。どうしても水は縦に流れるわけですよ。そうなってくるとやっぱり表面が荒れないように、維持管理ができるように、それで長く。やっぱり皆さん大事にしていますよ。森林所有者の方は。その辺の事情をよく把握してね、今後やっぱり林道の開設にしても、林道じゃなしに、今は作業道が主体ですよ。だからこれはいい事業でね、三重の美しい森林づくり、多分森づくりと呼んでないですか、森でしょう。ずっと森条例というのをつくったと思うんですよ、三重県もね。

だから、美しい森林づくりじゃなしに、美しい森づくり基盤整備事業という格好での理解でいいと思うんですけどもね。ですから、これは国が、それはもうこんだけ荒れ放題の森林に対してのね、いかに手を差し伸べようかというあれが交付金が出たわけですから、補助金。是非ともこれを活用して今後のやっぱり森林の保全のために、活かしていかないかん。

それともう1つは、需要拡大をしてね、材木の、特に桧の、それでやっぱり生産材価格を

上げるように維持をしないと、この地域はまず後悔します。

川端龍雄議長

議員さん、議案に、中身のほうで。

20番 東清剛議員

そういうことですから、その辺のことをどのように考えているか、町長のお考えをお伺いいたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ご趣旨はよくわかりました。林道は森林のいろんな作業ありますね。間伐もあれば運搬もある、搬出もある、そういうことにとって非常に不可欠なものであるということを、認識しております。以上です。

川端龍雄議長

よろしいですか。

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

次に、23ページの土木費から 35ページの給与費明細書までの質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

お尋ねします。24ページの土木費公園費ですね。都市公園等一体整備促進事業負担金 275万円ということは、これは10分の1負担ですから30分の3か、同じことですが、2,750万円の事業ということになりますけども、どの地区のどんな事業ですか、お尋ねします。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。公園の事業につきましては、今回の補正でですね、145万円の補正をあげてございますけども、実は当初予算の中でですね、熊野灘レク都市公園事業ということ

で計上してございました 1,130万円の負担でございます。この中にですね、今回補正であげております都市公園一体整備事業も含まれておりまして、今回、これらを精査して区分けしたものでございます。今回の補正に上げて計上してございますのは、城ノ浜園路の落石防止対策、また萩原台公園のトイレの老朽化対策、またバリアフリー化対策にかかる設計費でございます。

さらに、古瀬川プールの県営プールの時計の設置が今回補正にかかるものでございまして、当初におきましては同じくプールの舗装、またコテージの修繕等が計上されてございましたけれども、今回の補正に関してはさきほど申し上げました3点でございます。以上です。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

城ノ浜の園路って、いわゆる県道の部分ですね。じゃなしに、県道部分じゃなしに、多田ヶ瀬山居線でしょう、基本的には。そこはまた違うところ、これ。どこなんかちょっと教えてほしいのと、県営プールの時計ね、あれは日本水連の公認は現在も取り続けてますか。あれ3年に一回の更新だったと思うけども、あれは高額な県内には3箇所ぐらいしかないと思うけども。

それとですね、また未完成だと思うんですが、うちも負担金出しておるはずやけども、片上池のね何と言うのやろ北側になるんかいな、トイレのようなものができておるでしょう。あれトイレなんでしょうけども、一体あのデザインはどこどこが協議して、どこがつくったんですか、つくりつつあるんかな。供用開始してないんです、あれは。だから完成してないんです。お答えください。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まず園路でございますけれども、城ノ浜海岸のですね、左側といいますか、釣り堀がございますね。釣り堀までに至る園路がございまして、その園路に落石が最近起こりまして、その安全対策の費用でございます。右です。沖に向かって右ですね。

それと時計でございますけども、これはその記録等を計測するものではなくですね、広くプール利用者に時間を知らせるというものでございます。プールの開設時にはあったようでございますけれども、それが現在故障してなくなっておるということで、それを新たに付け

るというものでございます。

それと片上地区の公園のトイレでございますけども、今、議員が言われましたように、現在まだ供用開始しておりません。したがって、トイレは完成しておりますけれども、この園地の供用開始とあわせてトイレも供用開始されるということで、この事業につきましては県の事業でございますので、県が設計して発注したというものでございます。以上です。

6番 北村博司議員

日本水連の公認はとっておるん。

川端龍雄議長

質疑やね、山本建設課長。

山本善久建設課長

すみません。ちょっと答弁もれました。その点についてはちょっと把握してございません。申し訳ございません。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

あれね日本水連の公認料というのは、確か50万円するんですよ。それで取っているのではないかと思うけども三セク、つまり町は出資しておるんですから、把握しておいてください。あれ県内に3箇所ぐらいしかないはずや。日本水連の公認50メートルプールというの、大事なことで皆さんあまりご存じない。

それと、ああいうトイレなんでしょうけど、あんなデザインを町は許可したらあかんですよ。1割出しておるんでしょう。あそこは鳥獣保護区であって水鳥の監視台を今度つくりますね。本年度予算に負担金出してますね、水鳥を集めようかというときに、何であんな背の高いトイレつくるんですか。あなた方があれに同意の判を押しておるんだったら、同意しておるのだったら以ての外ですよ。もう最悪のデザインですから、議会でそう言われたって県へきちんと言うておいてください。よろしい。伝えるとちゃんと言うのやったら、あなたの見解聞かせてください。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まずトイレの設計に関して、町のほうでそれを認めておるかというこ

とでございますけれども、そういう設計に関してはプランというのは示されてございますけれども、それに対して町のほうでですね、認めるだとか同意するだとかいう回答はいたしておりません。以上です。

私の見解ということでございますけれども、すみません、私、さほど違和感がないのではないかというふうに感じております。以上です。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

7番 玉津充君。

7番 玉津充君議員

失礼しました。番号間違いました。7番玉津です。29ページの地方債残高について伺います。地方債残高のですね、合計なんですが、前年度のこれ19年度末ですね。132億4,300万円、そして前年20年度末が122億6,700万円、この19年度と20年度の間でですね、9億7,500万円、残高が減少しておるわけです。私聞きたいのはですね、今年度の見込み額、これが123億1,000万円で、前年度と比べますと4,300万円増加する見込みになってます。それで当町はですね、平成18年度から5年間の財政健全化計画というのを出しておるはずですね。これに対してこの辺の残高の状況というのは、その中長期の計画として比較してどうなのかということをお教えください。

川端龍雄議長

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

今回ですね、21年度中に若干起債の額が増えております。やはりですね、相賀小学校耐震化事業等いろいろ事業がありまして、その関係で合併特例債の利用等ありまして、増えております。財政計画と比較しますとですね、19年度、20年度、21年度末も含めてですね、財政計画を下回るというのですか、良いような結果を得られております。これまで皆さんの協力をもってですね、やってきたお陰だと感じております。以上です。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充君議員

今、説明受けたわけなんです、健全化計画ではですね、年々の目標は、年々こう右肩下がりになっておりまして、紀北町になってからですね、今まで3年間こう、着実にその右肩

下がりて減少してきておるわけですね。町長の4年間ということて最終の年度が今年度という形になるわけなんです、ここてですね、せつかくずっと下げてきたことが、この年度てですね、上がってしまうというのは非常に残念なことだというふうて思うわけなんです、わずかと言えはですね、4千数百万円のことで。残り6ヵ月あるわけてすよね。その辺のことでこの数値てですね、下げるという努力、これをされるのかどうか、その辺町長の姿勢を教えてください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

起債残高を下げていくというのて、いろいろな要因が必要だと思てますが、今は時代的に要請されておてます学校耐震化とか、それから改築も含めて避けられない当町の状況もあてります。それは必要な事業としてこれはやるべきはやって、そのうえでですね、行財政改革を遂行すべきであると思てますが、これは努力をしなければいけないと思てます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はござてませんか。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

26ページの款の教育費、中学校費のさきほどの新庁舎に關しての關連になてりますけど、あてときは新庁舎ということの重きを置いての質問でござてました。今回はですね、この中学校移転事業費の増の550万円、これに對してはどうしても私は認めることはできないてすね。それで町長の明解な答弁をいたてきたい。

ただいま前者議員、玉津議員から今財政の経緯を聞かされたときにてすね、町長はいろいろな流れの中で財政の流れの中で、致し方ないと増えてくるのは。それだてたら最初から言てているように町長、ただあなたは初代紀北町の町長として、この4年間にやるべきことをやらないて、先送りをしてきただけて計画じゃないてすか。当然増えていくのは当たり前てすよ。だから今回のこの紀北中の事業のあれもてすね、移転ということてあなたは決めたようにしててるけど、やはりこれは私は以前から紀北中は移転じゃなくて改築だと、私は言てきたつもりてすよ。そうして紀北町の生徒数に合せて、赤羽中との統合も考え、そしてコンパクトでもいいから、生徒たちが本当の学べる環境の中で改築を合せてやって、そしてその改築にあてるにして仮校舎として長校跡を使うんだてたらいいけど、ただ移転の中

では私は駄目だという意見をずっと言ってきました。

その中で、あなたは財政財政というような形の中です、もう予算の要ることに対してはどんなことでも財政が苦しい苦しい、県下の中で下から2番目だ3番目だと言ってきた。そしてある程度抑えながらも来たけど、また一気にバーとまた増えてくる。これ当たり前のことです。ただ先送りしておっただけでしょう、町長。

そしてさきほど1番議員も言ったように、これ今、相賀小でもうそうです。新庁舎の用地は紀北中の移転に絡んで詭弁で変えようとしている。しかし、財源は何だって言ったら合併特例債を主にやっているじゃないですか。それだったらなぜ今、子どもの教育、その命が大事だと、あなたはさっき答弁で言った。一番大事なのは命だと。命だというのだったら町長、何でそのすぐに特例債使うてまででもですよ、さきほど15年からでしょう、この耐震のもうあれはやってたのは、紀伊長島町のときに。そのときに東小と紀北中はもう出ていたんでしょう。補強じゃなく改築だと、そういうようなものを放っておいてですよ、今回まで、東海地震、仮称言われておる東海地震が起こらなかったから良かったけど、起っておったらどうするんですか、町長。あなたの一番言われている一番の命が奪われるのじゃないですか。町長、そここのところの考え方をまとめてちょっと答弁いただきたい。

そしてさきほど担当課長も言われたけど、要は今まで法律が変わったかどうか知らない。法律は変わって指導が変わったんかどうかもわからない。しかし、その中でですよ、耐震のあの検査の中で改築だと言われておったのは、何でもいいから補強でいいというような、これ法律上で変わったんですか。それとも指導だけで変わったんですか。そんな生やさしいものじゃないと思いますよ、これは。改築せなならんものを、補強でいいというような馬鹿なことではないでしょう。補強でいいものを改築だと言うのだったらわかるけど、改築せなならんものを補強で直せるんですか、そんな馬鹿なことではないと思いますよ。これはどこの指導でどういう文部省の中でもどこの課が言ったか、ちょっと明確に教えてください。その2点きちんと答弁をお願いいたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この学校耐震化、それから紀北中学校の移転につきましては、これはですね、合併特例債はこれまで該当しないという考え方というか、そういう情報であったわけです。それがここへ来てですね、20年度あたりからだったと思いますが、合併特例債が使えるというふうに変

わってきました。これは非常に有利な借金ですので、これは是非これをもって子どもたちの命大事、これはどなたが考えてもおっしゃることですけれども、命大事というふうにこれを優先させていただきたいと、そういうふうに考えたわけであります。

それから、学校の改築を補強でもええというような、いいのだということが、国の事情だと思いますけれども、さきほど教育委員会、学校教育課長が前者議員に答えた経緯もございますので、その辺は学校教育課のほうで答えていただきたいと思います。以上です。

川端龍雄議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

さきほど指導の件でございますけれども、文科省の高等教育局の私学部長というところから文書がまいりまして、そういう指導でございます。文書につきましては、文科省大臣の文教施設企画部、そこから文書が流れてきまして、その指導に基づいて行っておるわけなんですけれども、その内容につきましては、やはりさきほど議員さんにもご説明させていただきましたように、特にですね四川の大震災が先般ございました、20年の5月に、そのときに多くの学校が倒壊したわけなんですけれども、それを受けまして地震防災対策特別措置法の改正が6月18日に行われております。それで大地震で倒壊する危険が高いですね、公立小学校施設につきまして、市町村が実施する耐震補強事業への国の補助を3年間に限定しまして、2分の1から3分の2に引き上げするという、また改築事業の補助を3分の1から2分の1に上げるという、またそれと同時にですね、先般耐震診断の結果を報告させてもらったんですけれども、それも義務づけるようになってまいりました。

そのことを受けまして、先般9月の全員協議会で当町におきます耐震整備計画を策定いたしまして、議員さんをお願いしたところでございますけれども、その計画に基づいて、現在耐震化を進めているところでございます。それでその今の法の改正によりまして、法の改正で嵩上げされている補助金の部分もあります。それと同時に平成20年、21、22の3年間で補強工事をしなさいよというような形で補助が嵩上げ、時限立法でございます。それに基づきましてI Sの0.3未満の施設につきましても事業をやっておりますし、またそれと同時に、ほかの施設につきましても耐震化を図っているというような状況でございます。その補強されることによりまして、I S値が0.7以上の数値になるという、こういうような形ですべての学校施設の耐震化を図っているという、そのような状況でございます。以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

今の法改正は確実にやった、あるんですね。その根拠がね。町長、その中でですね、今回は合併特例債はその学校の改築等には使えなかったということであったけど、それでは何のためのこの合併特例債ですか。それは法的な根拠があって、あるその合併特例債が出るのはどの省ですか、そこに確実にそのような使えないというようなあれがあったんですか。私は町の副町長ともちょっと話したときに、副町長からもそういう話を聞きました。しかし、私はそこで言ったのは、そうじゃないよと、そんな合併特例債使えないような馬鹿なことあるかと、その説明の中では最初電話で問い合わせしていたと、電話で問い合わせしておったときには駄目だったけど、体を実行して行動で起こしたらOKが出たんだと、ここなんですよ、町長。

私だったら当然行きます。行って抗議を申します。そんな学校、あなたが今言われているように、生徒の命という大事さですよ、何のためにそんなら合併して合併特例債を使うたらあかんで制約受けなならんのですか。私やったら抗議をして、抗議をして駄目だったら、そこに初めて国会議員も同席していただいてでも使えるようにしていきます。これが紀北町町長としての私は職責と職務だと言うんですよ。ただ言われてきた。さきほどの法改正でもそうです。四川省の地震があったからどうのこうのじゃない。あなたは生徒の命を大事だと言うのだったら、予算にかけてもですよ、そういう制度がなかったら使えないもんでも使えるようにする。

まして財源が苦しくてもやろうとする気持ちがあったら、やらなならんのでしょうか。それが4年間の中で、当初相賀小を4年前にやって、合併したときに。今、紀北町というのだったらわかる。それも何もしないで今ボンと来たら財政が絡むからって、1年ぐらい延ばしたって町長、財政には支障ないですよ、これは。まして使うのは皆合併特例債じゃないですか。それだったら合併した当時にもう使ったら良かったんじゃないですか、町長。

そういうようなとこ、あなたの意気込みだけでできるんですよ、町長。ましてそれが紀北町初代町長としての4年間のあなたの職責と職務でしょう、これは。それを無理にですね、さきほど1番議員が言ったように、新庁舎で長校を取得するんだったら、これは私も大賛成です。そうして当然この紀北中の移転問題はあとからついてきたものでしょう。土地さえ確保していけば、どうだってできるじゃないですか。なぜ紀北町、先に守らない優先順位のある第一にやらなければならぬ、あなたは紀北町民との約束を破っておいてですよ、そうし

て中学校、子どもの命だ何だということを言ってる。それも移転で言っている。私は全員協議会の際に、そんならPTAの方々はどうなんだったかと、意見も聞いたかと言うたら、PTAの方々も賛成だと言ったと、これは本当に言ったんですか、これも確認していきます。

しかし、その中で、町長、当然あなたはそのPTAの場の中で、皆さんの前で、今、東海地震が叫ばれておる中、どうしても早く子どもたちの命を守るためには長校跡へ移転したいんだという、その気持ち、伝え方だったら、これ誰しも賛成しますよ。しかし、急場をしのぐために長校仮校舎として、そして紀北町、今言ったように生徒数に合わせてコンパクトな生徒が一番学びやすい環境づくりの校舎を建てたいんだと言ったら、皆改築してくれって言いますよ。そういう話しましたか、そして赤羽中も統合してという前向きな一歩前へ進んだ説明しましたか。してないでしょう。ただ改築だというたら当然あなたは財政が厳しいから何だというような、またいうことを言ったんじゃないですか。

それだったらPTAの人たちも誘導尋問にしてあんた、生徒の保護者たちをですな騙すようなやり方じゃないですか。改築の意見もあるんですけど、こういう意見もあるんですけど、それだったらなぜ教民の委員会において、PTAとの話し合いをするんだけど、教民も一応出席してくれんかというようなことの中でしないんですか。そしてそのPTAの話し合いがあったというのが事実だったら、紀北中でいつ、何日にやったか、ちょっと教えていただきたいと思います。そこのところ町長、的確に今言った質問の中の答弁をやってください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この紀北中学校移転につきましては、これまで今も申し上げたようにですね、合併特例債が当てはまらないということであったんで、これはとても一般財源だけではこれは難しいということで、それから紀北中学校の移転という長校へね、移転ということで18年、19年ごろからかな、説明をさせていただいたわけなんです。ですから議会でもお答えをいたしましたし、それは入江議員は移転して仮校舎にして、また新築すればいいじゃないかというご意見も持っておられるようですけども、仮校舎で移転したら仮校舎が丈夫じゃなきゃいかんのではないですか。だからそのためにはきちっとしたところへ生徒を入れなあかと僕は考えておるんです。だったら入れたら、また新しい校舎を改築するんであればですね、そこからまた皆さんどういふ議論になるかわかりませんが、今はできるだけ早く子どもたちの安全を確保すべきだというのが、私の考え方でありまして。以上です。

P T Aにつきましては、教育委員会のほうでお答えさせていただきますから、お願いいたします。以上です。

川端龍雄議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

この問題につきましては、少し前段をですね、説明させていただきたいと思うんですが、確かに最初に東篤布議員からご指摘ありましたように、15年度に紀伊長島町のこの調査が終わりまして、そして紀北中もですね、ご承知のように棟が真ん中から亀裂が入っておるといようなこともあって、父兄も職員もですね、何とか改修なり改築なりしてほしいという陳情はございました。その時点ですね、なぜ早くやらなかったんかというお叱りを受けた、この点については教育行政の担当者としても深くお詫びを申し上げたいと思います。長島町単独のときはなかなか財政も厳しくて、あの当時は一挙に手をつける道がありませんでしたし、もう1つは海山町との合併問題もありましたので、合併したあとですね、双方の耐震の調査を終えて、そして両方の15校のですね、この条件を耐震調査を細目に検討したうえで年次計画を立てたいと、そういうことでありましたので、少し遅れておった海山町の耐震の調査を待ったということもございます。

その結果ですね、海山町のほうの結果も終わりまして、そしていくつかの学校が改築という数字が出ました。これは皆さん方にお渡しをした一覧表でございます。その中で紀北中からもそういう何とか早くしてほしいという要望が出たんですが、ちょうど18年に一応終わりましたので19年度でしたかね、この計画をつくろうということで検討しておった矢先、20年の3月でしたか、四川省の大地震があったわけでございます。この四川省の大地震があったあと、さきほど言いました文部省の指示がございまして、そしてこの耐震の基準に満たないところはですね、早急に補強でいいから、ただし補強にも基準がありまして、補強した結果ですね0.7IS、以上の補強ができるということが条件でございますが、それでできるというのはですね、早く補強しなさいと、3年間で補強しなさいという、この文部省の指示が出たわけでございます。

それでこれを受けまして、まず相賀小は改築と決めて皆さん方にそれをご承認していただいた。と同時に、20年の8月でしたか、残る学校についてはこの耐震計画をつくりまして、3ヵ年計画を議員説明会で提示してですね、了解といいますか、ご承知をいただいたと思うんです。それに従って現在この20年、21年、22年は、この皆さんにお示ししたこの一覧表が

あったと思うんですが、これに基づいて予算を認めていただいて、20年度、21年度はこの予定できたわけでございます。その中で18年に長島高校の募集停止というのが出てきましたので、その時点で校長先生及びP T Aの方にですね、こういう状況がはっきりしたので、今後この調査してですね、そして耐震その他調査をして立派にやっていけるということであれば、この全く教育条件の整った場所にあります長島高校の跡地へですね、この紀北中を移転したいと、この方針でですね、いきたいということを申し上げました。

そして19年と20年のP T Aの役員会で校長先生のほうから、その19年度と20年度の役員会でですね、ちょっと日にちは後日また学校へ問い合わせますが、校長先生を通して役員会のご了承を得て、その後ですね、早くそれを進めてほしいということで、学校からはこの改修とか改築とかという要求は一切ございません。それよりその計画で早く進めてほしいという、そういう学校側の要望を私どもは承っておるわけでございます。そういう経緯がありまして、この20年9月8日に示したこの原案でやっておるわけでございますが、何と言いましても、この間、静岡の地震がありましたように、この大地震がいつ来るかわかりませんので、この紀北中で終わりでございますので、22年度中に文部省の示す耐震で15校全部を完了したいと、しばらくは学校の建築というものを考えずに、ほかの事業をやらしてもらえないのではないかと、このようにこう思っておりますので、この紀北中の移転問題についてのですね、ご理解を是非お願いしたいというところでございます。

川端龍雄議長

本日の会議時間は、議事都合により延長いたします。

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、さきほどあなたは私は改築だという意見だというけど、町長。私は改築という考えを持っています。それはさきほど言ったように、生徒が一番学びやすい環境の中での校舎づくりをやって、改築をきちんと耐震もして、耐震構造の中で生徒を守っていく、これが一番の考え方だと思っております、町長。ただ、私は町長に言いたいのは、なぜね、本当に命が大事だと言うのだったら、紀北町初代町長となったときからそう進めなかったんかと、第一に優先順位が新庁舎か、学校の校舎の改築なのか、生徒の命なのかと、この2つに優先順位は私は本当に難しいところがあると思う。国の政策としてこの間2兆円の、はっきり言って給付金をばらまいたけど、私はこの2兆円で本当にまだ学校の、全国の学校のこの耐震に対する改築をやってもですね、大体調べたら2兆円もかからなかった。そういうような国の政

策もやってほしかったと思っています。はっきり言って。その景気対策になるだろうとばらまいたけど、何もなっていないように思う。

その中で、あなたが生徒の命、命と言うのだったら、なぜなった、紀北町町長となったときにしなかったかということを書いておるですよ。やはり第一に紀北町長、初代町長として、2万人の代表となったときのあなたの一番の仕事は、第一に新庁舎の5年後になる基礎づくりだったんじゃないですか。次には生徒に対する、これは紀伊長島町単独のときに手をつけられなかったことを、合併して初めてやれるんだったら、なぜその当初からずっとやってこなかったかということを書きたいわけなんですよ、町長。

そして今、教育長もあなたも今いろいろ流れを説明したけど、私言ったように改築のその説明もしましたか、しなかったでしょう。当然、そんな財政のことばかり言って、ここにちょうど長校跡とするか、こっちへ移転したいんだと言ったら、PTAの人は誰でもそう言った、言うでしょうということは私今言ったでしょう。教育長、あなたも奥山町長も私は言いたいのは10年前に、奥山町長は紀伊長島町長と初めてなったときに、赤羽中の生徒数が激減していく中の赤羽中に対して、すぐにやった。財政のこと考えたんですか、それは。財政財政と言うんだったら、あのときに基金を取り崩して7億円か8億円崩したんじゃないんですか、そういうやり方をやっておって、今ね詭弁を使うてですよ、新庁舎のことはあとにして、紀北中の移転だなんてということは駄目だと言うの。それだったら私は両方すぐにできますよ、やろうと思うたらできるんだから、財源が合併特例債あるじゃないですか。

それを私は書いておるんですよ、町長。やはりそれは紀北町の初代町長として、私はできないことは書いてないですよ、町長。皆できるんですから。あなたは2万人の代表、紀北町の初代町長というね、責任と重責を背負ったときに、しっかり考えておったら皆できた。これははっきり言って議員もそうです。我々もそうです。町の職員も一丸とならなあかん。やはりそのためには町長あなたのリーダーシップがきちんとやっておったら、皆ついていく、もっと未来のある町になったでしょう。

あなたの今までの4年間は何やったんですか、町長。こういう予算、いろんな形の中で何でも揉めて、訴訟問題もいくつかあった。お魚らんどのこと、そういう無駄な死金いっぱい使ってきた。そういうことの中で、私はこれは実現はね、あなたはしようというのは順番が違くと、だからこの予算は認められないと言うんですよ、町長。やはりあなたは議会にも町民にも説明したことは、第一に守る義務と責務があるでしょう。そこのあなたの考えをちょっとしっかり聞かせてください。答弁よろしくお願いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

入江議員におきましては、何回も私に対して同じ論旨で言われておるんで、答弁が重複いたしますけれども、私は基本的には、もちろん財政も大事、これ行財政改革をやりながら事業を進めて、生徒の命も大事、それから合併協議会の約束も大事、いろんなことをやっぱり上手くやっていかなければいけないという頭がいつもあります。だから議員は言うのは私だったらこうする、ああする、それはあなたの考え方であろうかと思えます。それはそれでいいと思う。私は否定しませんよ。私は私でこういうふう到现在までやってきたんですから、それはええか悪いかわからん、それは。あとになってみやな。しかし、今私はこれが一番ベストやと思うてやっておるの、ようわかってください。ですから、私は中学校を先移転して、その1年遅れで23年度に本庁舎を移転すべきだというふうを考えておりますんで、どうぞご理解いただきたいと思えます。

11番 入江康仁議員

だから、その合併協議会というのは新庁舎の責任と、5年以内を1年延ばすということに対して、もう一回きちんと。

奥山始郎町長

そのことについては、前者議員にも言われてですね、あなたは約束破ったんだから、破ったというか、ズラしたんだから、お詫びしたと、お詫びいたしますということはもうすでに言うておるんです。町民の皆さん、議員をはじめ町民の皆さんにお詫びいたしますとは言うてます。どうぞお願いいたします。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

1番 東篤布、23ページの土木費、款の土木費の3目道路橋りょう新設改良費ですが、これ課長にお尋ねしたいんですが、この422号とこうなってますね。これこの道路改良、橋りょう新設というておるのやから、どこかな。橋かなと思うんですけどね、ちょっと教えてほしい。なぜこんなことを聞くかというてですね、5年前の災害のときに422号線の山本地内の堤防のそこから水が噴いてきた。漏水してきたね。それで検査をお願いしておるのやけ

ど、まだしてくれんのやけどもさな、そやもんでこの前の雨のときにヒヤヒヤしておった状態なんです。だからねそれが多分入っておらへんと思うんやけど、それで聞きたいんさな。

それとですよ、24ページ、この場所はどこです。こんな工事ですだけじゃなしに、422はまだほかにも前から問題になって指摘しておることがあるんやから、それもちょっと答えてもらわなあかん。

それで24ページですが、土木費やなこれも、土木費の中の公園費、公園事業費ですが、このレク都市の、前者議員も言うてましたが、3つあったね、トイレとか時計とか釣堀やったかな、この釣堀というのは孫太郎のところの釣堀のことかなと思うんですが、それで間違いないかどうか、間違いないのであれば、あれは釣堀さんのために付けた道なんかなと思うんさな。どうなん、釣堀のために。車も走ってええんなそんだらな。それを町長にお尋ねします。いやいや今、後ろから釣堀のためにあの道つくったんやというけど、俺はそうじゃないと思うておるのやけども、あれつくったあとで持ってきたんやか、あとでつくったんか、あとでやった道はな、それ。これで2つ目やろ。

3つ目、26ページですけども教育費でね、学校管理費のところに出てきます。太陽光発電の導入、相賀小学校、西小学校、ここまで聞いたんですよ。東小学校落しておらへん。ちょっとこれ質問いたします。

中学校の問題はですね、いろいろおっしゃってましたんですが、もう一遍自分の気持ちを整理するとともに、議員の皆さんにも、また課長の皆さんにもですね、整理してもらいたい。要は何にもISOがね変化あったわけじゃないん。IS 0.7まで上げなあかんということは昔から変わらんの。そやけども四川省から何が変わったかといったら、国の補助金が変わった、そういうことやろ。だから今までは2分の1しかなかったんや、修理やったら、今度は3分の2出るようになったん。0.7以上上げるんなら。しかし、建て替えても3分の1から2分の1に上がっておるはずなんや。これはどっちを選ぶかはそれは町長次第やな。予算が要らんから補修を選んだ、そういうことなんやな。だからこれに対して答弁は要りません。

さきほどの3点、いいですか、もう一遍言います。まあいいわ。わかっておると思うので、言わへんわ。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えをいたします。まず23ページの道路橋りょう新設改良費の、議員が言われました一

般国道 422号道路改良費負担金20万円でございますけども、これにつきましては紀伊長島区十須地内におきまして、現在、災害事業の関連で道路の狭い場所に待避所を設けてございます。この部分につきましては約幅員が3mでございます、工事車両が頻繁に通るということで、地元の要望もございまして工事対策として約50m間のほど、今現在、待避所が設けてございます。災害の工事は間もなく終了いたしますけれども、この待避所を災害工事終了後も残してほしいという地元の要望もございまして、その用地買収、県は200万円ほど予定しておりますけれども、これの10分の1を負担するものでございます。

それと、次に公園費の園路の件でございますけれども、さきほども質問がございましたけれども、海岸から向かって沖へ向かって右側に園路がございます。その先には釣堀もございまして、これはあくまでも公園の中の園路でございます、園路で落石等が起りますので、その安全対策を行うものでございます。

それとちょっと戻りますけれども、議員が言われました、あの山本地内の国道422号の赤羽川の堤防道路の件でございますけれども、これにつきましても県には強く要望していただいております。以上でございます。

川端龍雄議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

ただいまの議員のご質問でございますけれども、東小学校に太陽光発電を設置するのを忘れておるのではないかと、そういうご質問だったと思います。これにつきましては、今回ですね、地域活性化の公共投資臨時交付金事業ということで、太陽光発電を設置するように考えております。それで、その中で特に規模の大きな小学校ということで、相賀小学校と西小学校2つの学校モデル校ということでさせてもらったわけなんですけども、東小学校も確かに議員おっしゃられるように、大きな学校に入るかと思っております。ただ、ここ検討をしました結果なんですけども、今回耐震補強も来年度に予定しております。それとまた設置場所等につきましても検討したわけなんですけども、もう少し検討をして、今回はモデルとして2つを上げさせてもらいまして、今後そこで設置効果がありましたら、今後他の学校にも普及していきたいなというふうにして考えております。以上です。

川端龍雄議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

まず整理して建設のほうから、十須のここで工事しよるもんで狭い部分で、車の待避所つくってあるわな、それでそこの補修ということやけども、そこの待避所へ行くまでに、ちょっと高台のところでこっちに石垣やって農業用水路あるやろ、そやでトラックどんどん通るもんで、農業用水路が破けて家のほうへ向いて水が入っておるとい問題も、ちょっとどうなっておんのか聞いておきたいんやけどもさ。

それでもう1つ、山本の、町長水漏れな。いつまで放っておくんやこれ。ええ加減にせなあかんわ、こんなもの、あんた県らあ放っておいてやれよ、町で。課長、県に言うておるもんでやな、やってくれんって、何やそれは。真剣にやってやらないかんやろ、そんなもの。あんたらどない思うておるの、山本の堤防は2回決壊しておるんやで、知っておるやろ。県に言うてあるんやけどやってくれんのやで済むんやったらな、俺ら要らんのやわな、そんなもん町長。いい加減にしてかないかんで、あんたら。やるべきことやらんとってやな、やれるかやれんかわからん来年再来年の話ばっかして、やっておれんわ。課長も責任あるって、俺前から課長に頼んであるんやで、もっと真剣に憤りを感じてほしいの、県に対して。やってくれんのやったら議員何遍行ってもやってくれんのやで、あんたも一緒に行ってくれ、町長も行ってくれ、町長何編行ったんや、422号の堤防のことで、聞きたいわ一遍。何編行ったんですか、町長。あとで答えてください。あんまし血上ったらあかんでな町長、冷静にならな。それぐらいな憤りを感じておるんやで、ほんまに。わかっておるさ。そんだけなテレビ見ておる人らでもな、山本の人ら大変なんやで、雨降って堤防越してくるんやで、どこへ避難するのや一体。

それと、町長もう1つ、公園な、孫太郎のあれ後ろの議員さんは釣堀のためにあれつくったと言ったけど、それ答えてないやろ。釣堀のためにつくったの、違うやろ、あれ散策のためにつくった、園路じゃないの。その先に釣堀があるだけで、釣堀のためにあの道つくったんかい。答えてくれますか、あんた答えてないやろさっき、園路と言うた。壊れたからそれを直すんやと言うたけども、答えた。聞き落としておったらごめんよ。もう一遍答えて。

課長は俺と同級生やもんで文句言いたないけども、この人はな東小学校の出身なんや、俺と一緒に同級生で、やってほしいさ、そんなもの。町長もあんた後押ししたらんかな、ええ、ISもう建て替えると言いよったくせに、今度は直すんやって、それで太陽電池あそことこっちへ付けるんやけど、東小学校やらへんのやって、課長から言えんやろ、そんなことは自分の出身校やで、わしゃ自分の出身校やで堂々と言うけども、立場上あんた。もうちょっとな子どものこと思うんやったらな、そういう配慮もしたってくれなあかん。これは町長に答

弁もらうわ、課長の答弁要らんわ、町長。

それで町長は子ども命大事や、11番議員が言うたように長校へ向いてな仮校舎しておたら危ないんやって、そんなこと言うんやったら、そんなことおかしいって、5年間放ったらかしにしておったんやで、台風ごっとひびいったとこから雨は3階からザザー漏り、避難しようと思うたらグラウンドも浸かっておんの。あそこへ避難した人は家におったほうが良かったわと、こういう状態なんや。そこにやで四川もへったくれもないんや、ずっと子ども置いておったんやで、それを今更慌てどうのこうのという話じゃないんですわ。そやで中学校のことは触れへんけども、その何で東小学校に太陽光発電付けないようになっちゃったのかを教えてくださいよ。ほんまにな困るわ。

それで課長、さっきの話、聞き間違っておったらごめんね。釣堀のためにあんな道つくったんやったらな、これはもう考えられんのやわ、わかる。それで422号のものな。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

再度お答えいたします。まず422号の20万円の件でございますけれども、現在、県が設置しております待避所は借地でございます。それを地元の要望もございまして、災害復旧後は撤去する計画でございますけれども、今回それを県道の道路区域として県が用地買収をして残すものでございます。その負担金でございます。

それと、公園の園路でございますけれども、さきほども答弁いたしましたけれども、あくまでも公園の園路として整備されたものでございます。現在、その園路に落石が発生しておりますので、安全対策として工事を行うものでございます。

1番 東篤布議員

だから園路として、園路で難しい言葉でわからのや、釣堀の道やないと言え、そこで。わかり良いで、そのほうが言えんの。園路とは言うたよ、園路とは意味わからん。園路でどういうこと、どんな字書くん。僕の質問しておるのは、釣堀のための道じゃないんやろと言っておるのやで、釣堀の道じゃないて何で言えんのや。

山本善久建設課長

そのとおりでございます。

1番 東篤布議員

そのとおりや、あんたの口で言うてください。

山本善久建設課長

はい、再度答弁いたします。今回計上、さきほど公園の予算の説明しました園路につきましては、公園の園路でございまして、その先に釣堀はございますけれども、釣堀の利用者の方はその園路を利用はいたしますけれども、釣堀のための道路ではございません。以上です。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

何で東小に太陽光発電を設置しなかったのかということ、さきほど課長も言いましたけれども、モデル校として2校を選ぶということでありましたので、いろいろ検討の結果、そういうことになったわけです。

それから、山本の堤防ですね、堤防に水が噴くというのは、先の一般質問でもお聞きしております。それからそれは何回やったんだということなんですが、県へ、県民センターは1回、本庁は1回行きました。以上です。

川端龍雄議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

最後になりますが、町長がそれ県民局、本庁に行かれたとおっしゃったが、これのみで行かれたんでしょうか。何かのついでに行ったというだけであって、この話をされたのかどうかを明確に、じゃ何課の誰と話をしたのか、教えていただきたい。僕はもう一遍行ってくる。どのような話を町長としたんやと、うちの町長がわざわざ県庁まで尋ねて来ておんのに、いまだにせんということは何なんやと、俺は知事とこまで行ってしたるよ。わしゃ県民のどこへ行って担当連れて、課まであがって知事とこへ行って言うたる。俺はそんなとろくさい知事やないと思うておるよ。腹へ力入れて町長行ってみよ、そんな馬鹿なことない。ただ何かのついでに行つて蛇足で言うておるからそんなことになるん。そう思う。町長責めておるんやないんやで、町長のスタイルやでなそれは。それでは困るよ。

それで課長、422のこれはわかるんさ、借賃をやる。これは町が負担する。これはようわかる。この借賃出すのもわかるんやけども、前から問題になっておる十須地内、これは課長は知らんかも知れんけど、県にも言うてある。農業用水を引っ張ったときにどんどんどん漏れていくん。あの工事に入る前に何かあったらちゃんと補償すると言うておきながら、いいですか、1軒1軒のそういうことは言っていないんですよ。ただ、ただ車が通らんから広

げた。あれも本当はこっちへ河川のほうに迂回路もつくった。それでも通るから、ダンプが通るから危ないからこうしておる。それはいいんや。それほかにもいろんな問題点があって、直接個人の民家にそのような迷惑をかけておるん。名前は伏せますが、十須のところですよ。前に僕のホームページに写真も撮って、陳情も申し上げてあります。県にも言うてあります。いまだにその回答がないので、この予算も出すけれども、町もこんだけのね、県の工事でこんだけ出すんやで、それも言うたってほしいということを強く要望して、もう一度答弁をお願いします。

そして釣堀の孫太郎ね、レク都市公園の中にある、海に向かって右手にあるところのあの通路は海岸線を散策するための道路である。だから釣堀に行く人もそれを通るのは何ら問題ない。しかしなれど、車が通ったりしておるのも課長ご存じでしょうが、もしご存じであったとするならば、何か対策をとっておるのかどうかということと、それからあそこは県営プールの駐車場でありましたが、いつ、何年何月何日から釣堀の駐車場に変わってしまって、ただですらプールの駐車場がないということですね、サン浦島グループの社長はじめ、レク都市公園の代表はじめ、皆さんで駐車場つくってくれてこう言うておるん。であるのに、いつのまにかですよ、釣堀の駐車場になっておるの、それは課長はご存じでしょうか。もちろん町長じゃなく、町長は知らんと思うで、課長に言うておるんやけども、町長に言うて都合悪いもんで、あんたに振っておるだけでな、それはいつからなんか。何の理由で、駐車場が足らん、だから道路に止めて危ないんや、そこをこの前ダンプが通って土運んでおったもので、北村議員にも怒られたんや。そこのとこ答えてください。

これはわかったよ。この道路橋りょう費の50万円わかったけども、そこら把握してくれてますかということ。町長は行ったというけどね、誰と話したんかという話。この西小学校と相賀小学校太陽光発電付けるのは素晴らしいと思います。何で東小学校に付けんか、それは町長が付けたないで付けんのやで、それはしゃあないわな。そういうことですよ。課長お答え願います。太陽光発電は諦めい、東小の人は。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まず 422号関連の用水路の件でございますけれども、その件は私も聞いてはおります。詳しくは作業水路、産業振興課の所管でございますので、詳しくは存じあげませんが、そういうような水漏れがあってですね、県にそういうような対策を申し入

れて、県も対策を講じたというふうには聞いてはございます。ただその辺については、再度確認をしていきたいと思っております。

また、プールの駐車場が釣堀の駐車場となっておりますということでございますけれども、私も何度か行きましたけど、確かに議員が言われるようにですね、釣堀の利用される方が県営プールの駐車場を使っているのも事実でございます。ただ、その辺のところにつきまして、県とその釣堀業者の方とですね、何らかの許可とかそういうことがなされているのかどうかというのは、確認はしてございませんので、確認はしていきたいと思っております。

それと、歩道をですね、遊歩道を車両が通るということでございますけれども、それにつきましても、私も釣堀、園路行きましたときに見てはございますけれども、その辺につきましてもどのような形態になっておるかということにつきましても、再度県に確認をしていきたいと思っております。以上です。

川端龍雄議長

よろしい。

ほかに質疑される方はございませんか。

14番 中本衛君。

14番 中本衛議員

紀北中移転事業のことに関連してお伺いをいたします。町長は前者議員にも度々児童生徒の安全と生命を守るために、1日も早く学校の耐震化に向けて取り組んでいきたい旨のご答弁がございました。今回、私ども全協で示されておりますこの資料でございますが、紀北中学校移転が概算事業内訳書の中にはですね、用地と建物買収費、また解体工事費等が含まれておりません。それらを比較できるようにですね、事業全体にかかわる一般財源の比較等が、今この場でお示し願えればお聞きしたいと思います。

そしてから、なおかつここらの計算的、言うたら概算内容表をですね、PTAや関係機関、また校区住民にもこのことも踏まえて、こういうことに予算の配分がなるけども、あえて長校の跡地に紀北中を持っていきたいんだと、そのような説明もなされたんかどうなんか。

それでなおかつですね、もう1点は、長校は築30年経っていると、改築、新築すればですね、それは30年経っている建物よりも長く持つわけですね。そういうことから加味して、計算していきますとですね、この今のこれから答えが出てくる試算に対して、概算予算に対しまして、どちらが長い目で見たら、あっ得なんかなと、そういう計算も簡単にできると思いますので、そこらの答弁お願いいたします。

川端龍雄議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

用地等の予算については、ちょっと課長のほうから答えていただきます。なぜですね、その長校を選んだかということだと思んですけども、改築ということについては考えておりませんでした。ですから、最初はですね、こういう文部省の指示が出るまでは考えておりましたが、四川省の大地震が終わってですね、そして早急に子どもの安全を守らなければならないということで、この20年度に皆さん方に示した耐震計画案ですね、これ以降は改築は考えておりませんから、このことについて父兄の方にですね、話はしておりません。

ただ、父兄の方は今言いましたように、長島高校について移転をするということについてはですね、いろいろな点で理解をしている方が多いのですね、そういう点での反対とか改築という点での意見は、私どもは聞いておりません。これは議員の皆さん方またね、いろんなところから聞いてますので、議員の皆さん方には耳に入っているかわかりませんが、私どものところへは入っておりません。

それから1つはですね、このなぜですね、その改築を、いわゆる予算の上から考えないのかという点でございますが、私どもは教育委員会として協議してですね、この移転ということを決めた理由は、やはり長島高校の地域、これが一番その紀北中学校の移転先に良いと、教育的な条件、それから生活指導上の面からですね、一番いいということで決めたわけでございます。金の面だけで決めたわけではございません。それはいろんな条件があるんですが、さすがに高校として建てただけにですね、内部は広いですし、廊下も広いですし、またあの体育館はですね、おそらく補修してきちっとすれば、県下で中学校ではあれほどの体育館はないと思います。

ですから、そういった約 500人から 600人の生徒を収容したときの高等学校でございますから、そういった面でのですね条件を考えると、やはりあそこへ紀北中学校の生徒を入れたいと、それからもし 100年、あるいはそういう長期スパンでですね、学校の条件を考えたときは、やはりあそこは長島地区のですね、子どもたちにとって教育するのに一番最高の地域であると、そういうところから選びましたので、今のようなパターンになっておるわけでございます。ご理解願います。

川端龍雄議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

はい、議員さんのご質問の用地費についてということでございますけれども、概算の内容、全協のときにはですね解体費用、それとまた用地の費用は入ってなかったということで、今回どのようになっているかということでございますけれども、これにつきましては全協でも町長が申し上げておりますけれども、1億5,000万円から2億円程度というふうなことで答えております。

それで、今現在ですね、三重県との用地の単価等につきましては交渉中ではございますが、確かな数字ではありませんけれども、1つ1億8千、真ん中あたりをとりまして500万円と仮定しまして、仮に。積算をしてみたいと思います。そうしますと全体価格をこの1億5,000万円から、その2億円の中の1億8,500万円を仮に設定します。そのうちですね、75%が学校用地、約面積按分で75になるかと思えます。また残りの25%が庁舎用地として区分するというふうにして、またこれも仮定をいたしますと、この場合、金額に直しますと1億3,900万円が学校用地となりまして、庁舎のほうが4,600万円が庁舎用地となると考えられます。その学校用地の1億3,900万円のうちですね、95%が合併特例債で購入するということになれば、残り5%を一般財源でということにします。また95%の特例債におきましては交付税措置がありますので、その交付税措置が70%と仮定しまして1億3,200万円、5%が700万円、それで合併特例債の償還期間を15年というような形でリスク等を含めまして検討いたしました。そうしますと一般財源ベースでは約ですけども、5,300万円というふうな形になるかと思えます。

それで先般入っておりませんでした既設の校舎の解体費用、これにつきましては数字ではお示しさせていただきました7,300万円となっております。そうしますと、さきほどの5,300万円と7,300万円合わせますと1億2,600万円程度が前回の表から抜けておったのではないかなというふうにして思えます。それで前回の全協で示させてもらいました、あの一般財源ベースでは2億1,000万円ということを示させてもらっております。それからさきほど示させてもらいました、概算ではございますけれども1億2,600万円を引いていただきますと、8,400万円程度になるのではないかなという、このように概算では積算をしております。

ただ、これにつきましては本当にこう概算ということで、議員のご指摘にもありましたように、積算させてもらった数字でございますので、これはまたこれから変動するということをご理解のうえ、ご承知のうえ、お願いしたいと思えます。以上でございます。

川端龍雄議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

今、概算の試算をしていただきました。改築と移転におけるその差が一般財源における比較におきましてですね、改築するほうが一般財源で 8,400万円高くつく、こういうことですね。そうですね。そのようなことも踏まえてですね、私はさきほど言うたように、校区の住民やとかPTAの方々にもこのような試算も示されて、ああそのぐらいの予算やったら私たちもちょっと協力しながら何とか新築してほしかったなという声も、今後出てくるのではないかと私は心配したもんですから、こういうことをお伺いしたんです。

将来、そういうことがなければええんですが、建て替えてほしかったな、あのとき頑張っ
てなど、こういう声が出てきたときに、地域校区住民の人たちが残念に思うのではないかと。
で、さきほど私申しましたように築30年経ってますね、片一方ね。新たに建てれば新築です
から、旧長校の跡地を活用すればあと何年活用できるか、これは建物によって違うわけですが、平成10年に建物の耐用年数の短縮が示されてますね、これは減価償却の計算表なんです
が、学校体育館等はですね、改正前が60年だったものが、47年であるとういうふう
に示されております。そうすると極端に言えば47年経てば、その資産価値がないよと、こ
ういうふうになりますね。すると今の旧長校の跡地で改築して入ったら、あと17年しかその資産
価値はないんですよと、新築なら47年資産価値ありますよと、こういうふうなことも考えら
れるんです。

そういうふうな諸々の点から踏まえてですね、こういうことももう少し検討してほし
かったなと、ここに至るまでね。そういうことを考えましてですね、最終的に町長のご答
弁あるわけですが、あえて町長は1日も早く安全・安心施設に子どもたちを移すとい
うことで、そのご答弁いただいておりますが、今、私が述べた諸々のことやこの差額
の問題、また耐用年数の問題等踏まえて、あえて町長はこの移転に対して必死にな
って進めていくのかどうか、その点、今の問題等もう一度町民にも言うたら、説
明もし、納得もしてもらって移転の方向で進めていくのか、そのご所信を伺いた
いと思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員のお考えにお答えさせていただきますけども、減価償却が新しく47年と、鉄筋コン
クリートの場合はね。これまでは耐用年数で考えてきましたね、60年ぐらいにね。それにして

もですね、長島高校の建築は非常に強いものであると、そのように認識しております。一番の私の考えておるポイントはですね、早く安全な学校へ生徒を移転すべきじゃないかということで新築、改築となりますと、長く見積もって3年がズれますね、実施設計、基本設計、詳細設計等々、それで非常に早くしても2年はズれてまいると思っております。そのようなことは聞いてますんで、現在のところ私が結果、移転という考え方は変わっておりません。以上でございます。

川端龍雄議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

町長のご答弁いただきました。改築にあたっては3年ぐらいかかるであろうと、町長このようにご答弁いただきましたけども、実際にこの移転という決める前からですね、もしこういう考えを持っていればですね、もっと早く進められた、こういうことも考えられますね。その点も踏まえてですね、やっぱり校区住民に、幾重にも、もっともっと説明して、納得してもらおうような方向づけで、今後進めていっていただきたいと、このように思います。それではなければあとで悔いを残すと思いますもんでね、悔いが残らないようによろしくお願いします。以上。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

27ページの社会教育費の中の人権教育事業費の増が45万 3,000円ありますが、これの詳しい説明をお願いいたします。

川端龍雄議長

家崎生涯学習課長。

家崎英寿生涯学習課長

45万 3,000円の内容を説明させていただきます。まず人権教育推進するための調査研究事業にかかる経費が30万円、それともう1つなんですけど、第61回全国人権同和教育研究大会の参加のために要する経費であります。それが15万 3,000円であります。それが合計で45万 3,000円となっております。以上です。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

人権教育に関する研究事業費ということですが、国、県の支出金の30万円がこれにあたるんだと思うんですが、これは町独自の事業なのか、県の事業を町が引き受けるようになる、そういう仕組みのものなのかどうか、お伺いいたします。

そして15万 3,000円は全国大会への交通費ということですが、これはどういう人たちが対象に行かれるのかどうか。これも全国大会が三重県で開かれるので、動員がかかっているのかどうか。私、人権教育に関しては純粋な人権教育はすべきだと思うんです。やっぱり寝た子を覚ますような同和教育は、私は必要ないのではないかという思いがありますので、お伺いいたします。

川端龍雄議長

家崎生涯学習課長。

家崎英寿生涯学習課長

まず最初に、30万円の説明をさせていただきます。11ページに教育費委託金の30万円がございまして、人権教育推進のための調査研究事業で県の委託事業です。人権に関する学習の機会、人権教育に関する指導者の研修、情報提供のあり方、関係機関の連携などを調査研究する事業でございます。

次に、全国人権同和教育研究大会の15万 3,000円についてご説明いたします。開催日が11月の28日の土曜日、29日の日曜日の2日間、四日市、桑名、鈴鹿で開催されます。今回の予算につきましては、全国人権同和教育研究大会の実行委員会から紀北町に75名の参加要請があり、全体大会、分科会に参加する予定であります。これは学校の先生並びに一般町民の方も参加していただきたいと思っております。以上です。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

30万円は県の事業ということですが、県の事業ですべての町が受けなくてはいけないものなのか、最後にお伺いいたします。

そして全国大会については、先生、一般、ちょっと先生と一般の先生と言うたような気がしたんですけども、教員の一般教員と言ったんですか。一般町民と先生ということですが、交通費、マイクロバスとかを出して75名の方について行かれるのか、個人で行く場合じゃな

くて、まとめて行くのかどうかお伺いします。最後になります。

川端龍雄議長

家崎生涯学習課長。

家崎英寿生涯学習課長

まず最初に、人権教育推進のための調査研究事業につきましては、三重県の事業でありまして、これは各市町村交代というのですか、順番に受けている事業でございます。

続きまして、75名の参加方法なんですけど、さきほども言ったように全体大会、分科会に参加する予定です。まず全体大会には40人を参加予定しております。この場合、全体大会の会場が四日市ドームとなることから、乗用車等の自家用車等の会場への入場はできないことから、貸し切りバス、大型バスを予定して40人を参加させていただきます。分科会につきましては四日市、鈴鹿桑名などの各教育施設で実施されますので、そこへそれぞれ自動車なり、公共交通機関を使って参加していただく予定になっております。以上です。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

これで、議案第43号についての質疑を終了します。

川端龍雄議長

次に、日程第9 議案第44号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

11ページの積立基金なんですけれども、財政調整基金の2,791万円増の詳しい説明をお願いいたします。1億何千万円の事業費の中で、この2,791万円を積み立てることになったのかどうか、そこら辺も含めて詳しい内容をお願いいたします。

川端龍雄議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

お答えいたします。前年度のですね国民健康保険事業の特別会計の決算剰余金1億5,156万1,000円のうちですね、当初予算ですでに充当済みの4,000万円を除き、かつですね、国、県等からの平成20年度の精算金、これは返還金にあたりますが、これを除き、さらにはですね、当初予算に計上して財政調整基金からの繰り入れを予定しておりました7,237万8,000円を取り止めまして、残った残金2,791万円を財政調整基金に積み立てるというものでございます。以上です。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

20年度の余った剰余金の中から返すべきものを返して、その他を2,791万円ですが、それで21年度末になるんですか、財政調整基金の積立基金の合計はいくらになるんでしょうか。

そして積立基金というのは何パーセントを積み立てるという規定が5%ですが、あるのですが、紀北町の場合は何パーセントになるのか、お伺いします。

川端龍雄議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

お答えいたします。平成20年度のですね、年度末残高といたしましては、財政調整基金2億998万円でございます。これをですね21年度、今言いましたように当初予算のですね、15万8,000円、これは定期にですね、一部積み立てるといふことの決算利息を15万8,000円計上しておりまして、また今回、9月補正でですね、ただいまの2,791万円を積み立て、当初予算で計上しておりました7,237万8,000円の繰り入れを取り止めました結果ですね、21年度の決算見込み額としては2億3,804万8,000円になる見込みでございます。

2点目のですね、この基金残高の評価でございますが、紀北町の国民健康保険財政調整基金条例の第2条にございまして、医療費給付費、老人保健拠出金、後期高齢者支援金、介護納付金等の合計額、これ過去3ヵ年の平均額ですが、この5%以上を積み立てることになっておりまして、この2億3,804万8,000円につきましてはですね、これで計算いたしますと11.44%ということで、5%を上回っているのです基金の積み立て状況としては評価できると、そのように考えております。以上です。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

5%の法律で決められている積立金に対して、11%の積み立てが紀北町にはあるということですが、この差額の6%ですね、このまま積み立ててやっぱりさきほどの決算の報告の中にもですね、収納率というのですか、低下している部分もあって、町民の生活も大変になっておりますが、この差額について保険料に還元するような計画はありますか。

川端龍雄議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

お答えいたします。ただいまご質問ですが、このですね、11.44%ということで5%以上に積み立てておるわけですが、これを保険料に還元できないかということでございますが、議員さんもお存じのように医療費の動向というのはですね、今後も伸びる可能性もありますし、突発的ないろいろなこともですね、起ってくる可能性もありますので、保険料への還元につきましては慎重に考えていきたいと、そのように思います。以上です。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

川端龍雄議長

次に、日程第10 議案第45号 平成21年度紀北町老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

川端龍雄議長

次に、日程第11 議案第46号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

川端龍雄議長

次に、日程第12 認定第1号 平成20年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑については、まず歳入全般について質疑を行います。歳出については、39ページの1款議会費から、79ページの6款商工費までと、79ページの7款土木費から 113ページの財産に関する調書まで、3分割で質疑を行います。

それでは、11ページから37ページまでの歳入についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

次に、歳出39ページの1款議会費から、79ページの6款商工費までの質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

次に、79ページの7款土木費から、113ページの財産に関する調書までの質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

これで、認定第1号についての質疑を終了します。

川端龍雄議長

次に、日程第13 認定第2号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終了します。

川端龍雄議長

次に、日程第14 認定第3号 平成20年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終了します。

川端龍雄議長

次に、日程第15 認定第4号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終了します。

川端龍雄議長

次に、日程第16 認定第5号 平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終了します。

川端龍雄議長

次に、日程第17 認定第6号 平成20年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

16番 東澄代君。

16番 東澄代議員

すみません、ちょっとお伺いします。2点だけ、水道の認定説明書にありますように、受贈財産評価額、当年度ですが、6万7,840円、これの内容についてと、未収金についての内容をちょっとお聞かせください。

川端龍雄議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

議員、誠に申し訳ありません。もう一度ページとどのことかを、もう一度お願いできませんでしょうか、すみません。

川端龍雄議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

8ページでですね、当年度発生額の受贈財産評価額6万7,840円というのがありますよね。それから未収金、10ページ、資産の部なんですけど、未収金でありますよね。その未収金の内容とお聞かせください。

川端龍雄議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

失礼いたしました。それでは8ページ、受贈財産評価額の当年度発生額6万7,840円について説明をさせていただきます。ほかから贈を受けた財産の評価額を積み立てたもので、新規加入者の量水器、あるいは固定資産評価額ですね、それらについてを受けたものでございまして、少し申し上げますと、13mmの新規加入量水器の固定資産の評価額が6万760円で、それからですね、古里道瀬簡易水道新規加入量水器ですけども、これが1,720円、13mmが1個でございます。あるいは赤羽の簡易水道新規加入の量水器ですね、これも1件で13mmですが、これも1,720円でございます。あと十須簡易水道新規加入量水器、これは13mmが2件ありまして3,640円、合計上水道が一番多くて6万760円ですけれども、合計いたしまして6万7,840円ということになるんですけれども、量水器の新規加入分でございます。はい。

もう1点ですね、10ページの未収金でございます。これは資産の部の流動資産、未収金で6,859万8,985円でございますけれども、これは未収の水道料金が6,506万3,485円、それとですね、工事検査手数料、これはもう21年度に入りましてもらっておりますけど7,500円、それから加入分担金が27万3,000円ございました。それと営業外の未収金といたしまして、325万5,000円ありましてですね、合計が6,859万8,985円となっております。これらについて水道料金の未収以外は21年度においてすべて収入しております。

川端龍雄議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

海山区のほうは2ヵ月検針で、料金徴収も2ヵ月徴収だったんですけど、長島区のほうも大体1年ぐらいで、19年度と比較して未収金が増えたんでしょうか、大体同じような額なんか、その辺だけちょっとお聞かせください。

川端龍雄議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

昨年の7月から紀伊長島区のほうも条例改正施行いたしまして、7月、8月を9月の1日に検針して、9月の26日に第1回目の口座引き落とし、あるいは自主納付をしていただいております。これらについて私どもまとめたものがございます。現年度ですね、これは紀伊長島区の上水なんですけれども、少しお待ちください。平成19年の決算の徴収率ですけれども

90.6、それから20年が90.4%でしたが、21年今年の3月31日はですね、95.6と逆に徴収率が上がった結果になっております。これもですね、私ども7月から2ヵ月検針、2ヵ月の引き落とし、一括した引き落としを大変心配したわけなんですけれども、紀伊長島区のほうで多々苦情もありましたですけれども、徴収率としては逆に上がってきております。

またですね、1回目の口座引き落としで落ちない、口座振り替えできなかった場合は、また連絡いたしまして翌月落とすと、振り替えしてもらうようにですね、また依頼もするようにはしました。以上でございます。

川端龍雄議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

課長、大変努力されたと思うんですよ。停水とか、厭味言われて、長島のほうでも相当苦情があったんです。2ヵ月ということに対しては、今でもときどき話はあるんですけど、説明しているんですけど、努力されたことにご苦労さんと言いたいです。どうも。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

企業債の概況ということで、18ページの償還のあれなんだけど、これ借入先はこの財務省財政融資地方公営企業と、また紀北信用金庫、第三銀行、百五銀行とあるんですね。その中でですね、この繰上償還に伴う借換債ということで、この国からのあとでまた言いますといたしまして、この第三銀行、紀北信用金庫、百五銀行と、この中でですね、この第三銀行は町長、この指定銀行ですね。その中で一番多いのは前年度末残高の紀北信用金庫で、2億7,300万円、そして三銀と百五がなくて、本年度の借入れが8,000万円と9,300万円ですか、百五で。これはですね、町長、利率的にはあなたこの間、第三、指定銀行の指定の継続に対してですね、いろいろ有利な条件ということで言っておられたけど、有利な条件だったらこれ一本化にこれ借入れして繰上償還できないんですか。紀北信用とか百五等を借りられ、今回でも百五のほうが多いんですね、9,300万円、第三銀行は8,000万円、そういう中でどのような条件の中で有利な条件を、ちょっとお聞かせください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

金利の入札をやって、有利なところに決めさせていただいておるということが1つあります。それから指定金融機関との借り入れの中ですね、異常な事態が発生したときに、借り入れ等の相殺ですね、それができるように考えております。

川端龍雄議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だったらですね、その金利的な有利な条件があるんだったら、なぜこの紀北信用金庫の2億7,300万円が償還しているから、2億2,790万円ですね、約。それで今回の借り入れは第三銀行が8,000万円で、百五が9,300万円、なぜ安いところでたくさん借りるようなことしないんですか、それが1点とですね。

それで、そのあとで企業債ですね。企業債明細書25ページ、26ページ、27、28等関連しますけど、その中で25ページ、紀伊長島区に対しては大体53年から61年に借りられた6.5ですか、利率の高いのはもう償還しているけど、その中でまだ3.25、3.40というのがずっとまだ残っておるわけですね。そして主に償還しているのが17年、18年の2.10ぐらいの、低いところを償還しておるんですね。そういうところと。

それでまたその27ページの中でもそうですね、ずっとその平成18年度から19年度、20年度による利率の低いところを繰上償還しておるんでしょう、これ。海山区のところでも19年、20年の利率の低いところをして、また62年、63年の平成4年、5年、6年の5.5、4.0、4.40%のところをまだたくさん残っておるんですけど、本当にその金利の高いところの繰上償還するというのだったら、なぜこのような高い利率のところを償還しないで残しておるんですか。

そして、なぜこの17年、18年、19年、海山区に対しても紀伊長島区に対してもですね、主に1.3%とか、2.1%ですね、主に。そういうところ償還して高いところをなぜそのように置いてあるのか、償還しないで、そここのところの答弁をお願いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

償還の方法はそれぞれ年度別でしていくものですが、高い金利については繰上償還はできるだけするようにしておりますけれども、詳細についてちょっと課長に答弁させますわ。ち

よっと待ってください。

11番 入江康仁議員

それはいいんだけど、先に指定銀行の第三銀行に対してね、指定銀行であるにもかかわらず、今回でもその百五で 9,300万円、三銀で 8,000万円でしょう。そして紀北に対しては約 4千どんだけは償還しておるけど、こういう経緯はどうなんですか、指定銀行としての第三銀行の役割は。

奥山始郎町長

もちろんいろいろ、入札、金利を入札しておるんです。

11番 入江康仁議員

だから金利の安いところで借りたらどうですかと言うておるの。

奥山始郎町長

そういうことです。その都度やっておるです。起債を借りるときに、金利の入札をやっております。

11番 入江康仁議員

ほかのあれを、入札を。

奥山始郎町長

よろしいか、はい。

川端龍雄議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

起債の借換えについての説明を申し上げます。ページは25、26のところでございますけれども、今、議員言われましたこの、例えば(1)の上水道「紀伊長島区」のところで見ますとですね、中間真ん中のあたりですが、未償還残高が0、0、0と3段あります。そして利率が6.05、6.05、6.30というのがありまして、償還の最終のところは20年9月1日とかですね、20年9月1日、2つあります。それから28年3月25日というのも入っておるわけですが、実はこれは平成19年からですね、高率の起債を国が要するに罰則を設けずに高い利息のものを返してよろしいという法律ができて、19、20年と返済させていただきました。特に19年につきましては7%以上のもの、それから20年度は6%以上の利息のものの起債を返還させていただきました、それにあたる起債の部分をですね、下の部分の例えば0.98とか0.95、1.05、1.12というものに借換えをしたということでございます。

その借換えをさせていただきましたのが、地元の紀北信用金庫であり、株式会社第三銀行、あるいは百五銀行であったという、それは入札で率の低いところに借換えをしたというものでございます。以上、そのようなことなんですけれども、したがって、利息はですね、昨年度で高い利息のものと、これに借換えたためにですね、利息がいくらかり節約されたかと言いますと、昨年で1,800万円ぐらい、今年で1,900万円ぐらいの利息が節約されて、私どもの事業の中に入ってきておるということございまして、それらが大きい今年の利益につながったものと、私ども解釈しております。以上でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いえ私が聞きたいのは、その第三銀行のその継続を指定銀行としての継続のときにね、町長、いろいろな条件等が良かったからということの中で、毎回入札をこないしてするんだったらさな、その以前した有利な条件のもとで契約、事業の指定を延長した契約する意味がなかったんじゃないですか、それが1点。

そして今、課長が言われたようにですね、この償還周期というのは、この最後の借り入れしたのが、仮に25ページの一番上を見ると61年、3つ目ですね。3月25日に借り入れをしたものが、平成28年3月25日が償還の最終期限ですよということでしょう。それ今言われた20年9月1日に償還いたしましたというような説明したけど、これは最初から20年9月1日が償還期限じゃなかったんですか。そういう説明じゃないよ、あなたの言い方は。これの日に償還したというんだったら、償還周期の期日は皆これ借りたときの償還の周期でしょう。それあなたの言われた今の2つの20年9月1日に償還しましたということは、繰上償還した期日を言っておるんですか。それとも借り入れ53年12月20日に一番上にあるように750万円を借りて、6.5%の利率で償還が20年9月の1日が償還の最終日やったという意味なんか、そのとこきちっと言わなね、今のあなたの答弁では繰上償還したのが20年の9月1日というように受け止めますよ。

それともう1つ、これが9月1日じゃなかったんだったら、いつだったん。それ皆これ関連してきますよ。今の答弁で。そこはどうなんですか。

川端龍雄議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

ただいまの議員の質問に答えます。はい、この償還周期というのが平成20年9月1日というのが入っておりますが、これは本当は本来はもう少し20何年であるとか、平成30年であるとかという長い期間があるんですけれども、償還を繰り上げてさせてもらいましたものですから平成20年9月1日と、繰上償還をさせてもらった日が最終ということで、ここに記述させていただきます。

11番 入江康仁議員

いやいや議長いいですか、それだったら大きなこれ問題が起ってくるのは、3つ目の61年3月25日に2,000万円借りて、最終の平成28年3月25日になっておるですよ、6.3%が。償還周期が。しかし、これゼロでも返しておるのに、なぜほんならこの期日の明記は違うじゃないですか、これは大きな問題ですよ、こういうことは。これらは指摘されて直すべきもんじゃないですよ。これは資料としてこんな資料出されたら、議長、虚偽の偽造したようなこれを出すのだったら、大変ことになりますよ、お金のことですから。きちんと説明してください。いやいや課長に説明させて、そのあと副町長に、町長これ監督的なあれもあるから。

川端龍雄議長

副町長。

紀平勉副町長

すみません。説明させていただきます。おっしゃるとおりですね、今25ページ、26ページの表を見ていただきますと、償還周期ありますね。これが本当の返し終わる予定日ですね、ですから、一番上の表を見ますともうこれ20年9月1日、これちょっといつ返したかわかりませんけども、これはもうすでに終わっていると、それから上から3つ目を見ていただくと、28年3月25日がお尻になってますけども、残高がゼロということは、これは繰上償還をしたということでございます。

それでちょっとこの起債について説明をさせていただきますと、借入先を見ていただきますと、大蔵省とか公営企業金融公庫とか、政府系金融機関の名前がズラッと書いてあります。さきほどペナルティというお話があったんですけども、こういった政府系金融機関はですね、貸し出しをして、その利率を計算をして、その利率をもって自分とこの運用全体を考えてます。年金とかあれも一緒なんですけども、ですから繰上償還されることによって、その利率が減ることによって、全体の資金運用が変わってくるということで、原則繰上償還は認めないと、もし繰上償還するんであればペナルティを払ってくださいよということで、繰上償還原則認めてなかったです。

そういった中で、さきほど言いましたように、政府があまりにも地方公営企業が経営が厳しくなるから、補助金を付けて繰上償還してもいいですよということで、繰上償還をしたということで、この表の見方ですけど償還周期につきましては、当初契約したときのそのままで返してくださいというお尻の年月ということで、ご理解ください。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

ちょっと答弁不足で、要は私の言っておるのはですね、その副町長が言われたことは、これ私も十分認識してます。それはもうこの大蔵省とかいろんな中で運営していくために、償還は利率の高いのはできるだけしないようにと、できるだけなんです。しかし、さきほどの答弁の中で繰上償還してもいいよと、利率の高いのは。その代わり今は国からですね、いろいろな地方財政の監督が厳しくなる以上、今度は地方財政も今まで以上にそんな利率の高いもんはどんどん償還して、自分とこできちんと楽なようにやっていきなさいよと言うて、変わってきておるはずですよ。あなたの答弁は10年前のことですよ。そんなことわかっておるん、それは。

だけど今言うておる答弁は、これは9月の1日に償還した2つは来ておるんですよ。起債のやり方が駄目だということなんですよ。だからさきほどの答弁では20年9月1日と言うておるのが、上からの2つの6.05%なんです。しかし、6.3%の28年3月25日もゼロになっておるのが繰上償還されたことなんでしょう。だから同じように償還周期がどちらがどうなんだということなんですよ。だから当初の本当のやり方は3つ目のですね、2,000万円が償還をしたのが、本当の契約の中では28年3月25日だよと、しかし、利率が高いから償還しましたという意味でしょう。しかし、課長の言われた平成20年9月1日にしたと、これはずっと先だったけど、償還した期日を入れたとこうなっておるから、そんなら上が本当の起債かどうかということをおっしゃっておるんですよ。そこの答弁を求めておんの。だからあなたの大蔵省とかどうのこうのというのは全然違うんだよ、副町長。しっかり質問も聞いてもうてせな。そこ議長きちんと答弁させてください。わかっています。

川端龍雄議長

最後にちゃんと精査して答弁、はい、副町長。

紀平勉副町長

申し訳ございません。ちょっとわかりにくい説明で、これは20年度の決算でございますの

で、20年9月1日が償還終焉ですんで、すでに9月1日に定時償還したという。

11番 入江康仁議員

いやさ周期はそれは20年9月1日だったらいいけど、償還周期が。違うという、これはまだ先だったけど9月1日に償還したから9月1日と明記したと言うたやないかな。副町長あんたわからんのやったら、先課長に答弁させなさい。あんた間違えたことを横から手出すからおかしいことになっていくんだよ、あんた。

川端龍雄議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

失礼しました。私、その辺をしっかりと。間違えまして、これは20年9月1日の最終周期の起債でございました。したがいまして、3段目のほうが2,000万円については借換えをした2,000万円だと、で未償還残高ゼロになったよということでございます。

また、その上水道の海山区のところで見えていただいてもわかりますように、6%以上のものが未償還残高ゼロになっているところが4段あろうかと思えます。これらについては償還期間が26年とか28年、あるいは32年、平成33年となっております。私のさきほどの説明が間違っております。どうも失礼しました。

11番 入江康仁議員

いやいやだからこの20年9月1日は何を根拠に書いておるわけ。

村島成幸水道課長

これは償還の最終の日付でございます。この2段ですね、はい。

川端龍雄議長

よろしいですか。

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終了します。

これで、各議案に対する質疑を終了します。

日程第18～日程第19

川端龍雄議長

次に、報告案件に入ります。

お諮りします。

報告第8号と第9号については、提案理由並びに内容説明を求めるにあたり、一括して説明を求めることとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、報告2件については一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

それでは、2件の報告について、ご説明申し上げます。

報告第8号 平成20年度健全化判断比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定され、平成19年度分から報告が義務付けられているものであり、同法第3条第1項の規定により平成20年度健全化判断比率を監査委員の意見を付けて、報告するものであります。

報告第9号 平成20年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてであります。これにつきましても、報告第8号と同様、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定されたことに伴い、平成19年度分から報告が義務付けられたものであり、同法第22条第1項の規定により平成20年度公営企業に係る資金不足比率を監査委員の意見を付けて、報告するものであります。

以上、2件の報告につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

川端龍雄議長

続いて、内容説明を求めます。

報告第8号についての内容説明を求めます。

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

報告第8号について説明させていただきます。議案書の23ページをお願いします。

報告第8号 平成20年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成20年度健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告する。

平成21年9月8日提出

紀北町長 奥山始郎

法律第3条第1項の規定によりまして、地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、財政の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ公表を行うものであります。

なお、健全化の判断比率であります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率の4つの項目があります。この比率が基準以上となると財政の健全化や再生のための計画を策定しなければなりません。

それでは24ページをご覧ください。

初めに、実質赤字比率であります。赤字が生じていませんので数値の記載がありません。

次に、連結実質赤字比率につきましても、同様に赤字が発生していません。

次に、実質公債比率であります。14.7%で前年度と比べまして0.7%の改善となっております。参考に記載しています早期健全化基準の25%に比べましても低い数字となっております。

次に、将来負担比率であります。80.6%で前年度と比べまして17.3%の改善となっております。地方債残高が減ったことが要因の主なものであります。早期健全化基準の350%と比べましても低い数字となっております。いずれの数値も基準をクリアしたものとなっております。

しかしながら、当町の財政状況を見ますと、地方税などの自主財源が少なく、地方交付税などの依存財源に頼っているのが現状であり、実質公債比率につきましても県下の市町と比べますと、依然として高い数値となっております。

なお、25、26ページにつきましては、紀北町監査委員さんによる意見書であります。以上であります。よろしくをお願いします。

川端龍雄議長

次に、報告第9号についての内容説明を求めます。

村島水道課長。

村島成幸水道課長

報告第9号について説明させていただきます。議案書の27ページをお願いいたします。

報告第9号 平成20年度公営企業に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成20年度資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

平成21年9月8日提出

紀北町長 奥山始郎

28ページをお願いいたします。

法律第22条第1項の規定によりまして、公営企業を経営する地方公共団体にとっては、毎年度公営企業の経営の健全性を示す手法として資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、公表しなければならないこととされてきました。

資金不足比率とは、公営企業の資金不足額を公営企業の財政規模であります営業収益、料金収入の規模と比較して明らかにし、経営状況の深刻度を示すものであります。これが経営健全化基準20%以上となった場合は、経営状況が悪化した要因の分析を踏まえ、資金不足比率を経営健全化基準未滿とすることを目標として、経営健全化計画を定めなければならないこととされました。

本町水道事業会計の資金不足比率については、資金不足額が生じていないことから、当該比率が該当なしとなります。小さな印ですけど、ハイフンが入っております。平成20年度におきましては、経営健全化基準を十分に満たしている状況であります。今後も事業の経営状況を把握し、必要に応じて適切な健全化対策を講じるよう努力してまいります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

川端龍雄議長

以上で説明を終わり、続いて質疑を行います。

日程第18 報告第8号 平成20年度健全化判断比率の報告について議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

川端龍雄議長

次に、日程第19 報告第9号 平成20年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

これで報告案件に対する質疑を終了します。

ただいまの報告案件については、聞き置くこととし、これで報告事件については終了します。

日程第20

川端龍雄議長

次に、日程第20 請願案件を議題といたします。

お手元に配付の請願文書表のとおり、請願3件をここに受理することとし、別紙請願文書表を朗読させ、説明に代えさせていただきます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

それでは、請願文書表より請願を説明させていただきます。

受理しました請願につきましては3件ございまして、いずれも平成21年8月27日に受付をいたしております。

まず、請願第1号「30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める請願書でございまして、30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、子ども一人ひとりの豊かな学びや、総合的な学校の安全対策の実現に向け、教育予算の増額を行うよう決議いただき、国の関係機関に意見

書を提出していただきたいというものでございます。

請願第2号につきましては、「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める請願書でございまして、義務教育費国庫負担制度が存続され、国庫負担率が2分の1へ復元されるよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出していただきたいというものでございます。

請願第3号につきましては、「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める請願書でございまして、保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度が拡充するように決議いただき、国の関係機関に意見書を提出していただきたいというものでございます。

請願者の住所及び氏名、紹介議員、付託委員会につきましては、いずれも同じでございまして、請願者につきましては、紀北町PTA連絡協議会会長の倉本和之、三重県紀北町校長会会長中村素啓、三重県教職員組合紀北支部支部長谷川進悟となっており、紹介議員につきましては、松永征也議員、平野倅規議員、平野隆久議員でございまして、いずれも教育民生常任委員会へ付託するものでございます。以上でございます。

川端龍雄議長

以上で、請願案件の説明を終わります。

なお、受理した請願については、文書表のとおり、所管の委員会に付託することとなりますので、ご報告申し上げます。

以上で、今回提案されました事件についての質疑は、すべて終了しました。

川端龍雄議長

決算認定の議案が上程されたことにより、議案を提出するため、この場で暫時休憩いたします。

(午後 6時 32分)

(追加議案の配付)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 6時 41分)

川端龍雄議長

本日、認定議案が上程されたことにより、決算特別委員会の設置に関する議案を提出いたします。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、発議案第4号は日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1

川端龍雄議長

追加日程第1 発議第4号 決算特別委員会設置に関する決議について議題といたします。

お諮りします。

本件については、認定案件6件を審査するため、委員会条例第6条の規定により、委員10人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思ます。

なお、審査期限については、審査が終了するまでとし、閉会中もなお審査を行うことにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、本件については委員10人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査を行うことに決定しました。

川端龍雄議長

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任についてであります。委員会条例第8条の規定により、議長において指名することにいたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。したがって、委員の選任については議長において指名することに決定しました。

お諮りします。

決算特別委員会の委員に、

1番	東 篤 布 君	2番	中 村 健 之 君
4番	家 崎 仁 行 君	7番	玉 津 充 君
10番	岩 見 雅 夫 君	12番	平 野 隆 久 君
15番	中津畑 正 量 君	17番	松 永 征 也 君
18番	垣 内 唯 好 君	19番	奥 村 武 生 君

の10人を指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会委員に、ただいま議長がご指名したとおり選任することに決定します。

川端龍雄議長

決算特別委員会の委員が決定しましたので、委員会条例第10条第1項の規定により、直ち

に決算特別委員会を招集し、委員長の互選を行わせることにいたします。

なお、互選に関する職務は同条第2項の規定により、年長委員が行うこととなります。また委員長が互選されたならば、新委員長の招集した委員会に切り替えていただき、副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

川端龍雄議長

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(午後 6時 44分)

(委員会付託表の配付)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 6時 49分)

川端龍雄議長

ただいまの互選結果について報告いたします。

決算特別委員長に、平野隆久君

副委員長に、玉津 充君

が就任されました。

決算審査にあたっては、よろしく願いいたします。

川端龍雄議長

お諮りします。

議題となっている各議案については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、それぞれ担当委員会に付託することといたしたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

なお、付託案件の審査については、明日の9日は、総務財政常任委員会。

10日は、教育民生常任委員会と産業建設常任委員会の開催といたします。

原則として、午前9時30分からの開催となっておりますが、10日は2つの委員会の開催となるため、産業建設常任委員会については、午後1時からの開催といたします。

また、休会中であればいつでも常任委員会を開催されても結構です。委員会の運営については、各委員長において取り計らっていただくようお願いいたします。

川端龍雄議長

これで、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さんでした。

(午後 6時 50分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 岩見雅夫

紀北町議会議員 入江康仁